

平成24年 12 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成24年12月 7日 開会  
平成24年12月17日 閉会

飯 島 町 議 会

平成24年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年12月7日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 第 2号議案 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 第 3号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 第 4号議案 平成24年度飯島町一般会計補正予算（第5号 専決）
- 日程第 8 第 5号議案 飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 6号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第 7号議案 平成24年度飯島町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 第 8号議案 平成24年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第 9号議案 平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第10号議案 平成24年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第11号議案 平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第12号議案 平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第13号議案 平成24年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 発議第 9号 飯島町議会基本条例
- 日程第18 発議第10号 飯島町議会会議規則の一部を改正する規則

○出席議員（12名）

- 1番 久保島 巖
- 2番 宮下 寿
- 3番 浜田 稔
- 4番 三浦寿美子
- 5番 竹沢秀幸
- 6番 北沢正文
- 7番 倉田晋司
- 8番 中村明美
- 9番 坂本紀子
- 10番 堀内克美
- 11番 平沢 晃
- 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 浜田幸雄
- 議会事務局書記 市村晶子

## 本会議開会

開 議  
議 長

平成24年12月7日 午前9時10分

おはようございます。

町当局、議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。これより平成24年12月飯島町議会定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成24年11月14日付飯島町告示第84号をもって平成24年12月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今年も余すところ20日あまりとなりました。この一年、議員並びに町民の皆様には町の行政運営に対しましてご理解ご協力を賜り、ほぼ計画をいたしました事務事業がおおむね順調に遂行されておりますことに対しまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。この一年を振り返ってみますと、多くの尊い命が失われたあの東日本大震災からの復興。立ち直りもまだまだの状況の中、未だ行方不明となっている方々が約3,000人と、その後長く続くこととなりました原発事故による放射能汚染問題など、また一方で国会においては不安定な国政運営の中での一年でございました。内閣府が発表をいたしました11月の月例経済報告によりますと、景気は世界景気の減速等を背景として弱い動きになっており、輸出の減少とともに生産も減少傾向にあり、製造業を中心に頭打ち感が強く企業の業況判断におきましても慎重さがみられるというふうにしております。雇用情勢におきましては依然として厳しい中、足踏み状態になっており、併せて9月にエコカー補助金が打ち切られた影響などもありまして個人消費においても勢いがなくなったというふうに見られております。先行き感につきましては当面は弱い動きが見込まれ、その後は復興事業が引き続き期待される中で、アメリカを中心に経済の状況が改善するにつれて再び景気回復へ向かうということが期待はされておりますけれども、半面ヨーロッパや中国など対外経済環境をめぐる不確実性が高くて世界景気の更なる下ブレや金融資本市場の変動などが日本の景気を下押しするリスクとなっているとされておまして、また雇用や所得環境の先行き、デフレの影響等にも注意が必要というふうにされております。

一方、上伊那地方の月間有効求人倍率からも過去1年間を通じて0.6倍から0.7倍台と、長野県下では最低の水準で推移をしております。依然改善の動きもみられず、求職者に対して求人数が著しく低い状況が続いていることに対しまして大変憂慮を。しておる次第でございます。

また国政においてはねじれ国会の中、野田内閣は第180通常国会において消費税増税

を含めた社会保障と税の一体改革の実現を最重要政策課題に掲げて、6月に民主、自民、公明の3党合意により可決したものの、内輪では消費増税に反対し離党や新党結成などへと分裂状況を招く事態となりました。本年度予算の財源となる赤字国債を発行するための特例公債法案が成立しないまま会期末を迎え閉会となったことで、年末にも財源が枯渇しかねない状況に陥ることから臨時国会を召集し特例公債法案の成立とともに衆議院議員定数削減案への自民などへの同意の見返りの結論として、「近いうち」発言からちょうど100日目の11月16日に衆議院の解散となったところであります。この衆議院解散により現在は選挙期間中に入っているところではありますが、多くの政党林立の中、景気や原子力発電、TPP、領土問題、少子高齢化対策等々が争点となっておりますが、是非この選挙を通じて今度こそ国民不在でなく真に国民の福利の向上となるような国会運営とともに、国益を第一に考えた国政に当たってほしいものと考えております。

さてこの年末にきて、先日も私たちがよく利用をいたします中央自動車道の笹子トンネルのパネル落下事故を含めて、何かと暗い話題の多かったこの一年でありましたが、一方ではオリンピックでの日本選手の活躍や、山中伸也京都大学教授がiPS細胞の研究でノーベル生理学賞を受賞するなど明るい話題もありました。当町でも11月5日には三重県鳥羽市との災害時におけます相互応援協定の調印が行われました。鳥羽市長さんと町民の方のご縁、交流をする中での協定の締結の運びとなったところでありますが、この防災協定を足掛かりといたしまして海と山の人的、物的交流も深めながら、近いうちに友好都市としての提携に進むことを考えているところであります。またかねてから課題となっておりました町内の建設関係者の皆さんとの災害時におけます応援措置等に関する協定につきまして、今まで建設関係、水道関係別々に締結をしていたところでありますが、このたび飯島町建設水道防災協会が発足されたことに伴いまして、大きな災害時等を考慮した中でこの11月16日に一本化した協定が結ばれました。協定締結に関係されました皆様には厚くお礼を申し上げますとともに、緊急時の際には是非ともご協力をお願いを申し上げます。更には飯島町の活性化に向けて期待をされております伊南バイパス工事も順調に進んでおり、本郷地籍から町道堂前線までの間が供用の運びとなりまして、この22日には開通式を迎えることができます。そこから遠望する両アルプスの景観の美しさ、沿道における空間形成にますます期待が高まっております。関係されました多くの皆様に感謝を申し上げます。次第でございます。

さて本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件が3件、条例案件2件、予算案件8件、計13件でございます。いずれも重要案件でございますのでなにとぞ慎重審議をいただきまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、11番 平沢晃議員、1番 久保島巖議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議

会運営委員長の報告を求めます。

堀内議会運営委員長。

議会  
運営委員長 会期につきましてご報告を申し上げます。去る11月20日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきまして審議を行いました。案件の内容からいたしまして、本定例会の会期は12月7日から12月17日までの11日間と決定をいたしましたのでご報告を申し上げます。なお提出議案の内容からして全議案について即決が適当と判断をいたしましたので併せてご報告をいたします。以上です。

議長 お諮りします。ただいま委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月17日までの11日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から12月17日までの11日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思います。堀内委員長、自席へお戻りください。

議長  
事務局長 会期の日程については事務局長から申し上げます。  
(会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。  
議長から申し上げます。最初に請願・陳情等の受理について報告いたします。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条および第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。  
次に監査委員からお手元に配布のとおり、平成24年度定期監査の報告がされております。  
次に例月出納検査の結果について報告いたします。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。  
次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。  
以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)  
議長 本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 それでは第1号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては現在委員として、また委員長職務代理としてお務めをいただいております下島恭子さんが、この12月21日をもって任期満了となります。満了後の委員として山積する多くの教育課題に対処をしていただくため、また人格識見とも適任と考えて下島恭子さんを引き続き委員として任命いたしたく議会の同意をお願いするものであります。なお任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、平成24年12月22日から平成28年12月21日までの4年間です。

議長 よろしくご審議の上、議員各位全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
議長 本案は討論を省略し、これより第1号議案教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。  
[賛成者起立]  
議長 お座りください。  
議長 起立全員です。よって第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第5 第2号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)  
議長 本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 第2号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては現在委員としてお務めをいただいております松村かおりさんが、この12月21日をもって任期満了となります。満了後の委員として山積する多くの教育課題に対処をいただくため、また人格識見とも適任と考えて松村かおりさんを引き続き委員として任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。なお任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、平成24年12月22日から平成28年12月21日までの4年間です。よろしくご審議の上、議員各位全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
議長 本案につきましても討論を省略し、これより第2号議案教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。  
[賛成者起立]  
議長 お座りください。  
議長 起立全員です。よって第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。  
ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。  
[下島恭子氏、松村かおり氏入場]  
議長 会議を再開いたします。  
議長 ここでただいま任命に同意いたしました下島恭子さん、松村かおりさんのお二人からごあいさつをいただきます。下島さんからお願いをいたします。  
[下島恭子氏、松村かおり氏登壇あいさつ]  
下島恭子氏 おはようございます。このたび教育委員として再任されることとなりました下島恭子です。子育てを取り巻く環境、また子どもを取り巻く環境が大きく変化し、親御さんや子

もさんにとって戸惑いの多い時代です。飯島町の宝である子どもたちが健やかに伸びやかに成長できますようお手伝いができればと考えています。元より微力なものではありませんが懸命に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長

次に松村さんお願いいたします。

松村かおり氏

このたび教育委員を拝命いたしました松村かおりです。就任にあたり一言ごあいさつ申し上げます。1期4年を務めさせていただきましたが、まだまだ力不足を感じる4年間でありました。今、子どもたちを取り巻く環境は社会のグローバル化、情報化等をはじめとする社会環境、それから生活環境の大きな変化の影響もあり、いじめや不登校、生活習慣の乱れなど益々深刻化している現状であります。このような状況であるがゆえに今私がいなければいけないこと、教育関係者であり保護者という立場から広く情報を収集し教育行政に反映させていければと思っております。微力ではありますが多の方々のご意見を伺いながら、より良い教育環境の実現を目指し取り組んでまいり所存しております。皆様のお力をお借りするとともにご協力をお願いし、簡単ではありますが就任のごあいさつとさせていただきます。ご指導をよろしくお願いいたします。

議長

下島さん、松村さんありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

[下島恭子氏、松村かおり氏退場]

議長

日程第6 第3号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第3号議案人権擁護委員候補者の推薦について、意見を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命する任期3年の委員でございます。現在、吉川雅治氏、米山まつゑ氏、本年10月1日より上原保氏の3名が在任中でございます。このたび吉川雅治さんが平成25年3月31日をもって2期目の任期が満了となりますので、任期満了後の後任委員の候補者として再度、吉川雅治さんを法務省に推薦をするにあたり議会の意見を求めるものでございます。任期は平成25年4月1日から3年間となります。なお法務省の手続きが任命までに3カ月程度必要となりますために、今議会において提案をさせていただいたところでございます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、これより第3号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。

起立全員です。よって第3号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長

日程第7 第4号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第5号)専決を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

第4号議案平成24年度一般会計の補正予算(第5号)専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は11月16日に衆議院が解散となり12月16日に投開票が行われることになりました。その選挙費用につきまして補正予算を編成し、予算の執行上の必要性から地方自治法第179条の規定に基づき11月20日付で専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定に基づき今回の議会においてご報告申し上げ承認を求めます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,202,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,473,372,000円とするものでございます。その他細部につきまして総務課長から説明を申し上げますので、よろしく審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

(補足説明)

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第4号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第5号)専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第4号議案は承認することに決定しました。

議長

日程第8 第5号議案飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第5号議案飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。本条例の根拠になっております国の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことによりまして、本条例にありますが長野県暴力追放運動推進センターの根拠規定に、条項のズレが生じたため、この規定を引用している本条例の一部を改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第5号議案飯島町暴力団排除条例の一部を改正する条例を採決いたします。お

諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 第6号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第6号議案飯島町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案は長野県税条例の改正を受けまして、個人県民税と同様に所得税において寄付金控除が適用される寄付金のうち、長野県内に事務所または事業所を有する団体に対する寄付金につきまして別表1を加え、個人住民税の寄付金税額控除を適用することとするものでございます。対象となる寄付金は本年24年中以降に行った者に対し、平成25年度以降の年度分の個人住民税について適用するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 (補足説明)  
 議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
 (なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これより討論を行います。討論はありますか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第6号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 第7号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第7号議案平成24年度一般会計の補正予算(第6号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ23,740,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,497,112,000円とするものでございます。主な内容であります。農林水産業関係といたしまして経営体への農地集積などに協力する農地所有者への協力金交付事業に国庫補助金を活用し取り組むこと。また中日本高速道路株式会社からの助成金の増額を受けまして、高速道路水路橋の剥落防止工事を増工をすることといたしまして、歳入歳出ともに同額を増額補正をいたしました。また保健衛生関係といたしまして県の安心子ども基金事業を活用し、母子保健事業などを推進するための予算を補正をいたしました。その他、緊急を要する施設の補修や職員の人事異動に伴う科目間の人件費の調整、並びに市町村職員共済組合の負担金率の改定に伴う負担金の増額、及び臨時職員に関係する経費などの補正を行いました。なお不足をする財源につきましては特別地方交付税を増額補正し対応したところでございます。その他細部につきましてはそれぞれ担当

課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)  
 住民福祉課長 (補足説明)  
 産業振興課長 (補足説明)  
 建設水道課長 (補足説明)  
 教育次長 (補足説明)  
 議会事務局長 (補足説明)  
 議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
 9番  
 坂本議員 20ページの観光費の4141の「まちづくりセンターいいじま」のまあ増額したわけですけれども、これは「まちづくりセンターいいじま」は指定管理者となりましたが、内容的にはそんなにあの増額するような、例えば何か新しく事をなすとかそういうことのための増額だったのでしょうか。それともう1つは24ページの小学校、飯島小学校のトイレの問題なんですけれども、臭いの問題はそれでお水を流せば済むということも、その時はいいと思いますけれども、具体的な構造上の問題があるかと思われませんが、その点については調べられて、まああのこれは結果として水道料を使ったわけですから、それはどのように調べられたのでしょうか。その2点お願いいたします。

産業振興課長 坂本議員のご質問にありました観光費「まちづくりセンターいいじま」への補助金の関係でございますけれども、現在あの嘱託職員1名、臨時職員2名ということでまちづくりセンター運営してございます。当初予算ではあの臨時職員3名ということで予算計上されておりましたけれども、4月1日から1名がまあ高度な職務をしているということで嘱託職員化されたということでございます。その関係で585,000円が増になったということでございますので、人数等に変更はございません。

教育次長 飯島小学校のトイレの臭いのご質問でございますが、何度か調査をしましたが原因は不明でございます。それであの当面の措置として現在この水を流すことでいくらか臭いを減らせるように対応しております。で、根本的な解決にはなりませんので、できるだけ近いうちにですねあのトイレそのものの改修、全面改修を予定をしております、これはあの国の補助金を活用する中で考えておるんですが、まあ一部、洋式化も含めてそういった全面改修も考えております。

議長 他にありませんか。

3番  
 浜田議員 冒頭あの町長のご説明にもありましたけれども、人件費の調整を行ったということで課別に見ますとですね、あの10,000,000から5,000,000の増額、あるいは3,000,000ぐらいの減額ということになっておりますけれども、質問内容はあの人事異動等も含めてですね人事に対する大きな考え方の変更がこの中に含まれているのかどうなのかということと、総額について増減があるのか、この2点についてお尋ねいたします。

総務課長 先ず人件費の関係でございますけれど、この予算を作った段階は今年の12月から1月にかけて予算編成した数字でございます。で、4月1日付の人事異動によりまして特別会計それから一般会計、それから科目間の調整が出てまいりまして、それぞれの額で大きい

ところは大きい金額、それからまあ小さいところもありますけれど、その部分もあります。それから今回4月というか昇給がございます。昇給がございましてその部分も入っておりますので、そこら辺も含めた人件費の補正になっております。それから、全体的には最後の給与費明細書を見ていただければと思うんですが、29ページ以降になりますが、職員数は当然変わっておりません。当初予算と変わっておりません。その中で先ず30ページをご覧くださいと思います。職員数については変わっておりません。給料全体では減額となります。798,000円。それからただあの6,287,000円という職員手当が増えておりますが、これが先程の予算書の中で出てきております+-された数字がこの6,287,000円という手当でございます。職員手当これは時間外を含む手当でございます。それから共済費につきましては先程言ったように率の改定があったということでそのように変更になっております。増減的な内容についてはそんなところですが、職員手当の内訳につきましてはその下の欄でございますのでご覧をいただければというふうに思います。以上でございます。

議長  
8番  
中村議員

他にありませんか。

26ページ教育費5641文化館費であります。予約管理システム構築費委託料が入りまして、いま説明があったんですけれども、台帳からシステム化されるようでございますが、このシステムはいつから実施されて、町民への情報展開といえますかそれはどのようにされるのか伺います。

教育次長

県の補助金の絡みもありまして県の交付決定を受けてから着手することになります。現在の予定では2月からこの委託先が新規の雇用者を確保して、そこから実際にあのシステム設計に入ってまいります。ですからシステム設計に2~3ヶ月、4~5ヶ月場合によっては必要になりますので、新年度に入ってから完成ということになるかと思っております。ここで、あの補正予算で今年度分だけの予算要求をしておるわけですが、新年度の後半ですね、後半に入りまして運用テストをしながら、具体的にシステムがスタートするのは冬、ちょうど今頃ではないかというふうに考えております。

10番  
堀内議員

22ページ、建設促進期成同盟会の補助金の件についてお伺いをいたしたいと思います。まあ既に伊南バイパスは駒ヶ根区域で平成19年ですか開通式が行われておりますが、まあその負担の例に習っての飯島町のその負担、開通式の負担かどうかということをお伺いをしたいと思います。それからもう1つは、2年後には田切を通じて現道の153を經由して駒ヶ根へいくと、まあ暫定開通という形になるわけですが、その時にはこのセレモニーはどんなようなことをやられるのか、その2点についてお伺いします。

建設水道課長

ご質問の1点目でございます。負担金の関係でございますが、費用の関係、前例に習ってということでございますが、あのこちらにつきましてはあの従前ですと国の方でかなりの金額の負担をいただいていたという状況でございます。昨今のこの社会情勢によりまして国が負担がなかなかいただきづらいという部分がございます。駒ヶ根市と飯島町でそれぞれいままで積み立てを行ってきた率によりまして開通式の費用負担をいただくということで、飯島分1,000,000ということをお願いをしておるという状況でございます。それから2年後のお話がございました。田切南割地区の2次供用の関係でございます。こち

らにつきましても同盟会の方で予算の積み立てを行っておるという、現在の段階での計画でございますのでよろしくお願いいたします。

議長  
6番  
北沢議員

他にございませんか。

ページ17でございますけれども、母子保健事業の関係で車を購入されるということでございますが、これはあの車全体の台数でいくと増になるのか更新であるのかという点。それからまああの町が自然エネルギーその他を目指しているということでもありますので、当然のように、もうエコカーという点が頭に浮かぶんですが、そういったことを検討されておられるのか、そういった点について伺います。それからページ26の先ほども質問ございましたが、文化館の予約管理システムの関係でございますけれども、まあ同じような仕事の中で社会体育館等の予約があるわけでございますけれども、今回のシステムについてはそういったものにも応用ができるような形を考えていただけるのか、その点について伺います。

総務課長

それではあの公用車関係の庁内全体での関係ということでございます。最初の質問そうだと思いますが、今回のこの「安心子ども基金」を活用いたしまして1台購入させていただきます。で、前々から不具合が生じておりました車がありますので、その車については廃車するというので、総台数については変わりありません。その中で全体の中で調整をさせていただきます。

住民福祉課長

車の中身、車種関係でありますけれども、予算の関係もありますので軽の、現状ではホンダのNボックスというそういう車を予定しております。ちょっとあの電気自動車とかそういうのを購入できればいいんですけども、それまでには至っておりません。

教育次長

文化館の予約管理システムを社会体育施設の予約管理システムにまあ応用ができるようになるかどうかというご質問であります。とりあえずあの文化館の管理システムとして構築するということを考えておまして、そのあの出来具合によって、もしかしたら可能であればそういったことも検討していきたいと考えております。

議長  
2番  
宮下議員

他にございませんか。

10ページですね1111の一般管理費ですけれども、その中のあの臨時職員の賃金ということで5,913,000円になっておりますけれども、結構な額になっております。これにつきまして採用人数、並びに採用目的をちょっとお聞かせいただければと思います。

総務課長

5,913,000円の臨時職員の賃金でございますが、4月以降でありますけれど、年度の途中になりますけれど、事務事業がまあ増加したってということ、それから実はちょっと途中で退職された方、等々ございまして、この5,900,000については3名分でございます。で、その3名分の中からお願いした方の臨時職員の賃金ということでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第7号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで休憩といたします。再開時刻を午前10時50分といたします。休憩。  
  
午前10時30分 休憩  
午前10時50分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

議長 日程第10 第8号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町長 それでは第8号議案平成24年度国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,212,000円を減額し、歳入歳出それぞれ925,249,000円とするものでございます。今回の補正は人件費の変更があったことなどによりまして、繰入金、総務費、保健事業費、予備費を補正するものでございます。歳入では繰入金を3,212,000円減額するものでございます。歳出では人件費分として総務費から167,000円を減額し、保健事業費を2,000円増額、予備費を3,047,000円減額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。  
議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第8号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12 第9号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町長 第9号議案平成24年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,925,000円を減額し、歳入歳出それぞれ108,874,000円とするものでございます。今回

の補正は人件費の変更により歳入歳出減額補正を行い、歳入では繰入金を1,925,000円減額するものでございます。歳出では総務費を1,925,000円減額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきますして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。  
議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第9号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13 第10号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町長 第10号議案平成24年度介護保険特別会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,398,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,029,076,000円とするものでございます。今回の補正は人件費の変更に伴いまして一般管理費管理の事務費を5,451,000円減額し、介護予防のケアマネージメント事業費69,000円を増額、予備費を16,000円減額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。  
議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
8番 中村議員 職員定数で伺います。補正後が4名、補正前は5というふうに1人補正後減っているわけですけども、この減った理由ですね、又は補正前に5人にした理由等をお聞きいたします。  
住民福祉課長 23年度の末の状況につきましては4ということでございます。昨今の介護関係の人員不足というようなことも鑑みまして5という数字であったわけですけども、人事編成上の関係で結果的に現有の4になったということでございまして、23年度と変わらない人数ということで、当初予算計上につきましては1名増だったんですけども、現状どおりとなったという結果でございましたので減額をさせていただくということでございます。  
議長 他に。  
9番 坂本議員 今に関連したことでですけども、あの1名減ということで実態としては行政報告書の中では大変だということだったと思うんですけども、この1名減で仕事の方は大丈夫なんでしょうか。  
住民福祉課長 23年度と同数でございますので現状と変わらない人数で現在回しているということで

議長 ございます。  
 他にありませんか。  
 (なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第10号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決  
 します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。  
  
 議長 日程第14 第11号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2  
 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
 町長 それでは第11号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算(第2  
 号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額を  
 868,000円増額し、総額で413,875,000円とするものでございます。歳入につきましては  
 新規加入金を増額し、繰入金を減額するものでございます。歳出につきましては職員の異  
 動に伴う人件費等の調整と、各処理場の維持管理費の増額を行い、工事請負費では公共樹  
 の設置に1,370,000余を増額し、これらを予備費で調整をするものでございます。細部に  
 つきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきまし  
 て、ご議決賜りますようお願い申し上げます。  
 議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか  
 (なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第11号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
 を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。  
  
 議長 日程第15 第12号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第  
 2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
 町長 それでは第12号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2  
 号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては歳入歳出それぞ  
 れ総額286,253,000は変更ありませんけれども、必要な補正財源は予備費で調整をさして  
 いただいたものでございます。歳入につきましては財源組み換えのみでございますので総額  
 変更はございません。歳出の補正につきましては職員の扶養手当関係の調整と、各処理場

の電気料など維持管理費の増額をし、これらを予備費で調整をするものでございます。細  
 部につきましてご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいた  
 だきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。  
 議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか  
 (なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第12号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2  
 号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ  
 んか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。  
  
 議長 日程第16 第13号議案平成24年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)を議題  
 とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
 町長 それでは第13号議案平成24年度水道事業会計の補正予算(第2号)について提案理  
 由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収支と資本的収支に関する補  
 正でございます。収益的収支では職員手当と法定福利費で46,000円減額し、支出予定額  
 を197,954,000円とするものでございます。資本的収支では去る10月29日の議会全員  
 協議会でもご説明申し上げましたが、日曾利地区での簡易水道のクリプト対策関連費とし  
 て施設整備に予算を充当すること、そして樽ヶ沢浄水場の計器設置工事で合わせて  
 10,800,000円を増額し、資本的支出を157,700,000円とするものでございます。この補正  
 によりまして資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を改めるとともに、議会の  
 議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を改めて補正するものでござ  
 います。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいた  
 だきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。  
 建設水道課長 (補足説明)  
 議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか  
 (なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第13号議案平成24年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)を採決しま  
 す。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17 発議第9号飯島町議会基本条例を議題とします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

堀内議会運営委員長

議会運営委員長 発議第9号飯島町議会基本条例制定について趣旨説明を申し上げます。議会基本条例は郡下でも既に1市2町の議会で制定されるなど、制定に向けた取り組みが各議会で進められております。このような中、飯島町議会では平成23年4月から議会改革、議会活性化に着手し、議会運営委員会が中心となって議会委員会条例、議会会議規則など現在使われている例規の見直しを進めてまいり、同年6月からは議会基本条例の制定に向けた取り組みを始め、20回に及ぶ委員会での検討や全国町村議長会、長野県町村議長会による研修を深めてまいりました。今年9月には議会全員協議会で議会基本条例原案の確認を経て、10月には各区ごとに住民説明会を開催し、議会基本条例制定までの経過や条例の内容を説明し、住民の皆様からはご意見をいただく中でご賛同をいただいております。条例の内容は議会や議員の責務や活動原則、町民や町長との関係を明らかにして憲法が定める町と議会の2元代表制の一翼を担う議会が、立法、行政的意思決定、行政監視の3権限を有効に機能させる中で、町長との適切な緊張関係を保ちながら、議会の持つ公平性、透明性、独自性を確保し、町民に開かれた議会、信頼される議会として自立した議会を目指した内容で、前文と第1章から第9章、23条により構成されております。今町民は安全で安心して生活できるまちづくりを望んでおり、今こそ議会と町が車の両輪となった一体的なまちづくりが求められております。議会のあり方を示した議会基本条例の制定はこれに応えるものとして制定するものであります。議員各位にはよろしくご審議の上ご賛同をお願いして趣旨説明といたします。

議 長 次に発議第9号に対する賛成者の意見を求めます。

9番 坂本紀子 議員

坂本議員 それでは賛成の立場で討論をいたしたいと思っております。昨年から1年以上に亘り議運の中で内規の見直し、また研修に出かけて勉強する中で、飯島町議会にふさわしい、そして住民が読んでも分かりやすい内容の議会基本条例を作り上げました。この議会基本条例には私たち議員の責務と資質向上が謳われており、また住民へ更なる議会の情報公開や多くの住民との懇談会の開催が盛り込まれております。先ほど行われました住民への説明会では、議員定数、報酬、一般質問の内容や手順など厳しいご意見をいただきました。これら多くの意見をそれぞれの議員が胸に収め、この議会基本条例に則り今後も活発な議会活動をしていただきたいことを申して、皆様方のご賛同をいただきたいと思っております。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。堀内議会運営委員長自席へお戻り下さい。

これより討論を行います。討論はありますか。

5番 飯島町議会の最高規範としての議会基本条例案が議員発議によりただいま提出されたところであり、飯島町の諸先輩議員よりこの間活性化のため築き上げられてきた議会に

ついて、本日歴史的な意義ある未来に向けて町民に開かれた議会、信頼される議会実現の条例がただいま可決されようとしております。条例案中の第11条、町長の反問でございますけれども、この文言は答弁に必要な範囲内で反問することができると規定しております。この条文について範囲内規定を外すべきであるという町民の声もあったわけであり、他市の市町村の議会基本条例をそのまま真似をするのではなくて、飯島町議会の独自の独自性を持った、十分その意義が持たれた条文でありまして、実に個性的な条例案であると思っております。本条例が制定されますと益々現状よりは議会活動の幅は議員お互いに幅が広がるわけであり、こうした中、私は議員として町民の負託に応えるため、また更に品質の保持、資質向上、識見を更に高めることをここに表明をいたしまして賛成討論といたします。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第9号飯島町議会基本条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって発議第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 発議第10号飯島町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

堀内議会運営委員長

議会運営委員長 発議第10号飯島町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を申し上げます。平成23年度から進めてまいりました議会改革、議会活性化の一環として議会関係の例規の見直しを進めてまいりました。その中で議員の議案提出については地方自治法の規定通りとし、現行の賛成者2名を1名に改正することとしました。また議会における会議出席者の携帯品については時代に合わせた見直しを行い、併せて条文整備を行うものであります。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同をお願いして趣旨説明といたします。

議 長 次に発議第10号に対する賛成者の意見を求めます。

9番 坂本紀子 議員

坂本議員 賛成の立場で意見を申し添えます。先ほど委員長が言われましたとおり1年以上前から亘り、内規の見直しを図りまして、先ほど議会基本条例が決定されて細かいことが変更となりますので、それに伴いまして変更することとなりますので皆様もご賛同いただきたいと思っております。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。堀内議会運営委員長自席へお戻り下さい。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより発議第10号飯島町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。お諮り  
します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日の会議を閉じこれで散会とします。ご苦労様でした。

午前11時19分 散会

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

久保島 巖  
北沢正文  
堀内克美  
竹沢秀幸  
中村明美  
坂本紀子

○出席議員(12名)

1番 久保島 巖	2番 宮下 寿
3番 浜田 稔	4番 三浦寿美子
5番 竹沢秀幸	6番 北沢正文
7番 倉田晋司	8番 中村明美
9番 坂本紀子	10番 堀内克美
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄  
議会事務局書記 市村晶子

## 本会議再開

開 議 平成24年12月11日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。なお、本日の一般質問について林代表監査委員にご出席をいただいております。代表監査委員には御多忙中の中ご出席をいただきありがとうございます。よろしくお願いたします。

議 長 日程第1 これより一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問をするようお願いをいたします。

1番 久保島 巖 議員

久保島議員 それでは通告に従いまして質問を始めてまいりたいと思います。本日私の方は三つ、3点についてご質問をいたします。1つは街づくり基本計画、まあ仮称ですがこれを策定を急いだらという話。2つ目には空き家対策条例を制定したらどうかというご提案。そして3つ目にはいじめ防止対策条例の制定をしたらどうかと、いうふうな3つのことについて質問をしてみたいというふうに思います。まず最初にですね1番の街づくり基本計画ということなんですが、この22日に伊南バイパスがいよいよ供用開始ということになります。それでまあこの街づくりというのは私の「街」という字を当てさせていただきましたけれども、いわゆるあの人づくりとか町の全体構造をどうしていくかというふうな町づくり、もしくはあの平仮名のまちづくりと、人づくりということではなくてですね、いわゆる街路の街ですね、商店街とか中心商店街とかいったものに当たるということでご理解いただきたいというふうに思います。それでそのバイパスが当たるにあたりましてですね、あの開くに当たりまして開会のたびに定例会のたびに同僚議員からバイパスの開発はどうするんだと、町長の方からはまあいろいろ提案いただいておりますけれども、中型スーパーを核にして民間の活力を生かしてまちづくりをしていきたい、賑わいのあるまちづくりというようなことをおっしゃられておるわけでございますが、このバイパス開通するに当たってですね具体的なその町の、街並みとか街の形成とかいうことがですね浮かんでこない、田園地帯をですね突っ走って通って行ってしまうようなバイパスに見えてくると、いうことがどうもイメージとして湧いてくる、私のその想像力の無さというのがどうなのかということもわかりませんが、一般町民の方の中にもですね、どんな街になっていくのかなあと。例えば駒ヶ根の伊南バイパスのあの沿線沿いのように、ああいう街ができていくのか、それとも単に通過交通としてドーンと抜けてってしまうようなところになっていってしまうのか、ということをお聞きしたいというふうに思います。

町 長

な道では困るということが言えるんじゃないかと思うんですね。あのバイパスが開くにあたって小町屋のそのところはですね、市場割の開発計画というのがあってですね、バイパスが開いたその周辺を奥の方は住宅地、道路南側の方は医療関係も張り付けた形の中でああいう形成が出来てきたと、そういうのを多分イメージをするのかなというふうに思っています。そこで私がその知る限りですね、例えば計画図、計画書というのがですね、いわゆる国土計画、土地利用計画ですね第三次の飯島計画ですが、それがあるだけで後具体的なものがですね表示されていない、明示されていないというふうに感じるわけです。その点で例えばバイパスに移転をしようかなと思っている方がいらっしゃるかもしれません。私もちょっと聞いているところがあるんですが、それから新たに出店しようかなというふうに思っているんですが、どんな街になるのかということによってですね、場所的にも変わってくるし、それから業種業態もいろんなものが入ってくるということを考えますと、そのテナントミックスということも考えていかなければいけない、そういったガイドラインっていうんですかね、町の計画が、こんな街にしたいんだけどなあというのを示していただく必要があるんじゃないかというふうに思っています。それに伴って例えば関連してですね中心商店街とどういうふうにつながっていくのかと、進めていくのかということもですね、この商店街がどうも寂れてきたと、活性化したいというふうなことを宮下議員からもたびたびご質問あるんですが、これも町長の方は民のことは民の力でと、皆さんに頑張ってもらわなければならないというふうにおっしゃっていますけれども、じゃ町としてどんなふうな形にしたいのかということをお示ししてもらおうと、これが私は必要じゃないかと思えます。そこで町長が頭の中に描いていることではなくて、文書として図面として提示して町民の皆さんに理解するというのを今までしてきたのかどうか。バイパスを当時ですねあの開発段階であったのかどうかはしませんが、私はちょっと見ていませんのでその辺のことについてまず最初にお聞きしたいというふうに思います。

それでは久保島議員の質問にお答えをしてみたいと思います。まず街づくり基本計画の策定ということで関しまして、伊南バイパス沿線の開発。街並形成の具体的なまあ考え方。それから中心市街地まあ駅前広場、広小路街路の部分かと思っておりますけれども、これのまあ活性化計画についてのご質問でございます。伊南バイパスの沿線の開発する街並の形成につきましては、伊南バイパスの開通に向けて平成20年度にバイパス沿線や堂前線沿線の土地利用計画に関わる調査研究を、庁内プロジェクトや沿線住民の皆さんとワークショップという形で行ってまいりました。その報告書がまとめられておるわけでございます。当時住民の皆さんからご意見をいただきまして、そのご意見を参考に第三次国土利用計画の飯島町土地利用に関する基本計画を策定をいたしました。その基本計画によりまして伊南バイパス沿線は、今言われました活気あるこの賑わいエリア、商業ゾーンを中心としてエリア設定をしておる状況でございます。ご承知のとおりかと思っております。本年度になりまして庁内に国道153号伊南バイパス沿線土地利用のプロジェクトを設置をいたしまして、沿線上の土地利用について検討を今現在進めておるところでございます。商業ゾーンとなるこの沿線に出店を希望する進出企業と地元の皆さんとの合意形成等もございまして、町としては環境や景観に配慮しつつ早急に調整を図っていく必要があると、そのことをまあ具体的にゾーンニングしていくことも必要かなというふうに思いますが、なかなかこれはあの相手様のあることでもございまして、こちらの描いたような形に必ずしもい

くというわけにはまいりませんが、今お話にございましたように、例えばあの移転を希望する方、住宅移転をする方等々のことにつきましては都度あのこの土地利用計画ゾーンニングの考え方に沿ってまあ誘導していく必要があると、場合によってはそのことが農地転用に結び付いていく場合も出てくるということでございますので、今後のひとつ調整課題とさせていただくようにまた鋭意検討を進めてまいります。

それから中心商店街の活性化計画でございますが、これはまああの久保島議員もかつてご承知の通り、この駅前広場、それからこの中心商店街、広小路商店街の更なる活性化を目指して、この都市計画に基づく街路整備をしたところでございます。当時は多くの店の経営する方々といういろいろまあひざ詰めで懇談をいたしまして、この町の中心商店街としての顔としての再生を図っていくんだという大変な意気込みでまあ始まって、ご承知のようにあの切り取り方式という形になったわけでありまして、ところがまあいろんな経済状況もございましたり、それからあの一部有志の方の他の地区への店舗移転というようなこともございまして、結果としてはなかなか思うようにいかなかったというのが現実の姿でございます。ただあの当時のあの状況から今の状況を比べて、町の顔としてのこのいわゆる街路、街並の整備、あのままで果たしてこの飯島町の顔として維持できたかどうかということになりますと、これはあのやる必要があるであったというふうに思っておりますが、商店街形成という形ではまあ結果としてはこうなったということはひとつまあ憂慮すべきことであったなあというふうに思っておりますけれども、まあそんなことであのこれからコスモ21の問題もございまして、何とかそのこともまた後ほど質問に出てくるかと思っておりますけれども、なんとかしていかなければならないというふうに思っております。今鋭意いろんな面で進めておりますが、そうした目途が立った時点でまた、この現在の国道と下の国道の間のいわゆるこの住居ゾーン、商業ゾーンの形作りというものをしっかりいたしましてですね、この整備を図っていく必要があると、その上にこの久保島議員がおっしゃるこの街並基本計画であり活性化計画につなげているということだろうというふうに考えておりますので、もうしばらく猶予のお時間をいただきたいというふうに思っております。

久保島議員

いわゆるですね目に見える形でのゾーンニングの図っているのがありますとですね、具体的に解ってくるということでございますので、是非とも取り組んでいただきたいと、まあ中心商店街につきましてはですね、まあちょっとあの蒸し返しになってしまうんですが、やっぱり行政の核とかですね役場とか病院とかっていうものが街並の形成の上では非常に核になってくるということはまあ非常に痛切でございまして、その辺のところ考えますとあのところに役場があった方がよかったのかなあというふうに今更ながら思うところがございますけれども、まあそれは今言ってもしょうがないわけですね。そこでですね、その2番目のところに行きますが、役場、文化館、この周辺ですね、要するにこの役場が上に上がってきたことによって、この周辺をもうちょっと街並的にする必要があったんじゃないかなというふうに思うんですね。まああの幸いでですね歯科医さんが入ってきて、それからちょっとですねいろいろなのが文化館もありますし、この集積地になってきているわけなんです、そうするとこう横路もありますし縦道もありますので、ここのところですねコンビニよりかちょっと大きめの、中型っていうんですかねスーパーでも誘致するか、それからあの処方箋のできる薬局さんとかね、その辺ドラックですか、その辺を配置して

いくかっていうことにすることによってまた少しワンストップ機能というものが出てくるだろうというふうに思うんです。まあそうすると中心商店街とちょっと離れちゃうんじゃないかという話があるかもしれませんが、あの神社があったり小学校、中学校、またグラウンドがあったりですねちょっと離れているんですが、まあもっと大きく考えますとそのいわゆる文化・教育・行政の核がある、この地域には集中しているわけですので、この役場の西側周辺をですね開発してまあ商店街になり、それに商業ゾーンになると、また医療関係のなりとそういうものを貼付けてくるとですね、今度は大きな街になるんじゃないかなと、今度はこのいわゆる行政を中心としたまあ文化教育を中心とした核ができて、その周りに商店街が貼付いてくるということもありかなというふうに思うわけですね。そこでまあ追加してお聞きするわけなんです、この周辺ですね、この周辺の開発、または商店街の貼付とか住宅の貼付ということについて計画もしくは図面等やったことがございますでしょうか。その辺ちょっと伺います。

町長

次はあの、この位置、いわゆるあの役場や文化館周辺の街並形成の考え方でございます。これはあの基本的には先程も申し上げましたように、第三次の国土利用計画によりまして役場、文化館周辺については飯島町の土地利用構想図におきまして住居ゾーンという位置付けでエリアができております。ただあのこの住居ゾーンの中には若干のそうした生活に必要なお店や事務所といったようなものも、当然あの併設がある可能なわけでありまして、そうしたことを住居ゾーンを中心になってまあエリア分けをしておるところでございます。それでまあこの中心のエリアにつきましては、ご承知のようにもうこの役場の施設、それから小・中学校がございまして、それから文化館や図書館、弓道場といったこうした文化・体育施設がもう既にできておるというようなこと。このようにまああの行政やそれから教育、文化、ほとんどのまあ町の中心地としての機能が施設整備が進んでおまして、このことをもってまああの街並形成の更なるそのゾーンニング計画、位置付け計画というものをする必要はもうないんじゃないかというふうに思っております。従って後は、この住居ゾーンに如何にこの住宅等が建設進出して街並形成ができていくかということ、ひとつ町の行政の立場から誘導していく必要があるだろうというふうに考えておりますので、非常にあのこの地は住宅地には最適であるというふうに、いろんな利便性からも含めてですね思っておりますけれども、そうしたものとそれから安全でゆとりあるこの環境の質の高い住居地として、これからは町と行政として誘導していきたいということと同時に、また民間にもいろいろとお願いをして、そうした住居ゾーン進出への足がかりとなるような町も連携をとっていく必要があるというふうに考えておりますので、とりわけこの周辺について街並の形成計画というものを新たに作るという考え方はもう必要ではないんじゃないかというふうに思っております。

久保島議員

いわゆるですねその住宅ゾーンでございますので、もちろん必要最小限のお店があってもいいだろうというふうに思うんですが、ここのところに役場ができてからですね、どうもそのそういったふうには開発が出来ていかないということもちょっと懸念しているんですね。地元の住民の方からもですね、どうも寂しいんじゃないかと、よく行政視察なんかに行きますとですね役場の前には必ず飲食店なりですね食堂なりというのがあってですね、非常に賑わっているというところにあるんだけれども、ここはすぐ田んぼだったりということ寂しいよ、という話も聞いておりますので、是非ともですね町長のおっしゃるよう

に誘導していただくということにおいてはですね、もうちょっとその分かり易い、先程も言いましたゾーンニングの図面等があったらいいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺もちょっと考慮していただきたいと。それでですね、まあそれいろいろ考えてみますと、どうもですねあのいわゆる都市計画による土地利用計画のゾーンニングというふうなところでストップしてしまっているんじゃないかなというふうに思うんですね。で、もう少し分かり易い街並み形成なり街づくりなりの方向性、それから分かりやすい図面等があると非常に説得力も出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。ちょっとまああの行政規模が違いますよということでもた町長おっしゃるかもしれませんが、JRの中央線に国立駅というところがございます。ここがですねあのいわゆるJRが通っているものですから踏切で非常に開かずの踏み切りっていうことで有名になったところなんです、そこに跨線橋を作るということであのまあずっと大きなものができるんですね、そうすると跨線橋によって街がずいぶん変わってしまうと、まあそこには大学があるものですから非常にそのそういう意味では一応区画整理もできていたんですけれども、そういうところでその跨線橋による街並の変化ということに対応してですね、街づくり計画というのを基本計画を作りまして、で、ここは商ニングゾーン、ここはビジネスゾーンとしてですね、ここはいわゆる文化教育の施設というふうなゾーンニングを分けて、そこにある程度です、店舗貼付というようなこともやった図面を出しているんですね。それはまああの結構大きなボリュームなものですけれども、図面は何枚も亘ってまして、じゃ道路はどういうふうに作っていくんだ、公園はどういうふうに配置していくんだという、それから商店街相当のゾーンニングはどうしていくんだということも、こと細かに出ている。そういうことによってもですね、まあもちろんこれは1年で出来るわけではございませんので、年次計画がありましてですね、今年度はここまで来年度はあそこまでというような、いわゆるあの行政で言っている事務事業の3年のローリングによる実施計画と同じような形で出来ているわけです。それでまああるとこまで行ったらもう一度見直しをして再度行っていくというふうな形で行っているというふうな形でございまして、そういうふうにですね町のいわゆる街並み形成、街づくりの計画っていうのも、バイパスの沿線もそうですし、それから中心商店街もそうですし、プロジェクトが出来ているということでございました。それから協議会等も出来ているということでございますので、その辺を是非活用していただいてですね、もっと消費者を巻き込んで住民代表の方も巻き込んで、この町がどんなふうな町になってほしいのか、自分としての要望がですねどんなふうな形で持っているのか、それをどういうふうに表現してほしいのかっていうことも捉える中で、協議会等も作っていただいて、是非まあ先ほど町長は協議事項だというふうにおっしゃっていただきましたので、街づくり基本計画っていうのをですねもう一度、新たっていうのもおかしんですが、補完する形でゾーンニングも含めて検討していただくことはいかがでしょうか。

町長

更にあの全町的な総合的な町のまちづくり計画の策定の検討をというようなことで、東京の国立の例を出されてお話がございましたけれども、まあ確かにあのJRの駅を持って一日に何万人だか何十万人ですか、乗り降りする駅前の整備とはちょっとまあこの田舎のまちづくりというものは前提が違うような気もいたしますけれども、そんな中にもあの町はこの限りある土地を有効活用をして町の発展を期していかなきゃならんということの中

で、この利用計画におきまして多くの住民の方のアンケートもいただきながら、また議論の参加をいただいて現在の土地利用の構想図ができておるといふ形であります。基本的な考え方はゾーン設定も含めて同じような趣旨だろうというふうに思っておるわけございまして、活気ある賑わいのエリア、それから住宅ゾーン、商業ゾーン、工業ゾーン、観光ゾーンと、それから緑輝くこの町独特の田園エリア、それから得難いこの自然エリアという他の地域、都会にはないようなこのエリア設定も含めてこのゾーンニングをしてあるわけございまして、如何にこのゾーンを現実のものとして誘導をしながら、住民の皆さんそれから外部から町に来ていただく皆さん方の意欲あるこの土地利用をしていくかどうかということに係っておるわけございまして、今は新たな、じゃどの位置へどういふその商業施設を位置付けというわけにはなかなかまいりませんけれども、これまでの検討経過を踏まえて、住民の皆さん方には十分このエリア分けの考え方というものはご理解いただいているんじゃないかというふうに思っておりますので、今後は折りに触れて必要があればまたこのゾーンニングの規模変更もあるかと思っておりますけれども、庁内のプロジェクト、それからいろんな面でまた懇談会の機会も出てこようかと思っておりますし、また次の計画の策定段階にも入ってまいりますので、その辺のところは十分斟酌をしながらこの実現に向けて取り組んでいく必要があるというようなことで、今後は行政機関として特に内部からそのことを発信して実現に結び付けていきたいと、この努力してまいるといふことでございまして、今ここで別な計画を立ててどうこうという段階ではないというふうに思っておりますし、それからあの国道も開通することでございますので、ここにあのガチンと固定したような、例えば都市計画法を全面的に布いてというようなことになりましてこれはなかなか時代の変化とともに安易にこの変更できるというようなものでもございませぬので、50年、100年という体系に立った計画というものが都市計画の考え方でございまして、やはりフットワークの軽いひとつの土地利用もやっぱり平行して考えていく必要があるんじゃないかということで、その辺を総合的に研究をしながら今後対応を進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

久保島議員

確かにですねきちとしたその都市計画法に基づいたものにしてしまうとですね、変更も効かないということでございますので、町長がおっしゃるようにフットワークが効くように、バイパスが開通するわけですからバイパス沿線それから堂前線に上がってくる道もですね是非賑わいのある街になったらというふうに思うところでございます。

それでは次の課題にいきたいと思います。先だってちょっとですねいろいろ調べておりましたら、町の中でですねいわゆる交通障害があつてですね、長い間、空き家状態になっていたお宅の樹木が道路にかぶさってきちゃって、これを除去するのにですね非常にそのどこに言っているのか、そこにまあ住んでいらっしゃる方がいらっしゃるということで非常に手間取ったという話もちよっと聞いておりました、そんなようなことが全国にあるのかなと思っておりましたら、方々にあるようですね。で、ちょっとこのまあ例として挙げていくんですが、所沢なんかでもそういう家があつてですね、例えば倒壊の危険性があるとか、それからいわゆる防災上ですね非常に危険だというようなことがあつて、その辺のところも対策をとっているというところがあるようでございます。で、飯島町においてですね例えばその空き家の問題が全国に広がっているように、空き家状態もしくは空き家としてなつていて住民の皆さんが非常に不安がつているというような例。それからまた

交通とか通行の障害になっているとかってというようなことに対して、もしあった場合ですねそれをどのような法令もしくは条例等で対応していくのか。またですねその関係機関、消防だとか警察だとかそれからまあ地域にいらっしゃる防犯指導員の方とか、まあ耕地総代さんとか、まあそういう方々と連携を取ってですね、例えばそういう情報があつたら挙げてくださいねっていうふうになっているのかどうなのか、その辺のところをちょっと私見たんですがはっきりしたものがないですね。で、まあ定住促進のことで空き家の情報を集めているにもかかわらず、どうもその辺のところの手薄だなというふうに感じるわけなんです、今どのような体制になっているのか、情報収集それから関連の連携等についてお尋ねいたします。

町長

次のご質問はまあ空き家の問題でございまして、まあ条例制定また後ほどあろうかと思いますが、含めてこの情報収集あるいは防犯対策上の現状でございます。町といたしましては今までまあ空き家等をこの適正管理するいわゆるあの防犯防災の対策上での目的で空き家情報というものを実務的に収集したことはございませんけれども、平成22年度に産業振興課におきまして空き家の活用を図る目的で調査をして、現在定住促進室において更新しているものがございます。現在50件の空き家情報がございまして、その他にはあの町のそうした調査以外には駒ヶ根警察署の飯島、七久保駐在所で把握しております空き家、廃屋、これは平成23年の12月現在で181件あります。それから防犯上年1回は巡回を実施をして現状把握に努めていただいておりますというのが警察の今対応をしておっていただく状況でございます。その他あの空き家巡回等ではございませんが、消防団によります年1回の火の元点検で地域の巡回を11月から年末にかけて実施をしております、やはりこうしたあのそれぞれの民家とともに空き家のことについても意を配ってまあ点検していただいております。それから各耕地や自治会ごとに防犯指導員さん、おっていただくわけでございますけれども、この委嘱を申し上げておる指導員さんが地域の安全安心のための諸活動を行っていただいております、いろんな青少年の犯罪防止の防犯から、それから日常のこうした空き家の危険状況なんかも防犯につながるような要素も含めて逐次まあ活動をいただいております。そういう結果についてあの私どもも情報をいただいておりますという現実がございます。それからまた特にあの夏や年末には耕地総代さん、自治会長さんの協力をいただきまして、防犯パトロールというものを実施をしております。それから伊南防犯連絡会の協力によりまして伊南の防犯の女性部の飯島、七久保のそれぞれの部会がございまして、それから少年友の会の皆さんによる巡回パトロールというようなものも実施をいただいております、いろんな面であのこうした活動を通じていただいております、直接、間接にこの空き家の防犯危険度的な情報もいただいておりますので、更にそうしたことを地域のご協力をいただきながら地域の安全確保という観点から行政も一緒になって進めていく必要があると、また今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

久保島議員

様々な取り組みがされているということでございます。それでですねそれをじゃ一括して行っていくということを明文化するということが条例の制定ということになるんではないかというふうに私の方から提案するわけでございます。いわゆるですねその町長もおっしゃっているように、防犯・防災ということの観点からの空き家条例ということが全国のだいたいの通例でございます。それですとですねまあちょっとネガティブな感じでござい

ますので、我が町の空き家条例としてはですね私はいわゆる定住促進を進めるうえで、空き家で貸したり借りたりということをですね行政が立ち会うなりして両方に安心感を持たせると、というような意味も含めたいわゆる定住促進を推進する上での空き家対策条例、または適正化条例と言うんですかね、そんなものにしたらどうかというふうに思います。いわゆるその今まで廃屋になっていて危険で困るとか、不審者が住み込んでいるんじゃないとか、草が刈ってなくて非常に虫も発生して困るとか、いうのはまあそれはそれで同じ空き家条例の中で条文の方でうまく謳っていただければよろしいわけでございますけれども、今申し上げましたようにいわゆるその定住促進という意味ではですね議会懇談会の折りにもある若手の方からですね話が出まして、空き家情報がですね空き家があるのにそのところが載っていないとかですね、見に行くとここは空いているなどというところがあるんだけどそこは載っていないと。まあそうするとやっぱり家主の方がですね、貸すのはどうも忍びないなとか、それから居住権の問題が発生したりして面倒臭いことになったらいやだなということがあってですね、で、空き家として有効利用されていないのではないかというところを感じるわけですね。そこを是非行政がうまくカバーしていくということにすればよろしいのではないかと思いますので、この辺の空き家条例ということも制定について町長どんなふうにお考えか聞かせていただきます。

町長

これをまあ一括してひとつ掌握をして対応をしていくための条例が必要ではないかというようにお話しでございます。確かにあの今定住促進につなげる空き家として以外にですね、危険の問題それから防犯上の問題等で全国的に少しくしたあのことを一括まとめた対応すべき条例というものの動きが出て加速しておることは承知しております、長野県でも現在2町村、町村といいますか飯山市と小谷市でございます。これはあの特にあの豪雪地帯の関係で少し古くなってきますと雪に押しつぶされるというような危険度も含めて、そうしたことを条例上で掌握しながら対応していく必要があるという趣旨のようでございますけれども、このお答えする内容としてはあのそうした防犯、危険対策上の問題としての空き家の問題と、もう1つあの町が進めておりますこの空き家の有効活用という面で今取り組んでおる2つの視点からちょっとお答えを申し上げたいというふうに思っておりますけれども、やはりあのこれは基本的には所有者の方の管理責任、所有権の中でまあ対応していくべきものと基本的にはそういうふうに思っておるわけでございます。それはその通りだというふうに私も思っております。それであの今、町が取り組んでおりますこの空き家情報、いろんな情報いただきながらプライベートにもまあ配慮しながらこのことを進めていく必要があるわけでございますけれども、いろんな情報の中でいろいろあの台帳登録をもって1年間折々にこの空き家に対する照会とそれに対する需要と供給とのいろんな情報をいろんな場面でまあやっております、いくつかのこの成果も上げておることは事実でございまして、年々そのことが増えてきて大変ありがたいというふうに思っております。このことが一つでも二つでも防犯対策上あるいは危険要素の除去というようなこともございますけれども、そうしたこととそれから地域でもやっぱり皆さん方がいろいろとそうしたことに関心を持っていただいて情報も提供していただきますし、それから危険防止のためのいろんな取り組みもまあしとっていただくということで、これをまあ今現在町のこの状態と状況の中で条例まで制定をしてこれを1つのまとまった対応していく必要があるかどうかということにつきますと、もう少しこれは今の状況を更にあの情報交換する中

で収集して、町の行政対応で十分、町民の皆さん方のご協力をいただければ可能ではないかと、あえてそのことを拘束したり個人のあの権利義務の問題等も未整備のうちにそうしたことをやるのが如何なものかというふうにも私も考えておまして、今後のまたひとつの検討課題ではあろうというふうにも思っておりますが、当分は今のこの対策の中で進めていくことがいいんじゃないかというふうにも思っております。以上であります。

久保島議員

まああまりですね規制がかかると住民の皆さんにも負担になるということもございますので、この辺のところはちょっと課題になるだろうと思います。この件につきましてはですね、あとでまた中村議員の方からですね厳しく追及があるかと思っておりますので私はこの辺にしておきまして、3番目にまいりたいと思います。

あの最近はですねまあ離合集散を繰り返すわけのわからない政党だとかですね、それから意味もなく人殺しをする連続殺人死体遺棄事件とかっていうことでテレビとか新聞紙上が毎日賑わっていますけれども、少し何ヶ月か前はですね、いじめの問題がマスコミを賑わしておりますして新聞・テレビもその話ばかりでした。であのちょっとまあ少し下火になったのかなというふうにも思いますけれどもそんなことはないというふうにも思います。実は議会の懇談会の折りにですね、田切でしたけれども、いじめは飯島にあるのかというご質問がございました。ちょうど耕地の役員さんとして出席されておりました山田教育長さんにですね議長の方から振りがございまして、山田さんどうですかというふうに話がございました。教育長は、私は今耕地の役員として来ているのでというようなお答えがあった上でですね、いじめというのは必ずどこの世界にもあるんだと、しかしそれがあつたときにどういふふうに対応していくか、どう対処していくかということが問われているんだというふうにも思いますと、いじめの問題を解決していくには地域の力が必要だと、まさに地域力を問われている問題だというふうにも思いますと、いふふうにお答えになりました。私は感動しました。飯島町は素晴らしい教育長を持ったというふうにも思いましたうれしかったです。どこかのですね教育長みたいに、いじめには当たらないんじゃないかとか、いじめがあつたとは認識していないとか、そんなことでごまかせているような教育委員会では困るというふうにも思っていたんですが、うちは違うなあと感動しました。そこで教育長がおっしゃるように、いじめがあつたときどういふふうに対応をしていくのかということが、職員間で、学校の場合ね、学校の場合職員間でちゃんと標準化、平準化されているのか、明文化されているのかというところをですねちょっと心配になっているんですね。だから担当者の捉え方によって、これはいじめじゃないんじゃないかとか、ということであつては困ると、それからまた児童会とかですね生徒会でそれに対する取り組み、目標とかねいふのがあつて、それで取り組んでいるのかということもちょっとお聞きしたいなというふうにも思うんですね。高森の中学校ではですね「小原ヶ丘憲法」といふのがございまして、いわゆるいじめがあつて不登校になる子が登校しにくいような状況を除去しようとか、それから子どもたちが見て見ぬふりをしているという状況を無くそうとか、いうことを謳つたものがあるそうでございます。飯島の3校ではですね職員間でそういった申し合せ事項なり明文化されたもの、また子どもたちの取り組み等がですねあるのかどうか、町長分かつている範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思ひます。

町長

いじめの防止対策の問題に関して現状、町長としての認識でございます。あの報道されておりますように先の大津市のいじめ自殺をきっかけにいたしまして、全国的に学校にお

けるいじめ問題が議論を呼んでおります。これはあの決して新しい問題ではございません。しかも常に古くて新しい問題であることも事実でございます。当町におきましても教育委員から報告を得ておまして、いじめの問題は全く無いというわけではないというふうにも認識をいたしております。できるだけ早くその芽を摘んで対応していかなくやならんということも理事者として思っております。そうした学校での取り組みについてのご質問、教育長の方から具体的にお答えをさせていただきたいと思ひます。

教育長

町内の取り組みの様子について、私の方から具体的に幾つかお答えをしたいと思っておりますが、あの町内3校、2小学校、1中学校、児童会・生徒会がいじめについて、今お話のありましたように他所の地区のようないじめ防止の生徒会あるいは児童会での明文化したというようなものはありませんが、まあ昨今の今お話のありましたように、当町でも起きないということとは言えないということで、まあ改めて学校にいじめに関わる調査をしながら、またあのそれに対する取り組みを促す中でまあいじめの対応マニュアルを職員主導でですね策定し、早期発見それから早期対応というそういうことに努めておりますが、今お答えしたように明文化した取り組みは行っておりませんが、中学校1年生ではですねクラスの中で授業を通してではありますけれども、人権宣言を学級で作作り、いじめを無くすために全員がその宣言を確認しようという、まあ学習を通じた生徒自身による主体的な取り組みを行っております。まああの私としてはまあそういう初めにそういった宣言ありきということではなくて、児童・生徒がですね自らの願ひを持ってまあいじめをしないというまあ自主的・自発的なそういった取り組みが最も有効な活動だというふうにも思っております。まあ先程あの議員も具体的にお話がありましたけれども、私はいじめは起こりうる、そういうふうにもどこでも起こりうるというそういう前提に立って、しかしながらそれは絶対許されない、それから起こさないんだという校風をですね、あらゆる教育活動あるいは生活を通して自分たちの手でこう作り上げていくという、そういう気概と意識を育てることを先ず優先したいというふうにも考えております。

久保島議員

高森町ではですねこの「小原ヶ丘憲法」この辺を軸にして、いじめ対策の条例を作ろうというふうな動きになってきております。あのこの通告を出しました後、28日県会でもですねこのような一般質問がされまして、教育長は県の教育長はですね前向きなお答えをなさつたということでございますが、知事はですねこともあろうか、あまり前向きではないような、いろいろな課題もあるので慎重に対処したいというようなお答えでございました。まあがっかりしたところでございますが、まあそういうふうな県でもそういう動きがあるということでございます。是非ともですね当町でもと思うところでございます。岐阜県の可児市というところがございます、ここはあのいわゆる全国でもまあ初めてですかね最初についていふんですね、いじめ対策の防止条例というのを作りました。ここの特徴はですね教育委員会所管ではないんですね。もっとも大きな市ですので教育委員会は学校教育に関することだけしかやっています。わが当町みたいにですね生涯教育も含んでいないので、多分生涯教育の担当だつたと思われる「まちづくり人づくり課」というようなところでやっているとこのところでございます。いわゆるそこで第三者の専門委員を任命して、そこで監視もしくは指導をおこしているというふうな体制になっていると。どうしても教育委員会ですと当事者になってしまいますのでその辺もちょっと考慮したんだろうと思ひます。そのメンバーはもちろん行政の者は入りません。それから議員も入りません。当然

町の役職の方、それから公務員、それから町と請負関係のある業者これも入らないというふうなことで、弁護士の先生ですとか教育関係の専門家という方が、それから心理療法士、そういう方がメンバーで専門委員を作ったということでございます。私はこれはいいなというふうに思うんですね。あの何もかも教育長に押し付けるというのも気の毒ですし、どちらかというとその第三者の立場で、教育委員会こういうふうにした方がいいんじゃないのっていうこともこれ必要だというふうに思うんですね。その第三者機関、第三者委員会というものを含めたですね、そういったいじめ防止の条例というのを提案いたしますけれども、町長いかがでしょうか。

町長 まあ今お話のように飯島町におきましてもこのいじめ問題なしとはしないという現況の中で、関係の皆さんが懸命にまあご努力をいただいて、早期にこの要素を摘み取っていきこうということでお聞きしておりますして敬意を表しておる次第でございます。そこであのまあこうした問題について、飯島町でも第三者機関の設置をして、まあ条例等の考え方も含めて考えていくべきではないかということのお話でございますが、やはりこれはあのこうした問題については教育の一番原点の問題だろうというふうに思いますので、教育委員会それから学校内部のまあ自助努力、それから父兄、教育の問題として協力を得ながら場合によっては地域のお力もいただきながら、解決して芽を摘んでいく努力が必要ではないかということございまして、いきなり条例化だ、第三者機関を設けて検証してどうのこうのというのとはちょっとあのこの飯島町のこうした地域の教育とは、可児市の例がありましたけれども、私は違うんじゃないかなということ、これまでもそうしたことに対応して成果を上げてきておりますので、もう少し努力していく必要があるんじゃないかということで、これはあの教育委員会のまた考え方、条例制定となりますとやっぱり主体的にはそこに入ってまいりますので、考え方をお聞きする必要もあろうかと思っておりますけれども、私の気持ちとしては今すぐこのことに対応するいじめ防止条例なるものを制定する考え方は持っておりません。

久保島議員 いじめの対策についてですね双方で、教育委員会とそれから学校の双方ですすね前向きにご検討いただくということは必要だというふうに思います。まあ町長もおっしゃいましたけれども地域の皆さんがですね、じゃあどう関わっていくのかってということがですねこの状況だとわからないと、それからどうしていいかわからないということがございまして、それが地域、まちづくり、人づくりということからいきますとですね、是非とも地域の皆さんにお力添えをいただきたいというものを、まあ責任と義務というもおかしいんですが、それを是非どこかで盛り込んでいただきたいと、働きかけていただきたいと。例えばですね私もちょっと子ども達にはまあ可愛いもんですからいろいろ口出しをするんですね。その時にそれをしているのかなあ悪いのかなあということも感じるときもございまして、地域の皆さんへの意識ということのPRということも重要だと思います。その辺お考えをお聞かせいただいて終わりにしたいと思います。

町長 あの私も申し上げましたけれども、あのやはり地域との関わりで健全な健やかな子ども達が成長していくことは大変大事だろうと、そのことがあの教育にもつながってくるというふうに私も確信をしております。試みとしてあの七久保小学校の例ではありますが、今あのコミュニティスクールというこの形の中で地域との教育との関わりというもの今実践が始まっております。非常にあの地域にまあ見守り隊的な考え方の下に、子ども達を学

校とともに地域で見守っていくということが、あの検証はこれからだろうというふうに思っておりますけれども、そうしたことも期待しながら、できればこちらの飯島小学校の方もそうした取り組みをしていただいて、地域とともにまた学校とともに子ども達が健全に育っていくことを期待していきたいというふうに考えております。

議長 6番 北沢正文 議員。  
北沢議員

それではあの通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。今回は基本計画と新年度予算、団体の育成や人材の育成による活力アップについて、前期基本計画に基づいた質問を行いたいと思います。それ前に9月の議会で議会にも陳情がありまして採択を行いました飯島町文化館正面入り口の付近への障がい者用の駐車場の設置につきまして、今日既に設置をいただいております。これによりまして障がい者の皆さんの文化館利用、また文化の向上に一定の利便が図られ、この素早い行政の対応を評価するとともに、まあこれらが活かされまして障がい者の皆さんの図書館利用や文化・生涯学習の活動の向上を期待いたしますところであります。

さて1つ目の質問でございます。基本計画に位置付けられております重点的に取り組む課題につきまして、特に優先度が高く分野横断的に取り組むべき施策として4つの項目が挙げられております。1つとしては町を担う人づくり、2つ目としては定住促進、それから3つ目としては情報発信、魅力の向上、4つ目としては協働のまちづくり、これらにつきましてその進捗状況についてお伺いをしたいと思います。とは言ってもこの項目につきましては町を成す根幹的なことございまして、非常に幅広い分野を捉えているわけでございますので、その中でも特に優先度が高いとして取り組んでいる代表的な項目について4つのプロジェクトごとに町長のお考えをお聞きをしたいと思っております。

町長 それでは北沢議員の質問にお答えをしてみたいと思います。基本計画に掲げる重点プロジェクトの推進、それから25年度の予算編成におけるこれの関連性でございまして、先ず4プロジェクトそれぞれに優先度の高い取り組みの進捗状況考え方でございます。第5次総合計画の前期基本計画におきまして町では4つの重点プロジェクトを設置をいたしまして48施策、これとともにまちづくりの推進をしておるわけでございます。昨年、細部に亘り重点プロジェクトにおける5年間の計画を分野ごとに作成をいたしまして、その計画に沿って現在実施をしておるところでございます。今年度各班長会あるいはそれぞれのプロジェクト会議を開催をいたしまして、25年中に実施する内容について確認をいたしました。進捗状況につきましては概ね詳細計画どおり進めているところでございますが、特に定住促進、人口増に向けた4つのプロジェクトが連携しながら最重要課題として取り組んでいるところでございます。そこでまあ特に優先度の高い取り組みにつきまして、それぞれのプロジェクト別に申し上げて見ますと、先ず町を担う人づくりプロジェクトでございますが、学校教育は元より平成23年度から生涯学習センターが発足をし、このセンターを拠点に生涯学習の推進を図っているところでございます。また本年度は新規事業として県の元気づくり支援金の助成を受けましてノルディックウォークの普及を図り、スポーツの推進と健康づくりを行っておるところでございます。なお定住促進室と連携しながら婚活につながる講座、これはあの女子力のアップ講座、それから男子力のスキルアップ講座の開



してまいりたいということをごさいます、特に原子力発電に頼らない方向の中で自然エネルギーの再生可能なエネルギーの開発ということには意を注ぎまして、それに対する組織の問題、それから実践の具体的な問題について25年度はスタートの年を切るというふうに考えておりますので、その面も含めてエネルギー問題というものも1地方行政としても取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。まあそんなところが来年度の予算編成の特に重点を申し上げたわけでございますが、4つのプロジェクトそれぞれに喫緊の課題であるこの重点の進めるに当たっては、予算の額そのものでなくてですね、それほど予算を必要としないものも重点施策としてあるわけでございますので、職員には知恵と工夫をしてひとつしっかり予算編成してもらいたいということをお願いしてございます。そんな基本的な流れの中で今作業を進めておるところでございます。

北沢議員

新年度予算に向けての町長さんの具体的な重点の方針、これについては異論があるところではございませんし、今言われたような項目、課題の捉え方としては適切であるというふうに判断をいたすところでもあります。ただこの基本計画の中でですね、いくつかの項目がずっと羅列をされておまして、まあその中で例えば、例えばの話ですが、情報発信のところで行きますと「子ども町長」の委嘱というのが項目が具体的にこう項目として示されておるわけでございますが、まあそういったものは今2年を経過した中では行われておりません。こういったものがあまり予算を伴わなくてもできるような事項であります。まあ私が言わんとするところは、まああのいわゆる町は情報発信が下手であるところというふうに言われておりますので、まあそういった部分においては情報発信というのは非常に大切ではないかというふうに考えるところではありますが、まあ具体的にそういうふうにもう計画の中でですね示されて、具体的なもう項目として出ているわけございまして、過去2年間の中で取り組まれていないまあこういった状況については如何なものかというふうに考えるところではありますが、新年度でまあそういった項目も研究の対象としてひとつひとつかみ砕いて、これは具体的に実現するもの、まあちょっとすぐできないものというふうに判断をされていると思いますけれども、まあ「子ども町長」あたりは取り組みやすく出来るのではないかというふうに考えるところではありますが、まあこのいわゆる基本計画に皆で決めたこの項目をすぐ出来ることからやっていくと、こういったようなことが必要であるというふうに考えるんですが、まあ1つの項目を捉えての話で恐縮ですが、「子ども町長」は来年度の取り組みの中で出来ますでしょうか。

町長

まあ基本計画に沿った個々の課題を着実にやっていくことは必要というふうに思っております。であの今一例として、一例というか1つの項目として「子ども町長」、確かにあの基本計画にあるわけでありまして、あのその一方であの並行してあの位置付けられておるのが子ども議会でございます。今年はその1年おきにまあということで25年度は実施をする予定でございます。そこに今のお話のこの考え方をちょっと取り組み入れて、どういう形でまあ展開するのが良いか、という1つの検討してみる必要がというふうに思っておりますので、あのいただいたご意見も含めてですね、うまく子ども議会との連携の中で、これはあの「子ども町長」「子ども議会」という1つの連携事項があるわけでございますので、ひとつその具体的に検討してまいりたいというふうに思っております。

北沢議員

前向きなご発言をいただきました。あの今度の議会基本条例の中でも子ども議会の位置付けをいたしております。議会としても望むところでございますので是非具体的に内容を

詰めていただけたらと思います。まあこの予算編成でございますけれども、まあいろいろお聞きしますと飯島町の財政環境は益々まあ厳しさを増している。そんな中であって課題としては財政の健全化、社会保障費の自然増、防犯安全への取り組みなど、待ったなしの課題が各項目において山積みになっておるわけございまして、まあこれらの状況を見ますと経常経費の増は避けられず財政の硬直化が心配されまして、町長の思う政策提供もなかなかままならない、こんな状況が想定をされるわけでございます。まあそれにつけても一番の課題まあこれはあの日本の国全体を捉えてもそうですが、雇用の確保と経済の安定的な発展でございます。これから地域社会の担い手である青年が夢を持って社会にデビューできる、社会保障を担う税の担税力の向上、物づくりを担う企業の技術向上や新技術に挑戦する体力の保持、農業の振興など、まあ先程言いましたようにこれらは国政によるところが大きいわけですが、我が町にとっても大きな課題であるというふうに考えるところでもあります。これらの課題に対処するためには小さな無駄を省き、選択と重点化、目標に向けた分かりやすい集中した政策の展開が求められるのではないかと考えております。目標を明らかにした計画行政というのは住民に情報開示を容易にするとともに、今年度だめでも来年度は期待できるといった利害の調整や政策が経済活動を生み出すことも可能性も秘めております。まあ例えば町の政策が示されれば、それによって例えば住宅地をまあ開発が必要であるというような業者の思惑が働けば、業者は住宅開発を行っていく、それに対して町がその住宅開発に必要な例えば農地転用等の分野においてもそういった猶予策をとることができる、まあこういった相関関係があります。まあこういった基本計画、計画の実行というのは単に行政が行うだけではなくて民間の力、特に町民の皆さんのまあ創意そういったものをうまく使いながら共に計画の推進を図っていくことが必要ではないかというふうに考えるところでもあります。まあお金がないということは町長としては禁句としていただいて、ひたすら前向きに取り組んでいただく、こういうことが町民が行政に参画する芽を吹かせ協働のまちづくりが進むこういった原点であるというふうに考えるところでもあります。まあそういったことを踏まえまして今言われたような気持ちを持って新年度予算編成にあたっていただくのがよろしいかと思うんですが、今一度その分の新年度予算編成に向けた決意を一言お伺いして次の質問に移りたいと思っております。よろしくお願ひします。

町長

まあお金が無いということは禁句としてということでありましてけれども、無いものは無いなりに知恵を絞ってやっていかなきゃならんということだろうと思っております。限られた予算財源というものも有効にまあ如何に住民要望の優先度の高いところからして、そこに住民の力それから民間の力をお借りして、それからできるだけまた国の有利な財源を求めながら住民要望を満たしてまいりたいとお金のある、掛かる掛からないのことでなくてですね、むろん財源が一番の重要な部分でありますけれども、知恵を出しながらひとつきめ細かく新年度予算を編成してまいりたいというふうに思っております。

北沢議員

それでは次の問題に移ります。次の問題は町の活力アップのための団体や人材の育成の課題でございます。これについても基本計画の中に活力アップのための人材育成という項目が示されております。先ほど言いましたように基本構想・基本計画は単に行政の進むべき方向を示したのではなくて、町民や企業、各団体など町を構成する全ての力が結集されていく目標を示したものだということに解しております。かと言っても行政が目標達

成に果たす役割といったものは単に行政が直接実施する事柄だけでなく、町民や企業、各種団体などの協働力を活かしていくことが必要であります。そのためにも団体の育成や人材の育成は欠くことのできないことでありまして、一過性でなく継続性をもって行われるべきことであると思います。何項目かに分けてお願いしてございますが、先ず最初に伺いますのは職員の育成であります。今思いますのは町民や企業、団体など町を構成する全てに接する職員の行政経験値、まあこれをどう上げていくかということがまあ一番ではないかと思えます。まあ一生懸命勉強されておりますので専門分野における行政知識というのは職員の皆さん当然お持ちでございますが、このいわゆる住民と接する経験値こういったものがこれからは必要ではないかというふうに考えるとこであります。法律や条例、慣例に従って業務をこなすことはもう既に出来ていると思えますが、それだけでは職員としての役割は果たせない、もう一歩進めた対応、情報収集、情報分析、こういった前向きな姿勢が職員の中には求められるのではないかというところでございます。まあ特に今、経常経費の削減の折から100人体制というのを町長は打ち出しておられますが、住民に最も密着した行政組織としては非常に少数精鋭を求めており、大きな市に比べれば専門職プラス複数の仕事を一人ひとりがこなさなければならないという現状にあると思えます。従ってまあそういったことを対応していくとどうしても画一的に物事を処理する、まあ時間的な制約からそういうことに陥りやすいわけでございますけれども、住民の皆さんが望んでいるのはまあ職員との意思の疎通、コミュニケーションとこういったことでございますので、その能力を如何に向上させるか、こういったことが必要でございますが、そういった点については町長何か良い取り組みの方法を考えておられるか伺いしたいと思います。

町 長

次のご質問は町の活力アップのための団体や人材の育成をどのように考えていくかと、特に職員の育成をどのように図っていくかということであります。職員の経験値が大切であるということで経験の深い北沢議員からのご質問でございますので、ご承知かと思えますけれども申し上げますと、職員の育成につきましては基本的には飯島町の職員育成の基本方針というのがございまして、これに基づいて実施をしておるところでございます。職員の意識改革の研修として若手職員を対象にした接遇研修や3年間をかけて全職員を対象にしたコミュニケーションスキルアップ研修、これは年5回ほど実施をいたしております。また外部機関で開催をされております地域づくり研修や政策形成研修、専門研修などにも積極的に参加をさせておるわけでございます。今申し上げました各種の研修のほかには当町では住民とともにまちづくりを推進するための、住民の求めに応じて現場に向いて行政施策等の説明を行い、共に地域を考える生き粋出前講座の開講や職員全員を耕地・自治会に割り当てて、地域自治活動の支援を行う耕地担当制の実施、またまちづくりの課題を住民の皆さんとともにひざを交えて懇談をさせていただいておりますまちづくり懇談会等々毎年実施をしておるところでございます。これらは従来の考え方の中で現在も進めておる内容でございます。それで特にまあ北沢議員からそうしたあの自己の知識研鑽ばかりでなくて、画一的なその住民との対話、接し方でなくて、やはりこの経験知を大切にしましてメリハリのあるこの住民との接し方が必要であろうと、住民の思いを引き出すような接し方が必要であるというこういうあのご示唆だというふうにも思いますが、やはり今後は限られた職員の中で如何にしてそうした負託に応えていくか、職員であるかということが求められてまいりますので、大変厳しい面もあろうかと思えますけれども、その辺の

北沢議員

ところを職員には啓発して、この接遇問題やスキルアップを身につけることが一番職員として大切なんだということを浸透しながら進めてまいりたいということでございますので、そこから職員自らも考えて、そして自ら行動のできるいわゆる行政としてのプロフェッショナルとしての職員の育成を、自らとともにまた育成という場面でも意を注いでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今おっしゃっていただいたことは私も日常見しておりますので十分承知しているわけでございます。あの先日町の4区それぞれ運動会がありました。あの公民館の役員等で職員の皆さんも地域の住民の一役として運動会で活躍している姿を見まして、ああ良いことだなあというふうに考えたところであります。要はまああの職務上でいろんなそういったプロの研修を受けることも大切ですが、まああの地域に出て地域の住民の皆さんと如何にこう仕事プラスαの部分でも触れ合うことが必要ではないかと、まあそういったことが職員としての資質を磨くことにもつながるのではないかというふうに考えるところであります。まああの私的な時間をそういうことに割くのは大変でございますけれども、まあそういったことも日常の業務をこなして住民の皆さんと親しく話ができる、また同年代の皆さんと触れ合うことによりまして共にこの町で同じ時間を共有しながら同じ空気を吸いながらこう生きていく、まあそういった中で職員の資質が磨かれていくんだらうというふうに考えるところであります。まああの具体例としてまあこういうことはひとつまあ検討してみる必要があるのではないかと、これは1つの提案でございますけれども、例えば消防団がございまして。私も地域の消防団に触れ合いながら随分育てられてまいりました。片や片方は職員でございますけれども地域に帰れば一消防団員という形でございまして。で現在本部班員は構成は男性が9名、女性が10名ですか、消防団の考えとしては女性を20名以上ですか今後やっていくということですが、当面本部で女性団員を確保していくとこういった方向でやっているようではありますが、一方、地域に行きますとですね消防団員の確保が非常に難しいという状況になっているわけでございます。で、この9名の本部班員、当然あの本部にも必要でございますけれども、更にまあそういったものを考えると地域の消防団に入っただいて活躍する方が職員としての資質が磨かれるんじゃないかというふうに考えたときに、本部に女性団員をもう少し増やしていただいて、男性団員の9人のうち何人かは地域で活躍してもらおうような、そういったことがまあある程度できるとすると、いわゆる仕事をしながらまた消防という業務をこなしながら住民とより深く触れ合うことができると、こういったようなことが機会として与えられるわけであります。まあそういったアイデアというのは今後の今の行政の中で考えていけば、あのそんなに金も使わなくてもですねそういった機会を職員にチャンスとして与えることができると、こういったようなことがまだまだあるかと思えます。まあそういったことを具体的に検討されて是非あの住民と職員の皆さんが上手くコミュニケーション能力が開発されるように、そういった仕組みを考えていただけたらと思うところであります。町長、お考えをお聞きしたいと思います。

町 長

あのわれわれ職員たりともやはりこの地域に生活をする住民の一員であることはもう違いないわけですので、公務は公務、それから地域の生活は生活としてやはり溶け込んで、その責務を果たしていくことはもう当然であろうというふうに思っておりますので、いろんな面で今そうしたこともやっておるつもりであります。まあ一例としてあの消防団

に更なる職員の、特にまあ男子職員の充当をというようなことでございまして、あのおっしゃる通りだというふうに思っております。今男性9名、女性10名の本部班員ということで、まあこのあの組織の規模が必要であるかどうかということはまた消防団の組織の中でも十分検討しなきゃならんと思いますけれども、やはりあの女性消防団員というひとつの推進という考え方の中で、一番まあ手始め本部員のところから勉強してというようなことでやっておりますが、一方であのいろいろ考えてみますと確かにあの男女同権共同参画社会というようなことでありますが、現場それから機能訓練伴って、他の町村にもいくつかはあるようでありまして、同等な1つの活動をしていくというのは少しまあ壁も厚いのかなあという面を実感として持っておるわけでありまして、その分まあ本部員の女性化を増やして地域に男性の消防班員、今後もあの年末から新年に向けてあの消防の新年の組織体制の検討に入るわけでありまして、その辺もまた消防団側と十分相談をしながら、必要な対応ができればそうしたことも考えて、また連携をとってまいりたいというふうに思っておりますので、また消防団団長ともよく話をしてみたいと思っております。

北沢議員

あの今言われたように大半の職員も地域に帰れば住民の一人でございまして、あんまり過度なことは無理でございまして、自然の中でそうした資質が磨かれるようなチャンスがあれば是非活かしていただきたいというふうに考えるところであります。

次に移ります。次はNPOまちづくりの団体等の現状把握と育成、これによります活力アップということが考えられるわけですが、先般、毎年行われております町内ボランティア団体や個人が集まりますボランティアクリスマス会、これに参加する機会がございまして、大勢の皆さんが一堂に会してクリスマス会を行ってまいりました。非常に皆さんお元気で活力があり一堂に会して非常に心強い思いをしたわけでございます。NPOやまちづくり団体はこうした福祉の分野だけではなくて、多方面に亘りまして地域の活力を生み出す源として位置付けられておりますが、この現状と考え方についてどうお考えになっているかを考えます。

町長

人材育成に関してNPOあるいはまちづくり団体等の現状把握等でございます。飯島町におけますNPOは5団体が今登録をされておまして、教育、医療、福祉、まちづくり関係などの様々な分野で活動をいただいております。それからまちづくり団体につきましては今も若干お話ございましたが、生活改善の面、あるいは防犯に関する団体、子育てに関する団体、文化団体、環境エコに関する団体など、非常に幅広い分野で活動されておる団体でございます。町ではこういった各種の団体の皆さんに支えられながら現在まちづくりを行っているところが非常に大きいということで感謝をしておるところでございます。そうした中で如何にこのまちづくりに参加していただけるか、新たな団体の育成が課題となっております、地域のリーダーの育成のための分野ごとの各種研修会への参加の促進や、新たな事業の活動費用に対する助成として町の協働のまちづくり推進事業の補助金や、県の元気づくりの支援金などを併せて活用していただきながら団体の育成支援をして、今までもやってまいりましたし、これからもやってまいりたいというふうに思います。多くの課題はあるというふうに思っておりますが、各種団体の積極的にまあ取り組む姿勢もひとつ是非をお願いして、この男女の共同参画という面からも含めてですね、幅広い分野でこのNPOや団体の育成強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

北沢議員

あのNPOやまちづくり団体こういったものはですね特にあの地域や企業の理解、こう

いったことがその存続については必要であります。従ってあの今5団体町の中でNPOが活躍されているというお話がございましたが、是非あのそういった皆さんを支援する立場で、そういった皆さんをですねPRする、そういったものに理解をいただくという努力は行政の仕事ではないかというふうに考えるところであります。是非あのそういった皆さんが活動しやすい雰囲気を作っていただく、そういったものを行政としては担っていただきたいというふうに考えるところであります。ところで基本計画では8つの目標に向けたその目標ごとにNPOを育成するという計画を持っているわけでございます。今5つあるわけですが、これがそれぞれの項目の5項目に当たるかどうかはちょっと私も勉強不足で承知をしておりますが、この8つの目標に向けてNPOを育成していくというところでございます。ちょっと今各種、一時期よりはちょっとそういった団体の新しい新規開発だとかそういったものが停滞しているようにちょっと感じているところでありますが、例えばNPOについては理解をいただくためにNPOのための研修会を開くとか、そういったような努力は今後されるお考えがあるかどうか伺います。

町長

まああのなかなかこうしたあの複雑な社会の中で率先してこのNPOを立ち上げて活動していくというのが、ちょっと一時期よりも確かにあのいろんな報道状況を見ましても少ないように感じておることは事実でありますけれども、やはりこれはあのそうした各分野での一翼を担う1つのサークル、団体でございますので、これはあの引き続き国も県もその設立に向けては支援をしていくという施策をとっておりますので、町もそうしたことを十分そうした要望に対してはお答えをしていかなきゃならんと思ひますし、積極的なまた取り組みも必要に応じてやっていかなきゃならんというふうに思っております。

北沢議員

次の分野に移ります。次は農業分野、商工分野、異業種交流など団体の育成・誘導をどうしていくかについて伺うわけですが、俗に言われる農業ではおばさんパワーを、商工業では意欲ある若さパワーを、異業種交流では夢を育む意欲をどう掻きたてるかということでございまして、あの町の中でも農業においてはおばさんパワーが発揮されて各種団体が活躍しているわけですが、いずれも一時期は町がそういった皆さんを育成支援をするというような方向をとって、その成果が出てきているわけですが、今後更にまあそういった分野についてはお願いをしてそういったパワーを発揮してもらおう、こういったことが町の活力につながるわけですが、そういった方向をどういうふうに考えておられるか、それで人材育成をどういうふうに図っていく方向であるか伺います。

町長

それぞれのまあ産業分野別でのこの人材育成、あるいは団体の育成をどう誘導していくかということでありまして、それぞれのパワーが発揮できるように町も積極的に引き続き考えてまいりたいというふうに思っております。先ず地域農業の発展と農村の活力を高めるためには消費者や実需者、このニーズに応じた農産物の生産や農産物の高付加価値化などの多角的な農業経営や事業展開をこの進める担い手というものがどうしても必要であり、その育成が大切なところでございます。1つにまあ長野県農業農村ビジネス推進方針、それから町の地域複合営農への道のパートIV、これは町の農業のその活性化計画でございまして過日営農センターとともに策定をさせていただいたこととございまして。まあこうした考え方に基きまして国県と連携して農業者の企業化や農業農村ビジネスに関する講座や各種の支援等を引き続いて行いまして、地域で核となる農業に関する人材育成を進めてま

いりたいというふうに思っております。

次に工業の分野について申し上げますが、生産技術分野に限らずに企業人としての資質の向上のために現在多くの企業において、企業内部におけるOJTこれは職場内の訓練というふうに言われておりますが、この手法による従業員の育成・教育訓練が進められております。それからもう一方ではOFF-JTこれはあの職場外の訓練になるわけですが、これにつきましても郡下の市町村等で組織運営いたします上伊那産業振興会というのがございますけれども、この機関が主催いたします各種の講座が年間を通じて開催をされておまして、その他にも農業分野を含めた、商業の分野も含めた商工関連団体によります研修の機会が随時実施をされておまして、町といたしましても人材育成の補助メニューでこのことを設けておまして、商工会とも連携をしながら支援体制を用意しておるところでございます、今後とも力を入れてまいりたいと。

それから次にあの異業種間、それぞれ業種が異なるこの相互間につきましては様々な業種に関連するテーマの各種の研修会参加への呼びかけをしてまいりたいということ、特にあの異業種間の連携が特産品の開発において大変重要な要素を持つということから、これは6次産業もそうでございますけれども町の特産品にかかる補助メニュー等での支援を講じながら、異業種間の交流促進につなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。本年初開催となりまして大変あの評価もいただいております「いいちゃん産業祭り」を実施いたしました。各産業を連携をしてああした形のイベントが2日間できたことは大変多くの方に賑わっていただきまして、成果も上がったということで、過日あの反省会もされて是非来年以降も続けるという意気込みに燃えておるわけでございますので、この点についても町としてもその構成の一員として引き続き支援をしてまいりたいというふうに思っております。なおあのJCI社団法人いわゆるあのJCの駒ヶ根青年会議所ですがこれらの団体、それからNPOの飯島中川政経人会議というのがございます。それぞれ地域でもってテーマ、課題を取り上げて実践活動もしておる団体で大変あの多くの成果を上げていただいておりますので、これらもひとつのまあ人材育成ということにつながる活動でございますので、今後とも町も、それから近隣の市町村とも連携をとって引き続き支援をして、その成果を大いに期待してまいりたいというふうに考えております。

あの実はこの分野はマスコミに対する露出度が非常に期待のできる分野でございます。この分野が活発になれば町のいろんな記事がですね新聞紙上に現れるとこういった分野でございます、印象を強く良い方向で町の印象が上がるというこういった分野でございますので、是非力を入れていただきたいと思っております。ちょっと時間がなくなってまいりましたので一気に申し上げて最後の質問の答えをいただきたいと思っております。

次は生涯学習、若者交流分野の団体や人材の育成をどう仕掛けていくかということでございます。町はあの例えばスポーツ施設や生涯学習の施設は非常に充実をしているというふうに私は感じております。これらを活かすにはやはりその人材をどう発掘するかということでございます、まあ町を活発にするには町内にとにかく人が集まる必要があるという考えからすると、こういった施設が無駄になってはもったいない。そういうことでいけば町外の人にも門戸を開くぐらいの思い切ったこの人集め、こういった施設を有効に活用するというそういったことが必要ではないかと。まあそういった分野で生涯学

習、若者交流というようなテーマでですね人材育成をどう図っていくか。それからもう1つは例えば成人式の実行委員会、これ1回で終わってはもったいない、その後引き続いて町のこういった活動にこう活かしていくことができないか、そういったことを提案を申し上げながら最後の質問の答えをいただきたいと思っております。

生涯学習に関わることでありますので私の方からお答えしたいと思いますけれども、センターの発足以来、まあ情報発信それから生涯学習の機会の提供、普及啓発に努めてまいりましたが、まあこういった理念に基づきましてこれまで様々な学習機会を提供してまいりました。あの地域で指導者となる方を発掘し、また地域の生涯学習活動の一層の充実を図る、まあそういう目標のもとに体制づくりを目指して進めてきました。これからはですね公民館あるいはあの様々な関係団体との連携を図りながらまあ地域社会の課題の解決につながる、加えて交流、人材のこう仕掛けをしていくという、そういうふうを目指していきたいというふうに考えております。あの新たな組織づくりそれから支援を行う、あるいは様々な世代の交流ということで、先ほども町長の方からも紹介が一部ありました。今年度はですね女子力アップ講座、それから男性力スキルアップ講座まああの20代から40代向けの講座も開設してですね、講座に関わった参加した方々同士の交流会も行いましたが、この講座の内容はですね、町内に限らず他市町村からの参加もあったというふうに報告を受けております。それからあの22日のバイパスの開通に合わせて「いいちゃんウォーク」を開催する予定であります、現在のところ500人を超える町外からの参加者もあるというふうに報告を受けておりますが、まあこうしたいろんなイベントや企画を通してですね、生涯学習における交流それから人材育成を図っていききたいというふうに思っておりますが、来年度は現在策定中の生涯学習まちづくり計画パートIV、それからスポーツ推進計画に基づいた事業をまた新たに考えていきたいというふうに思っております。今議員ご提案にありましたあの成人式の実行委員会、一年で終わらずに何とか組織化というのを私も全くあなるほどというふうに提案を受けて、是非こうした方々をですね新たな人材バンクというふうに登用し、またあの眠っている方々もですね再登録をしていただき、併せて発掘をしていながら生涯学習における情報発信とですね、人づくり人材育成を仕掛けていきたいというふうに考えております。

終わります。

ここで休憩をとります。再開時刻は午前11時10分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10番 堀内克美 議員

通告に基づきまして一般質問を行います。今回は議会が10月に実施をしました各地区ごとの4会場におかれまして議会基本条例説明会、これを兼ねました住民懇談会を実施いたしました、この懇談会につきましてはそれぞれ区長さんたちのご配慮もいただき、4会

北沢議員

教育長

北沢議員

議 長

議 長

10番

堀内議員

場で156人という多くの町民の皆さんのご出席をいただき、多くの意見や要望が出され充実した懇談会が実施できたものと思っております。議会との懇談会とはいえ当然のこととして町に対する要望も多く出されました。中には町へ出した要望は議会に回って議員の皆さんも承知しているんでしょうねとか、地元要望につきまして議会が採択されているがいつになったら実施してもらえるのかなあ、などと町と議会の基本的な関係にかかわる問題から地域の切実な問題まで多くの要望が出されております。私は今回の懇談会を企画した者の一人としてせっかく出された町民の皆さんの要望や素朴な疑問の中から関係するもの5点について町長にお伺いをいたしたいと思っております。基本的には各項目に再質問は行わないつもりでご質問を申し上げます。出し惜しみのないご答弁を当初にお願いを申し上げます。

初めに、町内に生鮮食料品を購入できる場所はJAの2カ所のAコープのみとなってしまう、高齢者や交通手段を持たない者にとって暮らしにくい社会になってしまったということが出されました。地域に暮らす者として多くの皆さんが切実な問題として現在捉えられている問題だと思っております。また併せて買い物弱者対策これにつきましてもなんとなく立ち消えとなってしまうような気がするが、何故このような状況になってしまったのか。また町長はその対策についてどのような取り組みを進めているのか。以上2点についてお伺いをいたします。

それでは堀内議員からは議会住民懇談会を通じて出されました要望の中から、先ず生鮮食料品を購入できるところがJA2施設となってしまうと、何故こうなってしまったか。あるいはその今後対策をどう考えておるかということでございます。お話にもございましたが、JA関連のスーパーとともに特にこの町の中心部、既存商店街に位置する街中の身近な生鮮食料品店として長きにわたって営業してこられた1つのスーパーが、この6月に閉店をされるという事態になりました。身近な場所に位置して利用者側に立ったサービスが行われてきたことから、特に徒歩による買い物にはなくてはならない店舗であり、町の商業の観点からも大きな打撃と考えております。しかしながらまあ具体的なことは申し上げられませんが、経営者ご本人の営業継続の意向に反して閉店に至った経過をお聞きしまして、町としても事実として受け入れざるを得ない状況にあった次第でございます。この閉店の事実を受けて商工会の皆さん方と共に連携して、何とかまあしなければならぬという共通の認識の上に立って店舗施設の再活用のために生鮮食料品をはじめとする食料品販売を行う個人や法人への打診、店舗以外の用途を含めた検討等を行ってまいりましたが、生鮮食料品販売事業を個人が立ち上げようとする場合の流通における卸業者との契約に要する多大なまあ経費負担や、店舗数の拡大意向の法人がない状況等にありますことから、残念ながら現在のところその成果を見いだせない状況にあるわけでございます。今後もまあ努力はしていかなきゃならないというふうに思っております。まあ今回の事例はこれまでも課題とされてきております個人商店の後継者不在による店舗継続の懸念が現実の姿としての一面であるというふうに考えております。このことは一商店や町内の商店にとどまらず、全国的な課題でもあり商店街の賑わいの創出とともに総合的な対策が求められております。なかなかこれ一朝一夕に解決の糸口が見いだされる問題ではなく、町といたしましてもその限界がある問題でもありますけれども、他の市町村の例も学びながら商工会の皆さんと連携しながらできる限りの対策を講じていかなければな

町長

らないというふうに思っております。こうした状況の中で2年ぐらい前になりますか、1つの考え方として買い物不自由な方に対するこの配達業務というものを行政もひとつ取り組む姿勢の中で、振興公社等で検討した経過もございます。その補助金獲得の中で、これは新公共というひとつの位置付けでやってお願いをしてきたわけですが、残念ながらこの予算付けが実現できませんでして、今もう一回このことは白紙から検討し直す必要があるというようなことで、特にアンケート調査等も実施をしながら今振興公社の新しい組織であります「まちづくりセンターいいじま」の中で今研究を重ねておってもらう最中でございますので、まだちょっとその手法について結論が出ておりませんが、いずれにしてもこれは民間の力をお借りしないことにはこれが実現できませんので、今後とも連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

まあその一方でやはりこれは意欲のある方の出店等を是非まあ期待したいという思いでいっぱいでございます。そして町もなかなかあの自らの出店という訳にはまいりませんので、側面的にそれに対する支援を行っていきながら、その一方でやはり町民の皆さん方にもできるだけまあ地元での買い物という、地元にあるものは地元でという気持ちを是非強く持っていただくよう、今後ともそのことを訴えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上であります。

まあ住民の皆さんからこんな意見がありましたのでお伺いしたわけですが、なかなか厳しいこの状況の中、町としてもご努力はさせていただいておるようでございますが、非常に厳しいものがあるのかなと思っております。まあ町内の購買の滞留率が4%というような非常に厳しいこともありますので、問題としては非常に深刻な問題にも発展しかねない問題ですが、高齢化がますます進みます。一層、具体策をまあ打ち出していきたいそんなように思います。特にあの飯島町のこの街中、七久保のスーパーの方は大変盛況のようでございますが、飯島町の街中につきましてはAコープ1店のみということでありまして、街の中の皆さんというのは今までも徒歩で買い物に来ていたというようなことで、なかなかその郊外ということになっても非常に厳しいものがあるかと思っております。是非まあJAとも連携して現在のAコープの整備なんか1つの対策じゃあないかなとそんなように思いますので、そんな取り組みもお願いをして次の質問に移りたいと思っております。

次に本郷からの通学道路、町道本郷飯島線、これにつきましてはJAの葬祭場が鳥居原に出来た、こんなようなことで交通量も増えて非常に危険であるということでもあります。区から前々から改良の要望を出しておりますが具体化してこない、いつになったら実施してもらえるのか、というようなお話がありました。また当面の問題としましてはこの町道本郷飯島線与田切橋の北、ここは舗装になっておるわけですが雨や雪のときにはその舗装の上へ水が溜まってひどい水溜まりができるということでございます。その人の話で、是非雪の降る前に改修をしていただけないか、こんなことを言われました。通学する児童や生徒の安全に関わる問題でありまして、地域でも大変心配をしております。現在どのような状況にあるのか、また与田切橋の北の水溜まりについては早急な対策ができないのか、その2点についてをお伺いをいたします。

お話の場所は町道の本郷飯島線の国道153号から与田切橋を渡りまして仏石までの通学路区間であると思っております。本郷区やPTAから要望をいただいております、議会も陳情力所として現地確認も行っていただいておりますということだと思います。この路線はまあ

堀内議員

町長

国道153号伊南バイパスの開通後に交通の流れが大きく変わるということが予想されます。当然のことながらあの交通量も減るといふふうに予想されておりますが、町といたしましては平成26年度、田切地区までのバイパス開通後の交通量を見ながら検討をしてみたいということで、かねてから地元にもそんな考え方を申し上げてまいりましたし、今後ともその推移を見守っていききたいということでございますので、もう若干時間を貸していただいてその推移を見たいというふうに思っております。若干今までにあの待避所等を数カ所設けながら対応してまいりますけれども、全線改良となるとこれ多額な費用を要しますので少し時間をいただいて状況判断をさせていただきたいというふうに思っております。

それから次のあの与田切橋北の水溜まりの改修、これはまあ通学路にも支障があるということで、この補修工事につきましては既に発注済みでございますし、もう既に凍結期間に入っておりますけれども早急に工事が完成するようにまた一層担当課の方で指示をしてみたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

まああのいろいろの事情もあろうかと思いますが、地域ではこれ相当前に出されたということでやきもきしておられるともあると思っておりますので、今後早急な対応をお願ひしたいと思います。また橋の北の水溜まり、これはもう雪も降ってまいりましたので是非早急な対応を、発注してあるということですが早急な工事を希望しておきます。

続きまして町の各種委員会の委員は同じ顔ぶれで当て職となっていて活性化が進まない、人選方法を見直し、一般の人の参加をお願ひすれば活性化につながるのではないかと、というお話でございます。参加された皆さんは町のいろいろな様子をよく把握されておまして、まあこのような質問が出たものと思っております。また以前には公募で町の方で募集して各種運営委員会の委員を募集したところ、たまたま同じ人がいくつもの委員会に所属になったとあって、まあこの逆の問題ですけど、まあそういうようなことでまあ問題になったことがあります。今回は役職による当て職、これで就任された委員の皆さんということの問題でございます。なるべく当て職をなくして多くの一般の皆さんに委員になっていただいて、それぞれ意見をお願ひしたらどうかということでございます。人選方法の見直しについてお考えがあるかお伺いをいたします。

ご質問の町の各種の委員会の委員のまあ選出についてのご質問でございますし、町といたしましてもこのことについてはできるだけまあ開かれた行政という視点の中で、できるだけ多くの皆さん方にこの委員会、審議会等に参加をいただいて、いろいろと町の必要な行政施策や課題についてご意見をいただきたいというふうにお願ひをしてみました。ただこれがあのむやみに数多くばっかあればいいという問題でもないというふうにも思っておりますし、かねてから行財政改革の一環として整理、統合、廃止といったようなものを繰り返して、現在も第5次総合計画の中のセットの中で集中改革プランの中で位置付けて、現在のこの委員の数、内容というものが定まっておる、今日に至っておるわけでございます。常にこれはあの時と共に見直しをしていかなきゃならないと同時に、如何にあの限られた人がいくつものこの委員会構成という形でなくて、できるだけ役割分間をしながらやっていただくことも大切であろうというふうに思っております。おっしゃる通りだというふうに思いますが、一方でやっぱりあのその関係にひとつの地域代表的なもの、あるいは組織代表的なもの、含めて入っていただくことがひとつの有益であるというよう

な考え方もあるわけございまして、まあこの辺についてはあのかつて議会の活性化委員会の中でも、議会の皆さん方が関与するその組織委員会というものもあり方も研究をさせていただいて今日に至っておるわけでございますけれども、同時にあの公募の枠というものも年々増やしてまいりました。なかなかあのバランス的にこちらであの多くの方がっていうような今お話の面もありますけれども、やはりこのことはあの引き続いてやっぱり枠を広げて対応していくという必要があります。そんな中であのそれぞれの考え方の中でちょっとやりにくい部分も実際、公募してなかなか集まらないということがございまして、また元に戻るということもありますので、常にあのその辺のところは繰り返し研究して、今のテーマでどのような考え方がいいのかということは今後とも整備して模索をしていかなきゃならないという課題だというふうに考えております。以上です。

まあ議会でも議員の委員就任については非常に人数を絞ってきておりますし、まあできるだけ委員長等の要職には就かないというようなことも進めてきております。まあそういうような中でまあ特に当て職でいくつもの委員会に顔を出されておるような皆さんもおりますので、まあ、そこらんところはやっぱりね、もう1回見直していただいて、まあ委員会が活発にできるようにということと、まあ両方の配慮が必要だというふうにも思っておりますので、是非そこらのところもご検討いただきながら一般の町民の皆さんをできるだけ多く出させていただく、まあこのこともあの住民の皆さんから先日懇談会の際にそういう意見が出たということは、そういう意欲のある方が結構潜在的におるのではないかなとまあそんなように思っておりますので、是非もう一度見直しをお願ひをいたしたいと思っております。

それでは次の質問に移りたいと思っております。七久保の懇談会の際でございますが、区長さんから七久保区では町長の要請を受けて平成24年4月から集落の名称を耕地から自治会に変更したということでお話がありました。まあ他の区では耕地のままであるということですが、まあそのことについてまあ若干ご不満のような声がございました。またその際には町外から町内に来た皆さん、言葉で言うと昔で言うところの養子にきたような方でございますが、その人のお話で、飯島に来たら集落の名前が耕地という名前ではびっくりしました、どういう意味かな、まあ当時はそんなふうに感じたということでございます。その人もずっとその耕地という名称に慣れてきましたので、今度これから七久保区で自治会という名称に変わるということについてはまたその時にいろいろとお考えになったというふうなお話もございました。町長は以前に私の質問に対して、集落の名称は地域の自主性に任せる、まあそういうお答えをいただいております。今もそういう考え方であるのか。町からのいろいろ文書の宛先を見ますと連名になっております。耕地総代・自治会長、その連名で文書が出されております。やはりあの地域に帰ってみますとそれぞれの地域でこの問題については結構議論もあるようでございます。2つの呼称というのは地域によって混乱を招くというようなことを思いますし、行政としての指導性そういうものもまあ問われるのではないかなとそんなように思います。七久保区の中では自治会という名称に統一して区長さんからお願ひして各耕地が自治会という名称にさせていただいておるという事実もあります。集落の呼称の統一に対するお考えをお伺いをいたしたいと思っております。

現在のまあ耕地や自治会等のこの呼称の問題でございます。若干あの今までのこうしたことに対する議論の経過と、現在の至っておる状況というものをお話してみたいと思

堀内議員

町長

堀内議員

町長

ますが、この自治組織の名称変更につきましては当時の合併議論の際に総代さん等を通じてお聞きした経過がございます。その際には現状の耕地のままでよいという意見が多数を占めておりましたのでその後まあ推移をしまいいりました。それから最近になりまして第5次総合計画の策定のための意識調査というものを平成21年の11月に実施いたしました。その中であのやはり1つの呼称の統一というようなものが議論をいたしまして、できれば統一していくことがいいんではないかという投げかけのもとに意識調査を実施いたしました。で、その結果として呼称につきましては現状の耕地のままでよいという回答が47%ありました。自治会に統一することがよいという、ひとつのこれはあの具体的な名称をもって問いをしたわけでありましてけれどもそういうこと、それからそれぞれの自治組織に任せればよいという回答が17%あったわけでございます。耕地のままでよいというのが47%、それから自治会に統一することが望ましいという回答が32%、それぞれの任せるべきだというのが17%ということで、でまあそのことから町といたしましては統一的に名称変更することについては、強制的には全く考えておりませんでしたけれども、平成23年度4月に開催いたしました年度当初の区長・総代会の折に七久保地区の総代さん、まああのお名前が出ておりますのでこちらからもあえてお名前を申し上げますけれども、七久保の区の総代さんから耕地から自治会に名称変更したいというご意見をいただいたところであります。でまあこちらといたしましては意識調査の結果や地域によって考え方がいろいろまあまちまちでございまして、相違があることからやはりこれを現段階ではそれぞれの区または耕地において検討、方向をいただくことが一番望ましいんではないかという形で今日に至っております。でまあその自主判断の内容を受けまして七久保区においては先程のお話のように4月から全耕地統一して自治会ということに名称変更をしたという経過がございまして、ただあの町長としてあのご質問にもございますように七久保区に限ってあの自治会ということの要請をしたというふうではございませぬけれども、七久保区民の皆さん方の総意としてこれにまあ移行したということで、こちらとしてはそのことを受け止めたということで、行政上は2つの名称でもっているんな対応をさせていただいておるといのが現実でございます。でまああのいろいろ議論のあるところでございますけれども、他の地区におきましてはやはりまだ耕地の名前を消すということは時期尚早であるというような意見も現実としてあるわけございまして、定着をしておることがございます。全国的には自治会という呼称が大半だというふうに私も理解をしておるところでございますけれども、従ってあの2通りあるこの呼称はできれば統一した方がいいというふうに思っておるわけございまして、ただそれにはあのやっぱり地域、地域の思いがございまして、やはりあのある時期から強いその町の意味、まあ強制的ということではないんですけども、そうしていただくということを今この時点でやるのは如何なものかというふうには思っておりますけれども、やはりこれはあの今後ずっと続くひとつの課題でございますので、是非まあ折を見て、またそうした町のできれば統一化していくような働きかけといいますか、その投げかけを今後機会を見ながらしていく必要はあるというふうに考えておるところでございます。

お答えいただきましたが、私も前にもお伺いしておりますし、まあ今耕地になった名称のときの経過もその質問の時にはお話もしております。その前は部落という名称でございます。それがまあ当時、多分当時ですが部落問題というものがいろいろと話題になった際

にその名称を飯島町として変えていこうと、その中であの時は町が指導性を出して耕地という名称をお願いして全体でその統一して、多分あの時は変えたというふうに私は記憶しております。そんなようなことでありますので、やはりあの地域の皆さんは、今例えば飯島、田切の皆さんだと耕地という呼び方ですので、七久保のような自治会という自治会って何だ、多分そういう認識だと思いますのである意味では時間がかかるかと思いますが、まあ今も常にお話しながらいきたいというような町長のお話ですので、まあそんなようなことでできるだけ統一した地域の名称にさせていただいたらまあそんなふうに思いますので、その呼びかけにつきましてこれからも適宜お願いをして次の質問に移りたいと思います。

まあ4つ今までに質問してきました。まあそれぞれの区からそれぞれ要望等が出されたのは全体では30数件の要望が出されております。その中で今回は5つに絞ってしてきました。まあ通告していないものは質問できませんので最後の質問に移るわけですが、最後の質問につきましてはコスモ21、これにつきましてのことがございました。21、閉店してから4年が経過しております。その間の今までの経過、これと併せてこれからの対応をどう考えておるのかという問いかけがありました。特に地域での飯島町の一時は中心的な商業施設ということで非常に賑わった時期がありました。そんなようなこともあって深刻な問題として捉えられております。伊南バイパスもいよいよこの22日に本郷から堂前線まで暫定供用開始、そういうようなことで開通になります。これによる交通の流れというものも変わりますのでこれに期待するところが大きいところでございます。しかもコスモ21はその堂前線に近接した地域に立地をしておるわけです。この機を逃してしまうとますます厳しい状況になるのかなと私はそういうふうに思います。現在までの取り組みの状況、それから今後の対応、それをお伺いをしていただければ時間が残りますが最後の質問とさせていただきます。

町長

コスモ21跡地の後の施設利用の問題でございます。一般質問でもその都度質問をいただき、またあの議会のみならず、われわれの行政懇談会の折にも必ずといっていいくらい出る課題でございまして、本当にまあ展望がまだはっきりしたことがお答えできないということに対して申し訳なく思うわけでありまして、それだけにこのコスモ21の後の影響というものは大変大きいものがあるということでございまして、でこれはあの、ひとつ整理してあれしていかなければいけないわけでありまして、今のあの施設のこの清算っていいですか、後をどういうふうに解決するのかというそのことと、それからもう一方では何としてもあれを利活用する方向で関係の皆さんと一体となってやっていくという、こういう2つの側面があることはもうご承知かと思っております。前段の方につきましてはこれはああした現実の問題としてお店を閉鎖して今までのいろんな事業展開をしてきたことの後を閉じなきゃならんと、手続き的にも閉じなきゃならんとということがあつたわけございまして、言ってみればまあ債権債務の問題があるということでございまして、これはあの県や国が関わっておる問題でございまして、今肅々とこのことが進められて最終段階に入っているという段階で年が少し越すという状況だというふうに判断をしておりますが、ただこの結果を見てというわけにもいかないのが現実の姿でございますので、町といたしましても関係機関、できれば同じコスモ21のあのいろんなスーパーを伴った店の機能を何とか復活してもらいたいと思いますか、できることが良いわけでありましてけれども、国道の開通あ

堀内議員

るいは堂前線の整備というこの地の利の条件をもってしても、なかなかこの数年間のそうしたお願いの活動からは見えてきません。現在のところ今もそうした考え方でございます。他の目的転用も含めて今、関係の皆さん方と精いっぱいこの利活用について検討をし、それから中身は違いかもかもしれませんけれどもその実現に向けて努力をして、まだ方向は全く結論は出ておりませんし、先様のあることでもございますので予断は許しませんけれども、町といたしましても関係者と十分また連携をする中で精いっぱいの努力をして、あの一角がいわゆるゴーストタウン、死の街になってはならないという覚悟のうえで進めさせていただいておことをご理解いただきたいと、それ以上ちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

堀内議員 それぞれ先ほど申し上げましたが、懇談会の際に出されたものをお伺いしました。町民の皆さんはそれぞれ今の時代に対する不安と、また町に対する期待も多く持っております。これらの要望に的確に答えていただくよう要望しまして質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時44分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 竹沢秀幸 議員

5番

竹沢議員

それではあの通告に基づき一般質問を行いたいところではありますが、私、実は療養で今日退院して5日目かな、経つわけですが、お陰様で主治医の方からも治癒と言うご判断をいただきまして、ただあの声の出が退院して直後、よくございませんで、信州大学から通っている女医さんに2回ほどあの鼻から内視鏡で見ていただいて、喉の具合ですが、それでもあまりよくなかったわけですが、その当時、町側の方からも今回の議会で、まあ一般質問もあんまりしなくてもいいに、というようなお言葉も賜ったわけですが、今回あのだいたいよくなりましたので発声練習を兼ねまして通告をした次第であります。

今回は2項目に絞らせていただいて、主に自治基本条例を中心に質問させていただきたいなあとというふうに思っております。この自治基本条例につきましては私以前に2回この制定について提案させていただいた経過がございます。その当時、あの必要性は認識させていただいたと思いますが、かえってこの議員の方でおやりになったらどうかというふうにこちらへ振られた記憶があるところがございますが、今一度原則に帰って提案申し上げていきたいというふうに思いますし、今日的な議会基本条例も通りましたので、そういうことに鑑みてご提案をさせていただきたいと思うところがございます。改めて我が町の町民憲章について改めて復習をしてみたいと思います。前文でございますけれども、「西に中央アルプスの雄峰南駒ヶ岳、東に南アルプスの連山を仰ぎ、数ある清流の恵みを受け美しい自然にはぐくまれたわたくしたちの飯島町は、古くは江戸幕府直轄の飯島陣屋、また伊那県庁が置かれるなど由緒ある歴史と開拓に励む伝統を刻みながら発展を重ねてきまし

た。わたくしたちはいまこのまちの住民であることに誇りと自覚をもち、更に未来に向けて対話の気風を尊重しながら、希望にみちた魅力ある飯島のまちをめざしてここに町民憲章を定めます。」と前文で謳っております。5つの項目でまとめられております。一、水とみどりに恵まれた自然を生かしてさわやかで美しいまちをつくりましょう。一、調和のとれた産業を伸ばして活力にみちたゆたかなまちをつくりましょう。一、教育を重んじ子どもをすこやかに育てたくましくあかるいまちをつくりましょう。一、スポーツや学芸に親しみをもって健康で文化の香り高いまちをつくりましょう。一、思いやりの輪をひろげふれあいを深めて心やすらぐ平和なまちをつくりましょう。1986年7月1日の日に制定となっております。先進の自治基本条例の前文ではですね、次のような振れあいになってくるのかなあと、参考に申し上げたいと思います。飯島町に置き換えてこの自治基本条例を作った場合の前文を申し上げますと、案ですけれども、「わたくしたちは飯島町町民憲章にうたわれた町民としての心構えと理念を尊重し、協働して町民が主体の住みよい町づくりを推進するため、ここに新たな自治の仕組みを定める飯島町基本条例を制定します」というような例文になるのかなあとと思うわけでありまして、いわんやこのより所となるところが町民憲章であると、市でいえば市民憲章になるところということかと思っております。町長もご承知の通り、議員発議によりまして飯島町議会基本条例が去る12月7日議会の本会議において議員発議により提案され全員一致で制定することが可決され、来る平成25年1月1日より施行されることになったところでございます。そうしたことに鑑みて並行して自治基本条例の制定が求められるわけでありまして、本条例の必要性、意義等について町長は町民憲章を含めどの程度認識しているのかについて先ずお尋ねをいたします。

町 長

それでは竹沢議員の質問にお答えをしまいいります。飯島町自治基本条例の早期制定をということの中で、町民憲章を全部の文面を朗読いただき、またそれが求められる自治基本条例の考え方で言っていたおわけでありまして、これに対する町長としての認識、見解でございます。地域の課題への対応やまちづくりをだれがどんな役割を担いながら、どのような方法で進めていくこの私たちの地域における基本ルールを定めた自治基本条例、このことにつきましては第5次総合計画の前期基本計画の中で制定について検討をするというふうに記述がなされておるわけでございます。この記述は私といたしましても大変重く受け止めておるということでございます。竹沢議員他、前にも堀内議員からもこれに関連したご質問をいただいておりますけれども、今、町民憲章の朗読をいただいたこの前文である、この町の住民であることに誇りと自覚を持ち、更に未来に向けての対話の気風を尊重しながら希望に満ちた魅力ある飯島のまちを目指す、というふうにありますように、この理念に基づいて町民の皆さんとともに開かれたまちづくり、住民参加のまちづくりを推進するため本条例の制定について検討を進めていく考えております。以上であります。

竹沢議員

検討を進めていく考えであるということですので、ここであの少し時間を取りましてですね、制定する場合の中身等について先進事例も含めまして私の意見を申し上げて町長の見解を求めて議論を深めてまいりたいとこんなふうに思うところがございます。通常先進の事例の自治基本条例の中では前文の次ですね、その行政体におけるところの例えば町でありますと町民の責務、それから町としての責務、それから議会としての責務、あるいはそれぞれの役割というものを明文化している例が多いわけでありまして。そこで町

の執行機関としての役割といますか町の責務についてでありますけれども、参考に来た暁の条文について、少し例で申し上げたいというふうに思います。先ず町長の責務というものを明文化しておる例が多いです。「町長は町の代表者として公正かつ誠実に町政を運営します。また町長は理事者の基本原則に基づき町の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。」などというふうに謳っております。その他の責務としては「条例ですとか予算ですとかそういうことを議会にかけて、決めたことに基づいて適正に行う」とかです、あるいは経費は最小の経費で最大の効果を行政効果をあげるんだというような文言ですとかを謳っております。その他に最近ではいわゆる町民に対する説明責任、それから町でも行い始めておりますが行政評価、あるいは既に行っておりますが財政状況の公表、こうしたようなことが謳われておりますし、また職員の責務につきましても全体の奉仕者として云々というようなことが明文化されている例が多いところでもあります。それから議会の役割につきましても、わが議会としても議会基本条例を作ったわけでありまして、そうしたような文言がほぼあの同様に条例の条文の中では引用されている例が多いわけですが、基本的には開かれた議会運営というようなことが強調されているのが例として多くございます。それから町民等の役割ということでご紹介申し上げますが、町民につきましても権利と役割という2つで規定している例が多いわけでありまして、町に置き換えますと町民はまちづくりの主体としてまちづくりに参加する権利を有するというのと、同時にいろんな計画について立案段階から参画する権利を有して意見を述べることができるということ、それから町の町政に関して知り得る情報をです、入手したりまた情報の公開を求めることができるというふうなことを規定しております。また飯島町でも取り組んでおりますけれども、まちづくりの主体として町民は、協働活動の協働です、協働してのまちづくり地域の発展に努めなければならないというような役割を規定しておりますし、町民はお互いの活動を尊重して自らの発言と行動に責任を持って行う行動するんだというようなことを明記している例がございます。もう一つあの特徴として今は町民の役割として申し上げましたが、町内における事業所の役割についても事業所は地域社会の一員として、その事業所の従業員とともに地域活動あるいはまちづくりに積極的に寄与すべきであるというような文言を入れておるところがございます。以上あのとあえず2つ目のところとして来た暁のですね入り口の部分ですけれど、町執行機関の役割、それから議会の役割、それから町民の役割あるいは責務というような文言について先進的な事例の条文の案について申し延べましたが、町長の感想をお伺いしたいと思います。

町長

まあ今後この基本条例の策定作業を進めていく上で盛り込むこの基本的な考え方をどう表現していくかということですが、今竹沢議員言われて先進の条例等の披露もいただいておりますが、今ここであそのそれぞれのまあ当然謳われるべきこの様々な立場での責務というものを議論するには少しあの時機尚早であろうということと同時に、やはりこれはあの基本条例以前の問題として町民憲章にも陰に陽にそのことが謳われておるわけでありまして、少しでも町を振興して明るいこのまちづくりを自立をして進めていく上でのやはり町の責務、議会の責務、町民の責務、あるいは場合によっては事業所の責務というようなものも、当然これはあのそれ以前の大切な要素として常にこれはあの私どもは肝に銘じて取り組んでいかなきゃならないという考え方の基本だろうというふうに思っております。既にあのそれ以外にもさわやか環境条例でありますとか、いろんな

あの条例の中で町の責務、町民の責務、議会の責務、その他いろんな事業所の責務も謳われておりますけれども、今度のこうした基本条例を考えていく上にはやはりこれを集大成した考え方でいくべきだということで、その細部については今後の検討に任せてひとつ議論を深めてまいりたいということで、今言われたおっしゃった内容については1つのこれは参考、たたき台的な要素になるのかなあというふうに理解をさせていただいております。それで先ずあの地方自治の基本原則であります、町民、議会、及び町は自治を推進するためお互いに対等な立場に立って、それぞれの責務に基づいて参加をし、協働することを原則としてお互いに情報を共有すること、それから参加及び協働の原則、情報共有の原則であるということに基本的な原則があるというふうに理解しております。それでそれぞれのまあ責務についてでございますが、見解を求められておりますので若干申し上げたいというふうに思いますが、先ず町の責務であります。これは地方自治の本旨及び地方自治の基本理念に則りまして、政策形成等が推進されるよう調整をすること。また効率的な行政運営に努めること。行政運営の透明性を高めるために町政について町民に分かりやすく説明すること。説明責任を果たすこと。等々でございます、町長たる者は立場上そのことを率先して実践に向けて舵をとっていくと立場によって認識しております。それから議会の責務ということでもございますが、これはもう議会基本条例の中で十分謳われておる内容でございます。あえて私から申し上げるまでもないわけでありまして、町政の審議及び議決機関でありますこの議会が町民の意思の代表として地域の課題や住民の意見を把握して、町政にその意見を反映させることや町の執行機関の活動を監視評価することによって適正な行政運営の確保に努めることということで、それぞれ緊張感を持ってひとつ取り組んでいただくということで条例、議会条例、基本条例の趣旨そのものであるというふうに思っております。それから町民の責務でもございますが、これはやはり自治の主体であることを十分自覚をいただいて、お互いに尊重し個々の権利と義務、これを果たしていただきながら共に汗をかきながら協力して自治を推進する責務があるというふうに考えておるわけでございます、そこにまあ自助、共助、公助という協働のまちづくりが原点にあるんだろうというふうに理解をいたしておる次第でございます。以上であります。

竹沢議員

それぞれ答弁をいただきました。あの私が申し上げたことも町長の答弁もそうですが、今まで現実に行ってきたことであるわけですが、ただあの条例化ということになると議会基本条例もそうですけれども、やってきたことを改めて文章化すると今お互いに意見を交わしたりすることになるのかなあと思うところでございます、特に町の責務、議会の責務、町民の責務あるいは役割というものについて改めて認識が深まったかなあと思うわけですが、そこであ次の質問ですけれど、過去に飯島町にも例があったんですけれども住民投票制度というものをこの本条例に組み込むかどうかということですが、先進の自治基本条例の中ではあらかじめ住民投票の条文が規定されておるわけですが、まあこれはあの重要な町政の大きな重要事項につきまして直接住民の意思を確認する必要があるといった場合にですね、町の議会の議決を経て住民投票を実施することができるという規定でございます、その投票を行った場合には町はその結果を尊重していくということになるというふうな文章の表現が多いところが実例であります。ところであのわれわれの先輩議員でしたが、過去にですね市町村合併に関わりまして住民投票条例を制定し

ようという動きがございました。が当時、同僚の議員さんのご理解も得られなくて廃案と、こんなようなことで合意が得られなかったという経過があるところであります。まあそれはそれとして、その後全国的にですね市町村が例えば公共施設ですとか病院とか例えばですね、それから市民会館だとかそういうものを建てることだとか場所のだとか、いろんなことについて是非を問うためにですね住民投票などを行っている例もあるわけですけれど、飯島町で考えた場合に将来ですねその近々に住民投票を行わなければならないような必要性があるかどうかということとはわかりませんが、こういう制度を入れておけば最悪の時にまあできるということでありまして、この制度そのものについて町長は如何お考えかお尋ねします。

町長

この準備を進めていく自治基本条例の中に住民投票制度を常設条文として入れ込むかどうかということの考え方についてであります。最近あの全国のあちこちでこうしたあの住民投票制度が取り入れられていることは事実でございますが、その中にあの常設的にこの条例を明文化して取り組んでおるところ、それから各個別案件ごとにこの投票条例を作って条例制定をして対応しておるところ、まちまちでありまして、それぞれのまたいろいろ議論のあることまた違うことも事実であります。で今ここであのこれから策定検討していく中で私の立場から、これはあの入れるべきである、いやその個々対応で行くとかいうようなことをちょっと申し上げることは時期尚早であると、十分この辺のことにつきましても先ほどのいろんな責務と同様に町民の皆さん方と議論をし、また議会とも議論をしたりしてより良い方向へ進むのが一番適切ではないかということで、その時点での議論に現段階では委ねてまいりたいということでご理解をいただきたいと思っております。

竹沢議員

それではあの次にですね、自治会、耕地加入を義務付ける条文、こうしたものをだいたいの自治基本条例では謳っておるわけですが、あの場合によってはペナルティを課してもいいんじゃないかという考え方もありますけれども、そこら辺についてどうかなあということでありまして、先日茅野市でしたかちょっと話題になったかと思っておりますけれども、それはそれとして、要はその飯島的に置き換えて条文化した場合どうなるかっていうと、町民は地域社会の一員として飯島的にいうと耕地、自治会ですね、あるいは区も含めますか、これらの自治活動組織についてその役割を理解し協力するとともに自治活動組織に加入に努めますと、ということ、それから加入した暁は町民は可能な範囲内で自治活動組織の活動に参加して、地域社会において個性や意欲を発揮することができるようにするものである、などという条文案がございまして。先日飯島町の荒田自治会に加入している方で阪神淡路大震災を経験した方のお話の中では、神戸から荒田に自治会加入された方ですけど、加入されてあのもちろん自治会に入って定住されておりますが、あの有事の際に一番大事なことは何かっていうと3つあったといひます。1つは水、2つ目がトイレ、3つ目が自治会組織加入のまあ人と人との絆、ということだったということでありまして、自治活動組織に入っただけということ明文化するのは極めて当たり前で条文化すべきかと思っておりますが、町長の考えをお伺いします。

町長

まあこの点につきましてもあのどういう位置付けで基本条例の中に謳うかどうかということこれはこれからの研究課題であろうかと思っておりますが、理想としてはやはりあのここに住む者が同じ共通の1つの地域づくりに立ってですね、再三進めておりますこの自治組織加入について入っただけで共々生活をしていただくということが理想であるわけござ

いますけれども、なかなか個人の考え方もございましてそういうわけにはいかない面があることはもうご承知のとおりであります。今も阪神淡路のこの体験からこっちへ来ていただいた方の声も、私どももあの直接行政懇談会の中でもお聞かせいただいて、その方はそういう1つの考え方でありまして、今度の東日本の震災からこちらへ見えた方もかなりおるわけでありまして、そのことも同じような考え方であの思っていたおことをお聞きしております。理想であると思っておりますけれども、一方でなかなかこれはあのペナルティというような話になると余計また難しい話になってまいりまして、謳いながらもなかなか実効が上がらないというこの条例を持っておる市町村もあるわけで、身近にもそのことを聞いてなかなかその事が足かせになってまちづくりがうまく進まないというような声も聞いておりますので、この辺のところ慎重にこれもやはり先の質問と同じでございますけれども、その作成、制定過程の中で十分議論を深めて方向を出していく必要があるというふうに思っております。

竹沢議員

次に協働のまちづくりについての条文化の例もあるが如何かということでありまして。わが町では町のご努力にもよりまして地域づくり委員会が4地区に立ち上げがされまして、支援員を配置していただいて4地区それぞれ個々に個性的な活動に取り組んでいるわけでありまして、協働のまちづくりはまあ着実に進んでいるのかなあと思っております。まあ1点、今回の質問ではございませんが、町の計画によるとその地域づくり委員会の協議会的なものを確か作る規約になっているようですがまあそれは如何なものか、その内できるとしようがそのことは置いて、あの各自治条例の中でもですねこの協働して町政運営を行っていくということについて、町民の皆さんにも積極的に参加をしていただいて町政運営を図っていくということを述べている例が多いわけですが。協働のまちづくりを推進していく地域からの自治というものを拡充していくということが必要と思っておるわけですが、これについて町長の考えをお聞きします。

町長

この協働のまちづくりというまあ記述はございますか考え方についての内容を基本条例に盛り込んでいくということは、先程の住民投票の部分、あるいはまた耕地についていいますかあの自治組織の加入の問題、同等以上にもっと基本的なまちづくりの基本条例の要素であるというふうに思っております。従ってあの当然これはあのどういう表現にしろ入れていくべきだというふうに思っておりますが、先程の少し出ました協議会っていうのは今後策定過程のいろんな場面を踏む中で、このことも具体的な表現方法をもってひとつ研究していく必要があるということで当然のことであろうというふうに思っております。

竹沢議員

それぞれ町で議会基本条例を作っていく場合の中身の骨子についてお互いに理解を深めてきたかと思っております。冒頭、町長の答弁にもありましたが、第5次総合計画の飯島町基本計画の前期5カ年計画の中では、本この自治基本条例については検討するという表記があるわけでありまして。今回のタイミングで再度この質問をさせていただいたのは、もとよりこの議会基本条例の制定によりまして当然車の両輪としての自治基本条例というものを早期に制定する必要があるのではないかとこのように思うわけでありまして、近い将来にかつ近いうちにではなくて、いつ頃を目途に進めていこうとしているのか町長の見解をお伺いします。

町長

じゃこの基本条例をどういうまあ作業日程ということで進むのかという形になるわけでございますけれども、再三申し上げておりますようにこの自治基本条例の制定の抛り所に

については、第5次総合計画の前期計画の中で検討するという事になってございます。いわばこの記述は答申をいただき、町として決定した計画である以上、前向きな重い受け止め方をしていくべきだというふうに考えておるわけでございまして、そうした考え方に沿って今お答えをしております。条例制定にあたっては先進地も必ずしもあの内容によっては成功した例ばかりではないというふうにお聞きしております。まあそうした例からもよく検討しながら、本来住民の皆さん方からの盛り上がりというものがどうしてもこれは必要であるということでございまして、その辺のいわゆる盛り上がりのこのあれをどう構築していくかっていうことも並行して進めていかなきゃならんというふうに思っておるわけでございます。それからこの条例制定には多くのまあ住民の皆さんの意見を聞く機会を設けたり、当然あの策定委員会なるものが開催をしていかなきゃならんと思います。そうしたことを踏まえながら、具体的には新年度平成25年度からこの協働のまちづくりプロジェクトの位置付けによりまして、制定にかかる検討準備を始めてまいりたいと、それから早ければ26年度中に住民の皆さんの意見を聞くワークショップ等を開催し、最終的には第5次総合計画の仕上げ年度でもございましてこの27年度に条例制定を目途に、今後作業を進めてまいりたいと、おぼろげながらこんなような今描き方で日程を進めてまいりたいというふうに考えております。

竹沢議員

縷々申し上げてくる中で、最終的に飯島町としての自治基本条例のタイムスケジュール等についても明らかになったところでもありますので、もう1つ、通告してある質問につきましては今町長から答弁がございました。先般議会の議員懇談会を4地区でやったときにある住民からは議会がこういうことを先行してやるべきだというような苦言もあったように、私は出ませんでしたがお伺いしておりますが、あのまあそうではなくて今主体的に町の方で取り組んでいただけるということでもありますので、要は組み立ては如何にしてこの条例を作ってですねいく過程で、町民の皆さんにどう参加していただいてその必要性、意義というものを理解していただきやっていくかということが課題でありまして、数年前にですね更埴、戸倉上山田などのところが合併した川の流れているある市がですね、自治基本条例をあるところからコピーをしていきなり議会を通してしまったとこういうことがありまして、確か信濃毎日新聞が痛烈に批判した歴史的経過がございまして。まあそういう教訓も生かしながら、これだけのあの余裕を持ってやっていけばですね多くの町民の皆さんの声も反映された中での素晴らしい自治基本条例ができるかと思っておりますので、町長を筆頭に関係職員が、また議会も協力しますけれど、ご努力いただいて立派な自治基本条例がやがて出来ますことを期待をいたしまして1つ目の質問は終わらせていただきます。

2つ目ですが、些細な質問で恐縮ですが、町民の皆さんそれから中川の一部保護者の皆さんからもご要望を賜っておりますので、この機会に、JRの各駅の諸問題が昨今あるところですがそのこととは別でございまして、申し上げたいと思います。JR東海の飯田線の七久保の駅ですけれど、この南側に諏訪地区の某本社がある運送会社の土地がございまして現在空き地になっております。この駅の周辺ですけれど朝に夕に中学生、高校生の送迎のために父兄の方が送迎をしております、まあその時間帯だけですけれど結構混雑しております、送迎以外の方の通行にも支障をきたしております、何とかしてほしいという要望があるところでございます。なのでこの土地をですね町がお借りをして駐車場として確保することによって、あの道の前が円滑に通れるようにすること、それからあのもう1つ

町長

ついでにやっちゃいますが、中川村からも高校生が来てあの七久保駅を利用しておりますので、中川村の保護者からも要望がございまして中川村の曾我村長さんとも連携をしております、是非やっていただきたいなあと思っておりますので町長の見解をお願いします。

七久保の駅前がこの朝夕の通学時にお迎え等で非常にあの混雑をして、そのことがあの交通安全にちょっと影響しているという、そのために七久保の駅の南側にありますこの民間の用地を借用してそれにスペースに当てたらどうかということかというふうに思います。確かにあの朝の通勤時間帯、通学時間帯の七久保の駅の前を私もよく様子を見ますと、親などが子どもを電車に乗せようと大変あわただしく子どもを降ろしたり、それから急いで去っていく車両を多数見かけます。あの夕方方も似たような状況があるかと思っております。でそこで、まあ議員から更に七久保の駅の南へ駐車場の確保というご提案をいただいたわけでございますが、このようなまあ様子からでは駐車場を利用するというふうには考えられないわけでありまして、もう本当何秒間の切羽詰まった状況の中で降ろして立ち去るということでございますので、ということではありますけれどもやはりあの道路交通上の中でそうしたことは繰り返されるということとはあまり好ましいことではございませんので、是非まあひとつ今町がお借りしておる少し50メートル位か30メートル位ですとか離れるわけがありますけれども、あそこの西にある旅館の西側のせっかく確保しておる駐輪場と駐車場があるわけでありまして、現在もそこにあの駐車をいただいて通学なり通勤しておる人もおるわけでありまして、この場所をもう1回ご利用いただくようにひとつ啓発をしていく必要があるなというふうに思っております。現在十分空きスペースがあるということも是非あのご理解いただきたいというふうに思います。それから中川も特にあの横前地籍なんかは七久保の駅を利用する、まあ一部には高遠原や伊那本郷や、飯島はバスで来てもちろん乗る子どもも多いわけです。それから場合によってはあの内容は違いますが、中央道のバス停なんか全く同じ考え方で、中川の皆さん方大変まあ活用をいただいておりますのでございまして。そこでの連携が必要だろうというふうにも思っておりますが、そうしたことからあの同じように中川に対してもできるだけ町の用意してある西側の駐車場でひとつ少し時間の余裕を持って、そうすればあその前には横断歩道もあるわけでありましてひとつ電車に乗ったり降りたりしていただくということ、是非交通安全上の観点からもご協力いただくように、そういう意味でまあ中川の方には呼び掛けてまいりたいというふうに思っておりますので、今新たにまた別な土地を求めて駐車場という考え方は持っておりませんのでご理解いただきたいと思っております。

竹沢議員

当面の対応策として町の土地を利用してそれを町内にまた中川村の利用者にもPR、呼びかけをしていただくということでもありますので、とりあえずはまあほいじやあそういうことで交通安全対策を確保しながらそういう関係者の方へ十分にご指導をいただきたいと思っております。以上で質問を終わりますが、質問の中で私あのお願いをしますとかいう語尾があったかと思っておりますが、これはまあ適切でないので訂正させていただいて、発声練習はうまく出来たかなあということで以上で質問を終わりにします。

議長

8番 中村明美 議員

8番

中村議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。1番、福祉用具購入費及び住宅改修

費の受領委任払い制度の導入について質問をいたします。平成12年4月に介護保険制度が始まり12年が経過しました。これまで3年ごとの見直し規程に従ってその都度制度等の見直しが行われてきました。本年4月には介護報酬が改訂され当町でも一部検討事業も含め新たな計画がスタートしたところです。日本の人口に占める高齢者の割合が年々増加する中、平成22年度では1ヶ月平均の介護保険サービスの受給者数も制度開設時の約2.2倍に増えております。介護保険を取り巻く状況は年々変化している状況です。今後急速に高齢化が進むことが予測されている中、介護事業者、従事者、利用者、それぞれの立場から多岐にわたる現場のニーズを受け止めつつ、状況に合わせた見直しがますます重要となります。最近制度上の改善としてよく寄せられている現場の声の1つに、福祉用具購入費及び住宅改修費の補助について、償還払いだけでなく受領委任払いを選択できるよう改めてほしいということがあります。介護保険での福祉用具、例えばポータブルトイレや入浴用の椅子などがあります。また住宅改修費、手すりや段差の解消にかかる支給は利用者が一旦全額負担いたします。その後申請をして保険給付分の9割を受け取る、これが償還払いと言いますが、これが原則になっています。しかし一方で一定の要件を満たせば利用者が自己負担分の1割のみを業者に支払えば、残額は自治体が業者に支払われる受給委任払いを導入し、償還払いとの選択制をとっている自治体が増えてきております。例えば200,000円の改修費を全額用意するより初めから1割負担の20,000円だけを支払えばよいことになると、利用者さんの負担はどれだけ助かるかしれません。介護用品や改修をしたくても費用面で断念をせざるを得ない人もいますようです。現状の制度では経済的負担を強いられることになっています。他の補助金の支給を見ますと出産育児一時金においては直接支払い制度ができ、補助の420,000円は自己負担がありません。また高額医療制度においても支給範囲を超えた額だけ支払うといった、支給額を超えた分のみです、その負担方式に見直されています。その結果、利用者の負担が軽減につながり大変喜ばれている制度になってきております。そこでこの制度においても高齢者の負担軽減を図るよう、償還払いだけでなく受領委任払いの導入を当町も実施するよう求めます。受領委任払いの導入は高齢者の介護予防にもつながる大変重要なことと考えます。この受領委任払いの導入を求めますが町長の考えを伺います。

町長

中村議員からは、この福祉用具の購入費あるいは住宅リニューアル、改修の受領委任払い制度の導入をしたらどうかというご提案でございます。制度の内容につきましては今お話のあったとおりでございますので、私の方から復唱して申し上げる必要もございませんし、それから各町村の取り組みもいろいろまちまちであるわけでございますが、選択制でやっておるところ、まだあの制度として未定なところ、あるわけでございますが、いずれにいたしましてもやはりあのこの福祉の少しでもそう大きな予算もいる内容でもございませぬし、よくあの現場のケアマネージャーや事業関係者もここには外部的にはおられるわけでございますので、その調整をしながらです、是非これはあの実現に向けて検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをします。

中村議員

前向きなご答弁でございました。そこで更にお聞きしておきたいことがあります。この制度が導入されますと事業者への支払い方法をどのようにするかということがひとつの課題になってくると思います。例えば利用者が金融機関から借りて一時払いをするとか、町が金融機関から借りて一時払いをしてまあ1、2カ月後に金融機関に払い戻しをするとい

う、こういう利息が発生する方法と、またです、事業者さんとのやりとりの中で利用者さんにご理解をいただいて、そして申請が出てから町の方が9割を直接事業者さんに支払う方法、または介護保険の予算の中からです、ねやり繰りをして支払っていく方法、等あると思うんですが私はです、ね町や利用者が借入をするような方法ではない方法で今後進めていただきたいのですが、その辺伺います。

町長

あの方法についてはいろいろあるかと思えますけれども、このことであの町が利息を払ってまでという考え方はできません。あの内部的に十分検討すれば他の事例もあるわけでございますので、最も良い方法で対応できるように検討してまいりますけれども、ちょっとその中身につきましては所管課長の方からお答えさせていただきます。

住民福祉課長

具体的な検討につきましてはまだご質問があったばかりでありますので進めてないわけでありまして、いずれにいたしましても受領委任払いに関する要綱、これを作らなくてはいけないというふうに思っております。その要綱を検討する中でいろんな情報を集める中で、今言った町長の話も入れまして検討していきたいというふうに思っております。

中村議員

是非ともです、ねまあわずかな、1、2ヶ月のことでですので借りるといってもわずかな金利になるわけですが、とにかく利用者さんに負担のないような方法で是非とも取り組んでいただくことをお願いいたします。利用者の負担軽減で必要と思ったときにこの介護用品が設置できてです、ね、介護予防の促進にもつながっていくことは、町が取り組んでいる介護予防を大きく促進していくことと、またその家族にとっての安心にもつながることだと思います。是非良い方向で早急な検討をしていただきまして実施されることを要望し次の質問に移ります。

2番目と3番目の質問は午前中久保島議員が質問された内容に関連する内容でもございます。空き家の情報提供に関する住民認識の強化について質問いたします。町は人口増の推進を図っていますが、先ごろ飯島の人口が10,000に減少してしまいました。この現象は一概に町の取り組みに効果が出ていないといえるものではありません。午前中、町長は取り組みの効果が出ていると言われましたのでそれはないと思います。町の第5次総合計画で掲げた将来人口10,500への道程がちょっと険しい感がいたします。私が今回この質問を取り上げるに至った背景を述べますが、そこから町民が定住促進事業に対し不認識状態であることを感じていただけだと思います。定住促進事業に不安を感じたのは町民との懇談会の席でした。飯島に越されてきた若い世帯の方から、「飯島はとても暮らしやすく、子どもを育てる環境としても最適で来てよかった。何の不安もなく大満足です。飯島町に友人を呼びたいが空き家情報が少ない。もっと多くの情報提供が欲しい。」と要望があったことからです。私は心当たりの方に空き家の様子を伺いますと、いつでも手放せる状態であり要望のあった方に見学をしていただきました。その時、空き家を抱えていた方に町で定住促進事業があり、空き家情報の提供を呼び掛けているのですがご存じでしょうか、と聞くと、全く知らなかったとのことでした。そのお宅は独り暮らしのおばあさんが亡くなってから空き家状態で4年になっていました。他にも2年間空き家になっているところもやはり同じように知りませんでした。午前中の答弁の中で、飯島町には50件の空き家情報の提供があるというふうに答えられましたが、まだまだ空き家情報を提供できる方がいるのではないかとこのように思います。空き家をなんとかしたいと思っている人がいるにもかかわらず、一方、空き家を求めている人にはその情報が伝わらない現状に

あることがわかると思います。ここを解決する努力を図ってほしいのです。町の定住促進事業では広報やインターネットで物件情報提供カードの提出により空き家情報を出しています。しかし先程のことからも分かりますように、空き家所有者、物件所有者の中にカードの実態はあまり知られていません。それもそのはずで所有者は当町以外に住まわたりしていますので、飯島情報に疎いということがあります。また高齢者で独り暮らしで介護保険受給者は町の情報を理解できない方もいらっしゃいます。空き家になる多くの原因としては高齢者の独り暮らしの方が亡くなることや、施設に入ることによることが多いと感じます。町は空き家の要因をですねどのように認識しているのでしょうか。最近、若い子育て世帯が空き家を求める傾向があります。そこで物件所有者などに定住促進事業で行っている物件情報提供カードの存在をより周知していく必要があると思います。この強化で空き家の利用促進を図り、子育て環境にも恵まれている我が町で未来の人材を育ててほしいと願うところでございます。物件情報提供カードの町民認識への更なる推進強化を求めますが、どのようなお考えか町長に伺います。

町長

次のご質問はやはりあの空き家に関するご質問でございまして、最初のあの久保島議員のご質問は、危機管理上にまあ関するご質問の内容が主だったと思いますが、こちらはまあ定住促進、空き家活用をそのことにつなげていくという趣旨でお聞きをしておるわけでございます。あの一部午前中にもお答えをいたしましたとおり、是非この空き家の活用というものを情報を得て、ここに定住をいただく方にその情報提供をして住んでいただきたい、活用いただきたいということは、今ご質問でも私の答えも全く同じ認識であろうというふうに思っております。ただ問題はあのいろいろまあこちらカードへの登録であるとか、それから情報をいただいてこれをネットワーク化していくとか、いろいろな取り組みを折々にまあしておるわけでございますけれども、今のお話の一例はお年寄りの方も含めてですね、なかなかこの情報に接する機会がないと、あの無理はないと思います確かに。あのインターネットの扱えない方もおりますし、なかなかあの耕地の未加入というようなこともありますと町の広報を見ていただいたり、それから有線テレビに接続してなければこの情報もあり得ないというふうなこともありますので、その辺の透き間をまあどういうふうに情報として、全体の空き家情報として把握をして、その情報のキャッチボールをしていくことができるかどうかということがこの課題だと思いますので、今お話のようにいろいろとあの、まあこれはあの個人の財産管理が基本でありますから当然のことながら固定資産税等の税も発生しております。1つの手法としてはそうしたあのコンセンサスの目や口での無い方でも、そうした納税通知書の中にそうしたことも入れたりすることも考えられますので、そうしたことによって1件でも2件でも多くその情報の共有ができるような取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。職員はこのことについて新しいシステムを作って今取り組んで一生懸命やってくれておると思います。あの決してあのその効果がないということではなくて効果は出ておるというふうに私は認識して確信しておりますけれども、若干あの担当課長の方からちょっと細部の部分の取り組みをもう一度申し上げてですね、是非ご理解をいただいて中村議員も共々情報の共有にご協力いただきたいというふうに思っております。

産業振興課長

定住促進事業につきましては職員、専任体制で本年度から始まったところでございますけれども、まだなかなかあの制度の周知につきましては、あの行き届かない点が多々ある

かと思えます。それぞれあのいろいろな方法を通じまして定住促進に向けた取り組みを周知してまいりたいと思います。なおあの空き家の情報につきましては今年から始まりました空き家提供事業の補助金、そういった制度もありますのでそういった有利な制度を活用していただくように、自治会の組織を通じましたり、またあの固定資産のお知らせ、そういったものの機会に併せて周知をしてまいりたいと思います。特にあのこの提供事業につきましてはあの、当然あの家というのは放っておけば傷みも激しくなりますし、そういったものの傷みの抑制にもなりますし、またあの賃貸によります賃貸や売却そういったものの収入、そういったメリットもありますのでそういったメリットを強調しながら、積極的にそういった空き家の調査をしながら活用に向けた取り組みを周知してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

中村議員

町の取り組みをお聞きしました。確かに現在は空き家になっている方におきましては固定資産税の中で通知をしたり、資料を出したりということを進めていっていただきたいと思えます。私はこの事業の推進は若い世代の声に応えていくことであり、ひいては町が挙げている重点課題である人口増の推進となり、また空き家解消で明るいまちづくりにつながる重要な取り組みだと実感いたします。現在の町の情報提供においては必要な人に伝わらない一方通行の感がいたします。そこで私2つほど提案をいたしたいと思えます。住民福祉課では住民票により世帯人数を把握しているので空き家になる実態が早く掴めます。よってこの時点で物件情報提供カードについての資料を渡すとか説明をする。物件所有者はそのことで町の内容を知り、空き家になる前にですねその悩みを解消していくことができると思えます。2つ目としましては、高齢者福祉係等では介護保険給付者や親族などから将来の相談やアドバイスをを行っています。その中で同じように定住促進事業のこの物件情報提供カードの資料説明を行い、町の事業内容を知っていただく。そして物件所有者は将来の家管理をする上で役立てていくことにつながればと思えます。このような対策を講じることで先程係の方でも言われておりましたが、空き家年数を極力縮め家の損傷を防ぐなど、物件所有者や空き家購入者双方にとって喜ばしい結果となるのではないかと思います。また町民の安心な生活環境を保つ上で高齢者世帯など今後の空き家対策は不可欠と考えます。今2つほど提案をしたわけですがそれでもこれに対する所感を伺います。

町長

あの確かに空き家の情報が一方交通の部分もあると、これは情報を受ける側と発信する側とのやっばりそこにあのいろんな差異が生じておるということも事実であろうというふうに思っております。その辺をどうまあ埋めていくかということが申し上げているように課題になるわけでございまして、精いっぱいいろんな考え方を取り組む中で取り組んでまいりたいそんな必要を感じております。で今あの2つほどのご提案をいただいておりますし、あのこのことについてはあの課を替えて例えばあの定住促進室、産業振興課と住民福祉課と連携は常にとってやっておるということも再三申し上げておるわけでありまして、そうした上に今こうしたあの具体的な手法の中で、そのことによって効果が上げられるものならばこれはあの大変ありがたいことであるというふうに思っておりますので、是非これはあのご意見をいただきましてですね、また内部で十分、今日も課長たち全部聞いておりますので、連携をとって取り入れていけるものはやっていきたいというふうに思っております。

中村議員

次年度もですね人口増は最重要課題として取り組むというふうに言われました。将来目

標を真剣に捉えていることを認識いたしました。であればこそ1年半の現状のですね進行状況を詳細に検討して、そして2つほどの提案をいたしましたけれども含めて今後の審議をして、そして取り組んでいきますことを要望いたしまして3つ目の質問に移ります。

空き家・空き地の条例を制定し衛生環境や景観保持に努め、住民が安心して暮らせる環境づくりをについて質問いたします。前の質問と関連してまいります、全国で別荘も含めた空き家の数は約全体の1割に達しており、8軒に1件あると報道されています。特に都会ほど多く、火災や空き巣、空き家の近隣の土地におきましては地価が下落するなど多くの問題が出ております。飯島においては先ほど町長が答弁されましたが、181軒の空き家があるというふうにお聞きしました。空き家になる状況は都会とは異なるわけですが少なからず当町でも空き家や空き地の管理が行き届かず、そこを棲家にして動物が近隣作物を荒らすという状況が生まれているようです。また手入れがされず雑草に覆われている空き地ではゴミが捨てられ衛生環境が保たれなくなっています。この状態では害虫などの異常発生も危惧され住民の生活環境を脅かすこととなります。美しい自然と花の町を自慢としているわが町の景観を損ねる原因にもなります。この秋に「かんでんぱぱ」の会長の塚越寛氏が講演された中で今も心に留めておりますが、その町が清潔で美しいと活気がある。そういう美しい清潔な町は信用できる。との内容をお話されました。大変大事なことだなあと思いました。飯島に見えた人、車で通過していく人たちが飯島の景観や人情に触れ、癒されるような環境であるよう努めることがひいては町の発展につながると思います。そこで高齢者世帯が多いこともあり今後空き家が増えることでしょう。売れることもなく借りてもなく管理ができずに放置状態になり、住民生活における面において悪影響が及ばないための対策が急務だと思います。そこで住民の安全確保のために空き家条例を制定することを求めます。既に山口県萩市では本年10月から萩市空き家等適正管理に関する条例を施行しています。市では老朽化や自然災害などで倒壊の恐れがある家などを対象に所有者や管理者に対する助言、警告、命令で適正な管理を求め、安全安心なまちづくりを進めるのが目的です。具体的には市長が命令しても改善されない場合は所有者の住所氏名を公表、行政が空き家を撤去する行政代執行も制定し費用を所有者らに請求できる、このような制度です。午前中の質問におきまして町長は答弁で、今後の情勢情報交換をしていく中で検討していくように考えたいような、あまり前向きでない答弁をいただきました。わが町の空き家の管理においてですね、町長は課題をどのように受け止めているのか。また条例が今必要ないということであるならばその課題にどのように向いてどのように解消していくのかということをお伺いしたいと思います。

町長

更なるまあ空き家対策としての条例制定の提案をいただきました。久保島議員にも申し上げておるわけでありませけれども、まあいろんなあの繰り返しはいたしませんけれども、いろんなまあ事情の中であの飯島町も空き家相当の建物が、まあ土地もそうでありませけれども、増えてきておることはもう当然承知をしておるわけでございます。でただ基本的にはこれはあのこれらの財産というものは一般の住んでいただいておるこの住宅や他の事業所的な建物と同様に、やはりその所有者の管理責任の範疇にあると。当然所有者は適正な管理をして万が一危害が及ぼさないような維持管理をお願いしていきなせなせなということこれはまあ当然なことでありまして、なかなかそこが出来ないためにそのいろんな問題が生じておるのは事実だというふうに思っております。そのことが町民の生活をし

ていく上で、例えばまあ防災上のこと、あるいは防犯上のことに足かせになってはいけないということで、これはあの当然行政も一緒になってその対応をしていきなせなせなということとは重々必要なこととして承知しておるわけでございます。そこであの条例制定の有無のに関係をいたしまして、先ほども申し上げましたように今飯島町の現況はこうしたあの空き家情報を得る中でそうしたあの危機感に関わる部分があれば、そのことはやはりさっき言ったいろんなあのネットワークを通じてその管理者をお願いして対応してもらっていきなせなせなせし、それから活用させていただくものがあればその辺のところはまた情報交換の中でしっかりとまたご協力をいただくということでやってまいりますけれども、ただあのなかなかそうしたことが思うようにいかないというにつきましても、先ほど申し上げましたように、例えばあの警察官の見回りによつての情報をいただいて適切な対応をしていくこととか、それから消防団の見回り、あるいは防犯指導員のこと、それから各地域の耕地や自治会では常に身近なこととしてその辺のチェックはしておつていただくということだろうというふうに思いますし、それから防犯協会の事業もございませので、一年中を通じてそのチェックはそれなりに掛かっているであろうというふうに思っております。なかなかあのこの条例を今一刀両断的にペナルティーを科してその代執行をしていくとかいうようなことは、少しあのゴミの不法投棄の問題とは趣旨が違うように思います。従つてあのあまりこのことが危機に至るといふようなことになってくればまた、数が増えてくれば別でございませけれども、そうした例は飯島町の場合比較的少ないという現状を見る中で、やはりそうしたあのいろんな皆さん方との地域との連携というものを今の当面の対応策に据えてですね、条例はまたその後の推移を見守りながらの検討事項であるということ今条例制定というものは現時点では考えていないということをご同様に申し上げておきたいと思つた。

中村議員

まあ今町の関連するパトロール等々、団体の方々のお借りして今の現状は対処しているということで条例は急務ではないように町長の答弁をお聞きいたしました。実はですね家の、空き家の家はですね管理されているかもしれないんですが、まあ古いつていうか古くからのお宅になりますと床下というところにまではね手入れがいかないと思うんです。近隣でそういうふうな空き家にもなつている場合ですね、下にやはり今の時期です、今の時期といひますか今ハクビシンという動物がですね大変作物をいたずらするんですね。そのハクビシンがですね民家の床下に、やはり空き家の床下に住み着いてしまひまして、そして近隣の野菜をいたずらするということで悩んでいる住民の方もいます。これはもしこういう悩みが出た時にですね、これは町へ言つていくと町は対処していただけるんですか、ちょっと聞いていいでしょうか。

議長

住民福祉課長

関連で。あの有害鳥獣の関係ですけれども、あの出る場所によつていろいろ変わるわけでございますけれども、あの基本的に生活環境上有害なものが出来た場合、まあ農地等は別にして基本的には生活環境の方で対応させていただいております。

中村議員

ありがとうございます。現在ですね空き家とか空き地の管理はあの建物だけでなく庭も大変ですねこの飯島町の地域は敷地が広いわけですし、とにかくまあ団体の方々のパトロール等確かにありがたいのですが、なかなか目が行き届かない問題であり今後大きな課題になってくることであり、大変この空き地、空き家の管理は待たないではないかと私

は思います。よく町長は近隣の努力をというふうに言われますけれども、住民では法律上対処できないことも多くあります。その家の内情まで関与できなくまあ近隣が泣き寝入りをしているということもあるようです。町はですねこれらの実態を深く認識して迅速な対応を求めます。よく言う自助、共助、公助の中のこれは公助であり、行政が取り組むべく大きな課題だと思います。条例をすぐ制定どうこうということは申しませんが、まずこの空き家、空き地ですね実態、どういう課題があるのかということこれから大きな問題になる前に、また町の景観が損なわれたり、衛生上大きな問題が起こる前に今の時点でですねその空き家・空き地の実態調査を展開して、そして条例が必要であるかということは今後進めていっていただきたいと思いますが、その辺実態調査ということの考えを伺います。

町長 あの前ほどから181戸ほどのまあ情報を提供を受けて今空き家があるという町の位置付けでございますが、あのこれからも増えていくというふうにも思います。であの実態調査につきましてもこれはあの定期的にやっぱりやっていく必要があるというふうに思っておりますので、どういう手法でやるのがこの正確な把握ができるかどうかということとは十分研究する必要があるかと思っておりますけれども、何らかのものを現時点で把握していくということは必要だと思いますのでそのようにしてまいりたいというふうに思います。それからこうしたまあ空き家の問題をその現実だけを捉えて行政の方の責任だけで果たして、当然これは住民の皆さん方の不安要素は取り除かなきゃいけませんけれども、町が全部それを責任を受けて対処していくというのもこれは限界があるというふうに思っております。それ以前にそうした財産を持ちながら他の地域で暮らしておられる方にも、そうしたあのかつて地域に関わったその責任というものやはり感じ取っていただいでですね、その辺をどうキャッチボールするかはいろいろあるかと思っておりますけれども、決してあの見て見ぬふり、一時はふるさとの郷土としてこの町に住んでいただいた経過があるわけでありますから、やはり日本国民としてやっぱり同じ地域も同じ目線に立っていただいでその責任の部分共有していただく必要があるだろうと私はそういうふうに思います。その必要のためのまた取り組みもしてまいりたいというふうに思っております。

中村議員 私も町長が言われるように個人個人、この町にお世話になったことへのですね恩恵と、またこういう条例ができなければ管理ができないということは、逆の面で言ったらちょっと悲しいのかなという部分もあります。昔で言うならば人間としてのモラルというものもちょっと薄れてきたのかなという、そんなちょっと悲しい部分もあるのですが、しかしながら現実はこの状況になっておりますので、またあの取り組みを求める次第です。更に今後、空き家、空き地は増加の一途をたどると思います。まあ町長も何らかの形で実態調査を行っていききたいということは今言われました。是非、常に実態調査というものを怠ることなく、今後住民の安全安心のためにまた必要となれば条例の検討を進めていただき、住民の安心な環境を作っていただくことを求めまして質問を終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時10分といたします。休憩。

午後2時49分 休憩

午後3時10分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

9番 坂本紀子 議員

9番  
坂本議員

今日最後の質問者となりました。先ず初めに奨学基金の利用者枠の拡大をしてはどうかという内容であります。最初に教育の現在の現状を少し述べたいと思います。経済は2000年に入りますますグローバル化し様々な分野で規制緩和がされ、社会は少子高齢化を短期間で迎えています。この10年近くの間所得格差、地域格差、教育格差がますます大きくなってきました。1980年代日本は1億総中流という意識を持っていました。それまでの教育は広く国民全体の底上げをしようという教育方針でやってきましたが、この状態では創造的な考え方のできる人材が生み出せなくなると国内外で批判が高まり、1984年中曽根政権下で臨時教育審議会が設立され、一部のエリートが育てばよいという教育方針に転換されました。これはアメリカやイギリスのような教育となります。その中で義務教育費国庫負担法これはあのよく請願で出てくるものですけれども、その義務教育費国庫負担制度という義務教育における教材費の2分の1を国が負担し、地方によこしていた財源が1985年からこの負担金が一般財源に繰り入れられることになり、どの様に使うのかは自治体の判断とされてしまいました。これにより更に親の負担が増えていきます。あれから20年が経ち、親世代での所得格差や職業格差が子ども世代のスタート地点から格差として引き継がれ、格差の固定化ともいえる現象が起きてきております。より多くのお金を教育に掛けてもらえる子どもはよりレベルの高い大学へ入り、年収の高い職業に就き、結婚する相手も同学歴の相手と結婚をし、そして子どもを持つという、こういう状態だということが論文が2009年の日本政策学生会議で発表されております。憲法や教育基本法にある教育の機会の均等は今の段階では達成されていないということになります。もう1つの問題はOECDの調査の中で、日本は授業料が高く子ども1人を4年制大学へ行かせるのに現在少なくともアパート暮らしにおいては10,000,000円は掛かるといわれ、生活保護制度、児童手当、独り親世帯の児童扶養手当、そして就学援助制度などの仕組みはあるもののその公的支出の額は先進国と比べて圧倒的に少ないという状態です。これらの問題を補てんするためにも町や県、大学、それから日本学生支援機構というかつての育英会によりますけれども、そのような公的な奨学金制度は私は大切な政策だと考えております。現在当町には約22,000,000円の奨学基金があります。最初の質問の中で奨学基金の活用この数年の利用状態と活用率はどのようになっているのでしょうか。できましたらこの利用者がですね高校生、短大生、大学生という内訳があるわけなので、その細かいところが分かれば教えていただきたいと思いますが、それと償還はできているのかということについてお尋ねしたいと思います。

教育長 ではあの坂本議員の奨学基金の利用者枠の拡大という事柄につきまして、担当の事務局であります教育委員会の方からお答えをいたします。あの私は常々申しておるわけでありまして、経済格差がそのまま教育格差とつながっていつてはならない、そういうことは常々述べておるところでありますし、学ぶ意欲を持つ前途有為な子ども達が経済的な理由から就学を断念するとあってはならないというふうに思っております。幅広く就学の機会を与える、与えてあげたい、可能な限り手を差し伸べたいというふうには思っており

ます。まあ現在の経済情勢下の中でこうした問題よく取り上げられるわけでありすけれども、そうした中で就学支援についての関心も経済的な側面から高まっている。これについては喜ばしいことなのか、あるいはあってはならないことなのか、ということについては様々な考えがあろうかと思えます。まあいずれにしても今申しあげましたように多くの子ども達に学びたい意欲のある子ども達には是非経済的な支援をしていきたい、したいというふうに思っております。ご質問の奨学基金の運用、利用実態につきましては教育次長よりお答えしますのでよろしくお願いたします。

教育次長

奨学基金の利用実態それから現況等についてお答えをします。奨学基金の総額についてでございますが、先ほど議員ご指摘の通り、本年11月末日現在で22,880,000円余りでございます。このうち貸与している総額、まあいわゆる貸付けている総額はおよそ11,400,000円でございます。基金の総額に対する貸付の総額の比率、これを活用率と呼ぶとしますと、活用率は現在およそ50%ということでございます。対象の人数を申し上げますと奨学金貸与を受けている学生4人でございます。内訳は大学生が2人高校生2人でございます。それから学校を卒業して奨学金を償還中の方13人、内訳は大学生が8人高校生5人でございます。その他に事情によりまして償還を猶予されている方が3人ございまして、合計で20人でございます。なお過去5年における新規の貸与者は総数で8人でございます。それからもう1点ご質問のありました償還は順調かというご質問でございますが、これはあの償還については貸与を受けた期間の倍の期間で償還をするというルールになっておりまして、つまり大学生ですと4年貸与を受けますのでその倍の8年間でもって償還をしていくと、なお償還にあたっては月ごとでもいいですし、半年あるいは年、そういった単位を選んでいただいて償還をすることになってございます。以上でございます。

坂本議員

行政報告書です、私もあの調べてみました。平成16年から基金残、それから貸付金の推移とか見たんですけれども、その中で気になることはですね、平成18年以前はだいたい10人ぐらい貸付されていたんですが、19年が6人、平成20年が4人、21年が4人と、で現在4人という感じになってきておりまして、過去の状態の方が利用率が高かったという感じがしますけれども、そのそういうあの遍歴の中でまああのそこら辺はそういうふうに変ってきたという現状はどのように考えていらっしゃいますか。そこら辺の減ってきているという現状をどのように考えていらっしゃいますか。

教育長

ちょうどその折りに私がこの職に就任したので私が出し渋っているそういうわけではありませんが、20年を境にですね全体的な生徒数が減少期に入っている、そこが1つの要因ではないかなというふうに考えられます。細かくは分析してありませんので、どういう経過で貸与したのかということについて精査してみたいと思えますが、1つ挙げられるのは子どもの数がその時点から減ってきているというのが要因ではないかなと思えます。

坂本議員

できましたらその原因を少し調べていただくといいかと思えます。あの要するに奨学基金のこのルールというのがあるわけですが、そのルールの中でまあ貸付金額という問題もありまして、そういう中で借りにくいとか、まあ日本学生支援機構の方ではうちの飯島町の金額より高いので、そういうこともありまして是非原因を探っていただきたいと思います。

それではあの2つ目の質問であります。町の奨学金貸与規則の説明を中学卒業時、あるいはですね高校生の進路決定、同年間近な時ですね、その親あるいは子どもに説明をしているかという質問であります。特に独り親世帯が平成17年より80人前後で推移してきております。そういった家庭にきめ細かな対応が必要だと思うのですが、規則説明はされているのでしょうか。また就学援助費補助の子ども達は平成16年で15人おり、その内中学生は6人ということになっております。で、この子ども達が年々増えておりまして現在53人おり、その内中学生が16人おります。そういった子ども達がいる家庭に対してこの奨学基金の説明をされているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

教育次長

町のあの奨学金の貸与申請、これをあの毎年4月15日を出願の期限としております。でそれに間に合うように広報いいじま2月号、それから町のホームページ、それから有線放送の文字放送によりまして広報をして、奨学金貸与の募集をしているのが実態でございます。またあの町のホームページの中では奨学金に関する情報を常時掲載しております。でご質問にありましたそのPRについてですが、あの高校生に対しては直接文書等でお知らせするという機会は設けてございません。ただあの中学3年生の時にですねその保護者宛ての文書でもって、進学する場合には町の奨学金制度を利用できますというお知らせをしております。それからあの奨学金制度について関心のある方、あるいはあの奨学金の利用を考えている方については是非あのいろいろな情報の媒体を通じて町からの情報を得ていただきたいというふうに考えております。もう1点あの基本的にはこの奨学金を必要とする方がまあそれを知らなかったために利用できなかったということがないように今後も広報に努めてまいりたいと考えております。

坂本議員

今説明がありましたまあ広報、ホームページ、まあ中学3年生のときに知らせているということですが、あの昔はどうか私たちの時代、まあ私も育英会、高校に入りまして借りたことがあります。でそういうときにはあの学校の先生達がよく分かっていて、それでまあ高校の場合は高校に入学してから説明会がありましてまあ自分で借りるというふうな決定をしたわけですが、あのまあ高校はわが町には無いのですが、中学校の先生からい、あの特に担任の先生などは家庭事情もよく分かっていると思うので、できましたら先生達にも周知していただきまして、その親だけではなくその子どもの状況、まあ学力の状況からまあ高校進学ということを考えてあの考える時期があると思いますので、そういう時にあの是非先生達にも相談に乗っていただけるような形で、先生達にもこの奨学金の貸与規則というのを活かしていただけるようにそういう説明をしていただきたいと思いますけれどもその点はいかがでしょうか。

教育長

今ご指摘のありましたように中学校のということでもあります。町内の校長会を通じてですね各学校周知するように、特に各学校と申しまして中学校になりますけれども、そういう機会にですね制度、担任を通じて家庭に更にPRするように考えたいと思っております。

坂本議員

是非あの先生達にも分かっていたいただきましてこの制度の更なる活用をしていただきたいと思います。それでは3番目の質問に入りたいと思えます。以前からですね社会文教委員会の決算審査の中で、私が申しましたあの高校卒業したら大学ではなくてあの職業的な学校という専門学校というところがありまして、そういうところに行く子ども達も多いと思っておりますので、利用者枠をですね広げてほしいと。大学だけではなくその専門学校にも広げてほしいと要望してきました。現在あの高等学校、短大、それから大学までの子ども

達がこの利用者の枠でございますが、今度それを広げたと聞きましたがその拡大をした範囲というのはどのような範囲までなのでしょうか、それらを具体的に分かりましたらお願いいたします。

教育次長

この奨学金の貸与につきましてはあの今ご指摘の通り、現在あの高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学を対象としておるわけでありますが、広く奨学金を利用していただきたいという考え方の下に、平成25年度から貸与の対象学校に専修学校を加えることとしました。その専修学校について少し説明を加えさせていただきたいと思いますが、この専修学校というのは昭和51年に新しい学校制度として創設をされ、実践的な職業訓練、それから専門的な技術教育を行う教育機関として多岐にわたる分野でスペシャリストを育成している機関でございます。この専修学校には入学資格の違いによりまして3つの課程があります。その3つの課程は専門課程、高等課程、一般課程、この3つでございますが、学校によってこれらの課程を単独または組み合わせながら1年制から4年制までいろいろなコースを設けているわけでございます。その専門課程を置く学校については専門学校と称してよいということになっておりまして、全国には〇〇専門学校という名称の学校が多数あるわけでございますが、当然ながらこの専門学校も専修学校という括りの中で奨学金の対象学校となるわけでございます。なおあの今回加えました専修学校の貸与金額につきましては大学、短大と同様に月額30,000円としました。加えまして従来高等専門学校は月額15,000円の貸与額でございましたが、これを30,000円に引き上げております。以上でございます。

坂本議員

今おっしゃいましたように枠の広がりによりまして生徒達が借りられる範囲が広がったということで、とてもあの借り易いものになってきていると思いますし、金額においても訂正されたということで借りられる方が増えるといいと思います。

それでは4番目の質問であります。金額ということなのですけれども、まあ私も近隣の市町村それから日本学生支援機構の制度というのを調べてみました。それで一番近隣のはですね、この9月議会で、9月の定例会で大鹿村なんですけれども、あの金額が変更になりましてまあ伊那谷の中では一番高額を貸与する金額になりまして、それと重複して借りられるということですね、日本学生支援機構とともに町の奨学金も借りられるということになりました。でこれが高校生までが20,000円以内、短大、専修学校生、高等専門学校生が40,000円以内、大学生が60,000円以内に引き上げられたという記事がありまして、具体的にお話を伺いに行きましたら大鹿村さんはですね10年ぐらい誰も借りていなくて、金額もそれ以前は一律15,000円という金額だったということで6月の一般質問で議員の方の指摘がありまして改正するに至ったということで、来年の25年度からの施行ということになっております。それであともう1つ大鹿村さんには村の診療所があるわけで、そこに勤める看護師さんと準看護師さん、それから保健師さんの専門学校を出てきた場合はその貸与していたお金は返さなくていいと、5年間勤めていただければ返さなくていいという制度があるということで、これはまあ大鹿村さん独自のものだと思います。この2つの点が特徴的なものです。それで日本学生支援機構の制度を調べますと、高校生の場合はですね自宅通学ですと21,000円で、それ以外のアパートを借りますと22,500円です。私立になりますと自宅だと32,000円で、それ以外は35,000円と。それと専修学校、短大、大学は自宅通学で45,000円、それ以外は51,000円で、私立になりますと53,000円でそれ以外の

アパートだと60,000円ということです。でこれはあの支援機構の場合はI種という無利息のものII種というので利息が付くものがあります。利息が付くものは金額としては30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円という段階で借りられるようになっております。でまあ支援機構の方は大学院まで借りられます。で、大学院の方は金額はとて大きくて50,000円とか88,000円とかいうことになっております。でこれはもうあのやはり日本学生支援機構の特徴なのでそこまでは町にとってどうのということではないんですが、こういうのを支援機構の状況を見てみますとやっぱりあの飯島町の場合は15,000円ということですが、もう少し私としては金額の上乗せをしていただきたいと思うのと、それとですね重複ですね。もし金額をですねこのままの状態でしたとしたら、今現在は例えば県の長野県の奨学金とか日本学生支援機構の奨学金を借りた場合は町の奨学金は借りられないということになっておりますが、もし金額の訂正がないとしたらこの重複して借りられるようなそういうふうになればある程度まとまったお金になりまして、現在ですね都心に住む大学生は住むだけでも1カ月120,000ぐらい掛かっております。でそういう中でその親としては授業料以外に住むだけのお金も送金して生活しながら学校に通っているわけで、確かにその多額のお金を自分が借りてまあ大学を卒業して就職して8年の間に返せるかっていうとそれはちょっと大変ではありますけれども、でもそれをやはりあのそこまでしてでも自分があの大学に行きたいということと、まあ親にも迷惑をかけられないというそういう2点からして、もう少しあの町のこの奨学金の規則をちょっと考えるということをしていただきたいと思います。これはあのまあ奨学金制度をいろいろの形の中で調べた中で金額が決まってくるけれども、あとそれとともにですねこの町のあの親御さんたちが町に対するその奨学金の規則とそれから金額に対してどのように考えているかっていうことも少し調べていただいてですね、私たち行政サイドだけで決めることでなくてあの実際に子どもを持つ親御さんたちが奨学金に対してどういう意識を持っているのかとか、そういう点の中でももう少しこの奨学金全体の中の見直しを図ってみたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

教育長

初めにあの最後の方にご指摘のありました意識調査につきましては、奨学金制度の趣旨から如何なもんかなというふうに関心しておりますが、それについては今のところ考えはありませんのでお願いします。ただあの金額の上乗せをという質問の趣旨に要旨に関わってでございますが、あの今回のあの規則改正で貸与となる学校を増やしたということは先ほど教育次長の方からお答えしたとおりであります。その金額につきましては15,000円以内とありましたものを30,000円以内というふうに関心して金額を増やして増額をしてあります。これはですね高等専門学校についてはまあこの近辺には無いという自宅通学が不可能なところに学校があるという、そのためにまあ必要な学費、教材費、またあるいは生活費等も含めてですね増額するというふうにしたものであります。それからあの重複して借りられないかということにつきましてはですね、やはりあの奨学金制度の趣旨からやはり大事に考えたい、加えて飯島町の奨学金の基金が先ほどお話をしましたように22,000,000円の基金がある、その中で運用していくということがありますので奨学金制度の趣旨を鑑みた時にですね、多くの、まあ一人に集中しないということと、まあ広く学びたい意欲のある生徒にですね貸与をしたい、門戸を広げたいというそういうことがありますので、可能な限り重複しないように利用していただくと、それから返済時にですね多額の奨学金を返済し

ていくというまあ将来的な立場になったときにこれも考えなくていけないという、そのような面からですね現在のところ重複して貸与するというようなことは考えてはおりません。

坂本議員 今言われましたまあ重複はしてはいけないというか、まあそれは考えないということですけれども、あの金額は以前より上乘せになりましてということと、あと学校も専修学校も入ったということで広がって、借りて学校に行く方たちにとってはまあ利便性の部分では良いと思います。あのしかしですねあのその平成16年あたりは10人ぐらい借りていたという現状と、まああのそれから思うともう少し先ほどから申しました親御さん、まあ先生も奨学基金の要するに内容とかをよく分かっていない場合もあると思いますので、まあ現在の活用率が50%というのをもう少し私は、もう少し70%ぐらいにまで持っていったらいいと思います。あんなにこの基金というものがあって大変な家族は借りられれば行かれますので、あのそういうところをもう少し説明とPRに努めていただいて、更なるまあ奨学基金の活用率を高めていただきたいと思います。もう一度その点は今後のまああの親御さんから話を聞くとかそういうことも含めてやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

教育長 奨学金の貸与のあの申請時にですね書類審査がありますし、場合によっては保護者と面談をして状況をお聞きしながら制度を利用していただくということになっておりますので、保護者については個別のケースというふうになるかと思いますが、いずれにしてもある制度を守っていただくということが大事ではないかなというふうに考えます。

坂本議員 それでは次の質問に移りたいと思います。高齢者支えあい拠点施設の有効活用をということでございます。その内容について質問していきたいと思っております。平成20年9月から始まった国の補助金をいただいて地域介護福祉空間整備事業で集会所的な役割を果たす耕地や自治会に、23の施設がどこも近代的で快適な建物で出来あがってきたわけです。が、出来てから既に3年経っている施設もあり、現在の活用状態と今後の活用をどう考えているのかお尋ねしたいと思います。過去の一般質問の中での答弁で生涯学習の施設として、あるいは高齢者や障がい者や子どもが共同で出来るサービスの場所として、あとは健康教室など、それからまた認知症のサポーター研修など、それからまた軽スポーツなどで健康づくりというふうないろいろなお答えがありました。で、その時にですね利用日数も年120日といわれています。これらおっしゃったことは実際実行できているのでしょうか。その点もお答えいただきたいと思います。

町長 2つ目のご質問は高齢者支えあい拠点施設の有効活用をということの中で、利用実態、今後の活用の考え方について申し上げたいというふうに思います。利用実態につきましては担当課長の方から補足して申し上げます。当町における高齢者支えあい拠点施設の整備につきましては、高齢者が住み慣れた地域で住民との触れ合いを通じて健康で明るい生活を送ることができるよう町として支援をし、地域福祉の増進を図ることを目的といたしまして国の地域介護福祉空間整備事業施設の整備補助金、それと地域介護福祉空間の整備推進交付金、この2つの交付金を活用いたしまして制度全体の対象事業としては38事業、その中からNPOや社会福祉法人関係の事業を除きました直接まあ地域の集会所や公民館の機能を兼ねた施設といたしましては、町が事業主体となりまして実施したものでございます。今年度までにはその部分につきましては27施設の整備を図ったところでございます。各地区でこの事業を実施するにあたりましてはこの補助事業の趣旨や目的を十分ご理

解をいただきながら、施設の利用計画や利用実績の目標をお示しをして地区として責任を持って取り組んでいただけることを確認をいただいた上で事業を実施してまいっております。また今後の完成後の施設の管理につきましては、町と耕地あるいは自治会との間に指定管理業務に関する基本協定書というものを取り交わしまして、施設利用の許可や設備の維持管理に関する業務をはじめとして高齢者や障害者の自主活動に関わる支援、指導、調整、あるいは地域福祉の活動に関する研修会、交流会等の開催等の業務を行って自主的に行っていただいております。特にまあ施設の利用計画につきましては認知症のサポーター研修会、高齢者健康教室、介護保険の制度説明会、町の出前講座の開催という共通の基本事業や、耕地、自治会で行う独自の自主的な具体例をお示ししながら施設の有効活用を利用を図っていただいております。今坂本議員も一部言われた通りの内容でございます。各施設の利用日数につきましてはまた担当課長の方から申し上げますが、いずれにいたしましても今後まあ高齢化社会が着実に進む中であって、これらの施設が地域の高齢者や障がいをお持ちの皆さんが明るく元気で交流をしていただける場として、また世代を超えた交流の場として更には地域活動の拠点施設として、地域の皆さん方に是非有効活用いただくことを願っておりますので、今後ともご利用をいただきたいというふうに思います。

住民福祉課長 利用の実態でございますけれども、各施設の利用日数についてでございますが、平成23年度の実績によりますと各施設とも年間の利用日数に対しまして85%を超える利用実績という状況でございます。

坂本議員 今お答えられましたような85%ということで、結構使っていただいているということが分かりまして少し安心しましたけれども、あのこれから寒くなるのでこれがまあどんな感じになっていくのか、まあ年間でのことだと思いますのでまあ温かい時にいっぱい使っていただければいいのかもしれないし、この寒い時にこそ軽スポーツなどで健康づくりということもいいたいです。それではあの2番目の質問でございますが、まあ耕地総代さんもこの施設におきまして指定管理者のトップとなっておりますのは耕地総代さんだと思うわけですが、まあ耕地総代さん、自治会長さんですね忙しくてあの毎年そのなる方も代わっていきますし、あのそういうふうになった年にはやらなければならない仕事もとても多いわけでありまして、まあそういう時にあの健康推進委員という方がいらっしゃいますので是非あの健康推進委員の方、それから耕地総代の方々や役員の方たちとも協力しまして中高年に向けての健康増進の具体案を作成して、まあ全町で同一的なものを作るという必要性はないとは思いますが、それぞれのまあ耕地、自治会に住んでいる方々の要望や年齢に合わせたメニューなどで町が中心となって下支えをし、まあお尻を押してですね、あの主導権を握ってどうではなくお尻を押してあの事業としてこう構えるわけではなく、あのまあそれをやってはどうかということの協働の取り組みをしてはどうかと思いますけれども、そういう点はどのように考えていらっしゃいますか。

町長 この施設の利用については、まさに今おっしゃったようなことをもう既に実践をしておられるわけでありまして、是非地域のそれぞれの地域の自主性の計画によってこれを進めていただく、町は必要なサポート体制を行っていくという形でございまして、是非行っていただきたいということよりももう既に実践しておりますので、是非ひとつその辺のところを地域でご確認いただければというふうに思いますし、それからその利用の中で最もま

あ重要な意味を持つものとしてやはりあの健康づくりでございまして、このテーマを取り上げて、そしてまたそのそれぞれの自治組織の中で主体的な役割を果たしていただいているのが健康に関しては健康推進委員の方でございまして、1年を通していろいろお打ち合わせをいただきながらこの実を上げておるわけでございます、従来あのまあこの施設が整備されたかどうかのことではないと思いますけれども、そうしたことが起爆剤になって、今までこの健康推進委員の方が取り組んでいただいているこの地区については29地区であったというふうに聞いておりますけれども、それが23年度からは35地区、6地区ですか増えたというような統計もいただいているわけでございます、大変あのありがたく思っております。是非ひとつ有効活用を今後もお願いしたいことと、やはりあの具体案を町が示してということではなくてですね、その辺のところはやっぱり地域の自主性にお任せすることがいいのではないかとということでございまして、今までそうしたことを更に取り組んで今後やってまいりますので担当課長の方からもう少しキメ細かくこのことを説明をさせていただきたいというふうに思っております。

住民福祉課長

今町長から答弁ありましたように耕地、自治会での健康教室の実態でございますけれども、平成23年度35地区というので、先ほど言った平成19年度の開催実績29地区と比較して6地区増という状況でございます。この内の2地区につきましては長年健康教室を開催しておらなかったんですが、新たに開催がされるようになってきているという状況でございます。またあの社協が支援しておりますふれあい生き生きサロンにつきましては施設整備後に3地区で新たに開催されるようになってきているというふうに聞いております。いずれにいたしましても施設整備による地区の皆さんの自主的な取り組みの成果ということで捉えておるところでございます。ご質問のあの健康推進委員との協力による健康増進への取り組みについてでございますけれども、年度当初健康推進委員の皆さんに全耕地、自治会での年1回以上の健康教室の開催を働きかけをしているところで、委員の皆さんにご理解をいただいているとともに、また耕地、自治会長さんの方々にもご協力をいただきながら、地区の事業として開催されてきているという状況でございます。まあ町としては町長から答弁ありましたように、指定管理者となっている耕地、自治会における自主事業の1つということで、それぞれにメニューを決めていただいてその地域に一番関心の高い健康に関するテーマ、こういったものを取り上げていただいて町としては企画立案の相談であるとか、また講師の派遣であるとかそういった支援を町としてはしてまいりたいというふうに考えております。

坂本議員

具体的なお話をお聞きしました。それであのまあ健康教室いろいろやっていらっしゃるということで、更なる活発な取り組みに期待するものですし、あのもう1つはあのまあ今話題が出ていたのは健康ですけども、防災的な面からもですね、あのまあ防災訓練というのは年に一辺やるわけですけども、例えばあの、そのお年寄りの方はだいたい昼間はそういった方しかおられないわけで、その防災的な例えば救護とかそういうことをね、その防災の日にするわけではなくて、何かあったときの倒れたときの処置とか、何かそういう緊急的なことも私は、あのまあ健康づくりっていうのは体力増進なんですけれども、その緊急の時の例えば倒れた時の対応の仕方とかそういうことも今後あのやるといいのではないかなあと、今まああの話を聞いていて思ったわけですけども、そういう部分にもちよっとあの福祉的な部分で取り組みを考えていただきたいと思います。

それではその最後の質問にいきますけれども、まあ国からお金をいただいてこの多くの施設を作りまして、まあ活発なまあ現在そういうような利用をしているので大丈夫だとは思いますが、その事務手続きを町も協力したということで一応の責任はあると思いますし、その今後5年ぐらいの間はこのままの活発な利用状況を継続していただきたいと思います。そういった場合にその、聞きましたところあの利用している日数はちゃんとノートには付いているというお話は聞いたんですけども、まあ具体的にどんなふうやってるとかって、あんまりなんかあの自治会とか耕地さんの中によってはあの活動があのかちっと記録はされていないところもあるとか、そういうようなことをおっしゃっているとところもあったんですけども、実際にその監査というかそういうのが入った場合には記録としてきちっと残しておかないとまずいと思うわけですけども、その点のあの管理体制というのはどのようになっているのでしょうか。

住民福祉課長

高齢者支えあい拠点施設の指定管理業務についての報告、また当該年度の事業計画の提出につきましては基本協定書に基づきまして毎年5月末までに指定管理者となっている耕地、自治会から提出をいただいているところでございます。この内容につきましては今ご指摘のように管理状況あるいは利用日数、利用回数についての報告でございます。毎年4月には指定管理者となっている耕地総代さんあるいは自治会長さんを対象とした合同会議を開催しております。その折りに設置の目的に沿った事業の実施、及び施設の利用について説明をさせていただきご理解をいただく機会を設けているところでございます。ご質問いただきました利用の実態把握につきましては来年5月末までに今年度分の指定管理業務の報告をいただきますので、その報告項目に盛り込みますよう内容を検討しているところでございます。

坂本議員

今あのまあ利用状況も毎年1回ちゃんと提出されて記録として残っているということで安心しております。が、本当にあの居心地の良いというか、あの私も新田が出来ましたので行きますと、まあ広くて暖かくてまあ冬はここに来て本当に皆さんで体操をするとか、そういうのに使うといいなあと思っておりますので、あのそういった意味で良い施設ですので活発な利用と、それからまた先程言われましたような健康増進だけではなく防災的な部分での何かあのその対応ができれば、新しい事業というかそういうのもメニューとして加えていただければと思いますので、今後の活動の多彩な取り組みに期待しまして一般質問を終わりにしたいと思います。

議長

以上で本日の日程は終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時58分 散会

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿  |
| 3番 浜田 稔  | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸  | 6番 北沢正文  |
| 7番 倉田晋司  | 8番 中村明美  |
| 9番 坂本紀子  | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

三浦寿美子  
浜田 稔

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄  
議会事務局書記 市村晶子

○出席議員(12名)

## 本会議再開

開 議	平成24年12月12日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
4番 三浦議員	4番 三浦寿美子 議員 それでは通告に従いまして一般質問を行います。大きくは将来を見据えた環境づくりについてということで質問をいたします。先ず1つ目に子ども達に合成洗剤を使わない安全な環境ということで質問をいたします。合成洗剤の健康への影響、自然環境への影響についての認識についてお聞きをしたいと思います。今私たちの暮らしの中には数え切れない化学物質が溢れています。特に身近なものが台所用合成洗剤、洗濯用合成洗剤、化粧品やシャンプーなどもそうです。私たちは洗濯をするとき普通に洗濯石鹸という概念で合成洗剤を使っています。台所では食器を洗うのに台所用合成洗剤を注意書きなど全く気にせず、スポンジに原液をびゅっと付けてぎゅぎゅっと馴染ませ使ったり、洗い桶にびゅーと入れて泡だらけにして洗ったりしているのが普通ではないでしょうか。私は廃油を利用した粉石鹸をつくる会のお手伝いをしておりますので、自宅ではほとんど洗濯、食器洗いには合成洗剤を使っておりません。いいじま未来飛行9月号に飯島町粉石鹸をつくる会の粉石鹸が特集をされました。粉石鹸の優れた洗浄力を解りやすく実践例を交えた魅力的な記事がありました。その中に全国水の相談所の桂川雅信さんの「知ってほしい石鹸と合成洗剤の違い」という記事がありました。PRTR法という法律があり主成分が第I種指定化学物質として有害性が指摘されているものと書いてありました。この記事を読んだ方は合成洗剤の利用に不安を感じたのではないのでしょうか。私は桂川さんを訪ね合成洗剤の健康への安全性に心配はないのかお聞きをいたしました。台所用の食器用合成洗剤の使用量は容器に記載されているからよく確かめてみるといいと教えてもらいました。早速、洗剤の陳列棚の合成洗剤の容器を手にとって見てみました。食器用合成洗剤の使用量が成分表のところに小さな字で水1リットルに対し0.75ミリリットル、なんとカッコ書きで小さじ1杯が5ミリリットルと但し書きまで書いてありました。台所の大きめの洗い桶に八分目の水に小さじ1杯ということになります。是非それぞれ量って確かめていただきたいと思います。合成洗剤の健康への影響、自然環境への影響についての認識についてお伺いしたいと思います。簡潔にお願いいたします。
町 長	それでは三浦議員の質問にお答えをいたします。大きく将来を見据えたまあ環境づくりということに関しまして、合成洗剤の問題と上伊那広域連合が計画をいたしておりますごみ処理施設に関連してのご質問でございます。先ず合成洗剤の健康への影響あるいは自然環境への影響についての認識でございます。合成洗剤の健康への影響につきましてはこれまでに様々な事例がございまして、国や各自治体、消費者団体、各種の研究機関、及び日本石鹸洗剤工業会というのがございまして、これはあの日本の石鹸や洗剤などのメーカー

とそれらの原料となる油脂製品のメーカーで構成をされておる生産者団体という形になるわけでございますが、まあそれらの各会社なり団体がそれぞれの取り組みをいたしまして、従来から対応してきております。問題を1つずつ解決し、より安全な製品開発をしてきたというふうに承知をいたしております。生活の中で使う様々な製品の健康への安全性につきましては、国の示す化学的な根拠基準をクリアしたものが市場で販売をされておるというふうに認識をいたしております。自然環境への影響であります。洗濯用の洗剤に含まれていた界面活性剤というものがございまして、これが自然環境ではなかなか分解されにくいということと、洗濯による家庭からの排水が河川の水質を汚染する原因の1つとされてきたという経過がございましたが、より安全性と同様に環境に配慮した製品開発によりまして界面活性剤は微生物により分解されやすくなってきておるといふことも言われております。環境に悪影響を及ぼす危険性は低いということになっているものと今現在は認識をいたしております。

三浦議員 ただいま合成洗剤についての見解をお聞きいたしました。私はこのPRTR法という法律に基づいて使われているということは危険な物質であるというふうに認識をしておるところでございます。では石鹸についての見解をお聞きしたいと思います。町内で製造している廃油を利用した粉石鹸や固形石鹸があります。健康への影響、自然環境への影響についての認識をお聞きしたいと思います。

町 長 町内で皆さん方が取り組んでいただいておりますこの廃油を利用した石鹸があるわけでございます。これのまあ健康への影響、自然環境への影響に対する認識でございますが、この町内で製造をされております粉石鹸につきましては毎年このJIS規格、JISの品質規格試験を受けまして製品の品質を保証をされております。安全安心な製品であるというふうに認識をいたしております。自然環境への影響についてであります。粉石鹸は家庭での廃食油のリサイクル製品であることから廃食油ごみの減量と河川流入の抑制という両面で大変環境に良いという点が挙げられると思います。また食用油が原料であることから合成洗剤に対して環境に対する負荷は非常に少ないというふうにも認識をいたしております。天然原料の石鹸を使用しても洗濯排水に対する環境負荷はゼロにはなりませんので、水洗化による下水道処理であれば全ての洗剤において自然環境の影響はなくなるという認識でございます。

三浦議員 ただいま、粉石鹸が廃油を利用している町内で作っている廃油石鹸、自然環境に優しいというふうに見解をお聞きいたしました。いいじま未来飛行の記事では石鹸は自然素材を原料にしたおよそ5,000年の歴史のある試され済みのものと桂川さんは言っております。身体にも環境にもやさしい洗剤は石鹸であるという認識です。台所用合成洗剤の容器に記載されております分量は人体に危険な成分を使用しているから使用量を守るようにという注意書きと受け止めております。環境省のPRTRデータを読み解くための市民ガイドブックというのがあります。環境や健康に影響を及ぼす恐れがある身の回りの化学物質の環境リスクを減らすためのもので、国が情報を公表している冊子です。ベンサルキルベンゼン、スルホンサンナトリウム、アルキルアミンオキシド、ポリオキシエチレン、アルキルエーテル、とても言いにくい名前です、は第I種指定化学物質として記載がしてあります。洗濯用、台所用の成分の界面活性剤や中和剤として使われている有害のある物質として、台所用洗剤の成分のアルキルエーテルも含まれており、PRTR法に基づくアルキル

エーテルの全国の届け出排出量は第4位と大量に利用されているようです。環境省が毎年排出量をチェックをしている危険な化学物質を使った合成洗剤の使用について、子ども達の健やかな成長を願う飯島町として私は問題意識をしっかりと持つべきと考えております。先ほど町長の答弁の中では、今はそういう環境に対して、また人体への影響について研究をされて今は問題がないものというような答弁でありましたけれども、先ほども申しましたように今一般家庭ではその注意書き通りに使用しているとは到底思えない状況があるということは、大変危険な状況に置かれていると、また環境にも及ぼす影響というものは計り知れないという認識に立ち返ったほうがよろしいのではないかというふうに、私は先ほどの答弁を聞きながら思ったところです。そこで飯島町に育つ子ども達の安心安全のためには合成洗剤、廃油石鹼のどちらを使用することが望ましいと考えるかをお聞きをしたいと思います。

町長

まあ町長として合成洗剤とこの廃油石鹼のどちらをまあ使用することが望ましいかというご質問でございますが、確かにあの粉石鹼の洗剤にはその効果を十分にまあ発揮をして安心をして使用できるように、家庭用の品質表示法に基づいて品名や用途、成分、使用量の目安が表示をされておるわけでありまして。この日本の基準に合格した製品であれば合成洗剤、廃油石鹼のどちらを選ぶかという議論よりも、石鹼や洗剤を使うときに、今もお話がありました使用方法を守って適量を使用するなど正しく使うことがこの安全を守ることだと、基本だというふうに考えております。安心のためには日々新しくなっていく情報を正しく知って、不要な不安を作らないこの情報提供、啓発というものが重要であるというふうに考えております。そこでまあ私の方からあのどちらか一方を決めつけて使用することが望ましいということをお申し上げることはこの場では差し控えさせていただきたいと思いますけれども、地元の皆さんが環境面を考えて安全基準を満たして意欲的に取り組んでいただいておりますこの手作り石鹼の製品を、少しでも多くの町民の皆さん方が使用されることを願望しながら期待をしておる心境でございます。

三浦議員

ただいま町長としては立場としてはまあどちらということも言えないという答弁でありました。私はあの先程も言いましたように厚生労働省の出している第I種指定化学物質としての記載のある物質を使った、化学物質を使った洗剤というものに対して大変に危険性を感じているものです。例えばここにあるこの、先程申しましたものの中には発がん性とか皮膚に対する危険性とか、様々な健康に対する問題があるために第I種という指定がされている化学物質です。これは石油製品として化学的に分離をしてまたその物質を取り出したものを、またそれぞれに掛け合わせて製品を作り出しているという内容のものでして、自然の中に戻したとか自然に行った場合に元には戻らない、化学物質として自然のものには戻らない、人間の手にかかって化学的に変化させたものですので自然界で分解をしてなくなってしまうものではないという、そういうものだというふうに認識をしております。先程申しました桂川さんによれば、それはまあ下水道を通っても基準には達しているということで水を流しているけれども、違う物質に変化をしてそこでは引っかからないが、水の中に溶け込んで海まで流れて行くというふうに、分解はされないものだというふうにお聞きをしております。桂川さんはその分野での専門家ですのでそのことについてはそういうことなんだろうというふうに私は理解をしたものです。化学的に作ったものは自然界にはそもそも元々が無いものですので、どのような形にして薄めようとする

量を増やそう減らそう、いろんな工夫をしてみても分解はされずにどこかに影響が与えられると、自然界には負荷が掛かるものというふうに認識をしております。そこでですね私は子ども達の給食用に使う石鹼、今食器を洗ったりそのための機材を洗浄するそういう時に多分私は飯島町では合成洗剤を使っているという認識をしておるんですけども、安心安全な石鹼を使って、これから育っていく子ども達のために少しでも安全なものを使っていただくということが必要ではないかというふうに思っております。次の質問をするわけです。給食用に使うには今作っている廃油石鹼については乗り越えるべき課題もあるというふうにお聞きをしておりますけれども、全国では多くの学校が既に石鹼に切り替えております。食器用合成洗剤はさすがに十分でないという食器に付着し、有害な化学物質が食べ物と一緒に体内に入り、排出されずに蓄積されるというような情報もあります。インターネットなどで調べてみますとまあ様々な情報が飛び交っております。安全だという意見もありますけれども、そのために湿疹がひどくなったとか発がん、病気になったとか、いろんな情報が飛び交っておりますけれども、子ども達の口から入るものまた手にするものが安全であるということの方が大事で、不安のあるものを使わない、これは今私たちがすぐに結果が出るものではありませんけれども、長い将来、これから育っていく子ども達の健康、安全を考えたときに私は今切り替えていくべきというふうに考えております。小さな子ども達の本場に成長期、この子ども達の健康に不安があるもの、また国が危険性を指定している化学物質の入った合成洗剤、これを保育園とか学校の給食の食器や機材を洗浄するために使う、これはとても良くないこと、将来に対する不安それから安心安全の子育てを推進している飯島町にとって良いことではないというふうに私は考えております。それで私は保育園と学校の給食用の食器、機材の洗浄には合成洗剤を使わない、粉石鹼を使うように求めるものです。同時に安全な食器用石鹼に切り替えるということを提案するものです。総体的な考え方については町長に、学校、保育園の給食用食器・機材の洗浄用洗剤の切り替えについては教育長に所見をお聞きしたいと思います。

教育長

あの合成洗剤それから粉石鹼の認識については先程町長の方からお答えいたしましたので、現状についてと、学校、保育園を預かる教育委員会の方から考えを述べさせていただきたいと思いますが、現在のところですねやはり子どものあの安全・健康管理ということは何よりも優先すべきことであるということも私も認識しておりますが、しかしながら現在、実態に合わせた状況から粉石鹼は使用しておりません。その理由について幾つか申し上げたいと思いますけれども、まず1点目は、水に溶かすのにかなり時間が掛かることがあるということ、大量の食器を扱うわけでありまして均一でないと洗浄効果が落ちるというようなこともありますし、またあの溶け方にむらが出てくるということ、それからですねその洗剤が常時完全に落とし切れているかどうか確認をしなければなりませんので、かなり多量の子ども達の食器を扱うわけでありまして、その確認作業だとか手間だということ、そして作業効率、加えて作業の安全性、そんなようなことが課題が多くありますので、現在のところこのような理由から合成洗剤を使用しております。その中でですね給食センターとそれから東部保育園については機械による食器洗浄機を使っておりますけれども、その機械に合わせた洗剤を使わなくてはなりませんので機械に負担をかけない負荷をかけない洗剤であること、それからですね併せてランニングコストの低いものを優先的に使用しているということでもあります。ついであの全ての合成洗剤を調理器間

で使用しているかということはそうではなくてですね、調理員さんたちが自主的にですね、廃油石鹼を作っておりまして、これについては釜の洗浄だとか作業台、それから床の清掃、棚、等については積極的に調理員さんたちが作った粉石鹼を使用してですね、安全なそういう面から安全の環境整備に心を砕いているそういう事実があるということをご承知いただきたいというふうに思います。

三浦議員

ただいま教育長の方からお聞きをいたしました。まあ今、粉石鹼については水に溶かす時間の問題とか、溶けのむらがあるとか、石鹼が落ちているかどうか点検をしなければならぬとか、いろんな理由をお聞きをしました。しかし先程も申しましたけれども合成洗剤はきれいに見えても付着をしているというのが大変に問題なわけです。粉石鹼は取れていなくても体内に入っても安全性が高い、安全だということ、合成洗剤は見えなくて付着をしていて知らない間にその中に盛られたものを食することによって体内に入ってしまう。どちらが安全かといえどどう見ても粉石鹼を使うこと。合成洗剤は付着しているものが化学物質であるということの認識を是非していただきたい。量が多い少ないという問題では私はないというふうに思います。子ども達の成長、健康に対する今それが行われたことによってその子ども達が大人になり、また子ども達を産み育てていくそういう世代であるということから考えると、その合成洗剤を使う負荷というものは大変に重いものがあり、将来に対する責任というものは今私たちがどうするか、どうしていくかということが問題だというふうに私は認識をしております。で先程いろいろなあのできない実態ということでお聞きをしたわけですが、全国ではそうした問題、子ども達の安全性とそれを使用する調理員さんたちの健康問題から、早くから粉石鹼を利用しているという給食、学校、保育園あるというふうにホームページを見ていただきますと出ております。で、粉石鹼そのものもそうした溶けにくいとか様々な問題をクリアして年々進化しております。で、実際にそうした利用がされている実態があるということは、もっともっと研究をし飯島町でもそれを粉石鹼を使用し、子ども達の将来に対しての責任をとっていくという体制が必要なんではないでしょうか。是非、合成洗剤でなければやっていけないという問題では私はないというふうに認識をしておりますので、そのような研究をしていっていただきたいなあというふうに思うわけです。で、そういう中でまあ一番は私は子ども達の合成洗剤にさらされるそうした環境をなくすこと。そして今、町の中の皆さんが当たり前のように使っている合成洗剤のまあ使い方も是非考えていただきたいなあというふうに思うわけですが、私はあのこの合成洗剤の使用から環境を守る、健康を守るという観点から、飯島町として切り替えていく、粉石鹼を使ってもらうことを町民の皆さんに勧めていくということも是非推進をしてほしい、このように思っております。で先程も町長申しましたけれども、飯島町粉石鹼を作る会ではJ I S規格を毎年取って廃油石鹼を作っております。障がい者の作業所のこまくさ園でも固形石鹼を作り一生懸命頑張っております。こうした町内の産業というかそうした取り組みを支援し活用しないという手はないというふうに思っておりますので、是非、そうした推進を行政として推進してほしい。そこでやっぱり発がん物質を含んだ合成洗剤を使わない。自然環境と健康を守る町としての取り組みを力を入れてやるべきというふうに私は提案をしたいと思います。先ず取り組みとしての、先程申しましたように保育園や学校給食では子ども達のために合成洗剤を使わないというそういう立場に立って今後の検討を是非していただきたい、研究をしていただきたいとい

うふうに思います。特に先程から何度も何度も言いますが、小さな体の中に化学物質が入っていくということは、私達では取り返しのつかないような状態が今育っている子ども達に生まれてくる可能性が強いというふうに理解しなければならないと思いますし、環境への負荷も先程申しましたように化学物質は自然界には戻らないという認識に立って、微量であろうと大量であろうとそれは環境への負荷がかかるというふうな認識を是非持っていたいただきたいなあというふうに私は思います。それで是非町として子育て世代の皆さん中心に石鹼の使用、それから石鹼と合成洗剤の違いとか使い方などを学ぶ機会を作っていたいただきたいということを提案をいたしますがいかがでしょうか。

町長

まああの洗剤に関してはちょっと比較的素人の私の立場でありますので、あのはっきりした見解が示せなくて申し訳ないわけでありまして、確かにあの合成洗剤がまあ石油化学を原料とした製品であるということと、それからこの手作りの粉石鹼などはいわゆる植物油を中心にした、廃物ということでもやはりあの原点は植物からできておるということを考えますと、まあ心情的にはあの化学製品よりも自然界のものの方がいいなあということとはよく解るわけでありまして。ただあの今まあ子ども達を中心にとということでありまして、あの問題のあるものを国やそうした関係機関が許可販売することもあり得ないのではないかと、まあ一抹の心配もあるというお話でございまして、学者先生もそんなようなことも言っておられるということもまあ議論はいろいろあるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもあの今給食センターなんかの使用も合成洗剤中心だというような実態があるわけでありまして、これもまあ歴史的にももう40年50年給食センターではその方式でできておるんだらうということと、とりわけそうしたあの子どもや孫に影響が出ておるといふようなこともちょっとまあ直接の因果関係はわかりませんが、今後まあ諸々の研究を重ねてですね、そしてまたもしそういう切り替えが進んでいった場合の供給体制が追いついていけるのかどうかというふうなことも含めて、全体的にまあ検討をしてみる必要があるというふうに思っております。ただそうしたことに対するあの勉強会、学習会的なことは折りに触れてまた環境学習という面からも含めてですねやっていく必要があるということで、そのように対応してまいりたいというふうに思っております。

三浦議員

是非あの石鹼と合成洗剤の違い、学ぶ機会をたくさん作っていただいて、住民の皆さんに特に若い子育て中の皆さんには安心安全なものを使っていただきたいということを思いますので、教育委員会も併せて、答えはいいです、是非取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

では次の質問に移りたいと思います。2つ目は上伊那広域ごみ処理と飯島町の取り組みについてということをお聞きをしたいと思っております。可燃ごみの量を削減する方向性が新焼却炉になることで揺らぐことはないのかということの心配をしまして質問をするわけです。現在、紙類は再生できる資源としてできうる限りのものを再生紙へと分別に取り組んでいるところです。生ごみも減量のために苦勞をしております。これから採用されるごみ焼却炉は熔融式の24時間稼働をさせる方式というふうにお聞きをしております。燃やすごみの量が不足をしてごみを増やさなければならないということにならないとか、そういう心配を私はしております。今問われているのは資源を守るために何ができるのかということではないでしょうか。大気など地球環境を悪化させないため、森林や水の保全、人間を

含む動植物の生きる環境を守ること。できる限り化石燃料にたよらないことではないでしょうか。紙類は再生し繰り返し利用できる身近な資源です。将来的にも飯島町のごみ処理の基本はごみを削減することには変わりはないというふうに私は考えておりますが所見はいかがでしょうか。

町長

ごみのまあ減量化に関わる新しいこの新焼却施設との関係でございます。上伊那広域で現在進めておりますごみ処理の考え方は、ごみ処理の基本計画における基本理念といたしまして、資源循環型の社会の実現による人と自然に優しい上伊那であり、また即そのことが飯島町の基本方針でもあります。ごみ減量化と資源化のより一層の推進を基本的な考え方といたしまして現在新ごみ中間処理施設の整備計画を進めて検討しております。それからまた町の飯島町のごみの減量化、資源化の取り組みは、新しいごみの中間処理施設での処理計画量の減少となります。施設建設費と稼働後の処理費の負担軽減に必ずつなげていかなければならないということと、適正な資源化それから分別によりまして可燃ごみの削減の推進を図っていくことを基本方針としておりますので、この考え方が飯島町はもとより各市町村それから広域連合全体で少しでも揺らぐことはあり得ないというふうに認識をいたしております。

三浦議員

ただいま町長より認識について所見をお聞きしました。揺らぐことがないというふうに確認をいたしましたので、将来的にも揺らぐことなくごみ削減のために全力を尽くしていただきたいと、住民の皆さんにも是非、燃やせばいいということではなくて、再生するための努力をそれぞれにさせていただくようお願いをしたいなあとというふうに思います。上伊那広域の新ごみ中間処理施設整備基本計画というのがありますが、ここでは廃プラを可燃ごみとして焼却する方針というふうに出ております。リサイクルプラの資源化への意識を後退させないのか、そういう取り組みがないと手軽な方向に動いて逆行するのではないかと私は心配をしているところです。私たちは容器リサイクル法が施行されてプラスチック容器をきれいにし、再利用するための取り組みを続けております。最初のころは面倒臭いとか分別方法がわからないなど様々な問題や苦情などがありましたが、すっかり定着をしてきております。黒い袋に入れる廃プラスチックの量は年々減少をしております。枯渇が心配されている石油から作られるプラスチックは埋め立てにするよりも回収して繰り返し利用することで、余分に石油を使わないで済みます。リサイクルプラとして活用された方が地球に優しいのです。廃プラスチックを燃やすことは枯渇する石油資源を無駄遣いすることになると思えてなりません。資源となるものもプラスチックが燃やせるとなれば汚れたまま洗わずに入れられる世話のない方に入れてしまうのではないかと、それが人間の心理ではないでしょうか。1回世話のない方法を体験するとどんどんエスカレートをしてしまいます。効率や最終処分場の心配もありますが、あくまでもリサイクルを貫いた上で廃プラの混入は必要最小限にするべきというふうに私は考えておりますが、所見はいかがでしょうかお聞きをいたします。

町長

現在あの広域連合の施設整備の更新に対しまして基本的なまあ考え方といたしましては、焼却処理施設について安全安定的な中間処理を実施して循環型社会に対応した適正な処理を行うということといたしまして、環境保全と資源循環性、それから安全性、安定性、経済性の評価基準によりまして、処理方式は総合的に検討した結果、ガス溶融方式をまあ採用するというにいたしました。この処理方式は資源化できない石油製品である今お話

しの廃プラスチック類、これを埋め立て処分とせずに助燃材として可燃ごみとして生ごみ等に混入して焼却処分をするという手順を踏むものでございます。そこで今あの問題、そのことがやっぱりあの分別の組み立てが崩れていくのではないかとというようなご指摘もあるわけでございますが、当然あの私どももそのことを心配し、警戒をしていかなきゃならないということで考えておるわけでございます。現在あの資源プラスチック類としまして回収をしております、まああの現場で申し上げますとあの紫の文字の袋でございます。これが容器包装プラスチックとペットボトルが安易にこの石油製品が全て焼却できるという理解がなされますと、今ご指摘の通りこの再資源化できるものが全て燃やせる方に入っていってしまうという形で、大変あのこれは気を付けていかなければならないということで、そのことがあの何でもかんでもまあ焼却処分をされるということの安易な気持ちを持たれては困るということになるわけでございます。伊南地域におきましてはもうご承知の通り黒い文字の印刷で表示しておりますこの資源化できない石油製品を廃プラスチック類として回収をしておりますので、新たなごみ中間処理施設稼働時におきましても家庭での資源化分別を今まで通り徹底して行っていただきまして、資源プラスチック類これをまあリサイクルすることを前提に適正にこの排出をいただくということで、行政としてもまた広域連合各市町村、飯島町を含めて一体となって徹底的に啓発をしまいたいというふうに思っております。今までの考え方を是非踏襲をしていただくと、是非住民の皆さん方のご協力をいただきたいと思います。

三浦議員

ただいま町長から見解をお聞きいたしました。是非しっかりとそうした取り組みで分別はしっかりしていただける方向で取り組んでいただきたい。やはりあのどうしてもそういう流れの中で洗わないで入れてしまえばとても楽というふうになってしまいます。まあ今の世の中にはそうした製品が溢れていまして、どれを手にしてもプラスチック製品付いてくるというような生活の中にありますので、まあ食品が入っているものは食器と思って他の食器と一緒に洗うということができれば、きれいになってまたリサイクルができるんですけども、汚いものと思ってしまうばリサイクルせずに燃やしてしまえ、黒い袋の中に入れてしまえということになってしまいますので、是非あの先程も言いましたけれども大切な資源、本当に枯渇しているといわれていた石油製品ですので、それを燃やして、なくしてしまうということのないような、また、使っていくというような繰り返しをしていくということが自然環境を守ったり、自分たちの暮らしを守っていく大きな礎になると思いますので、是非そこを本当に揺がないように住民の皆さんにも徹底をしていただきたいと、それと飯島町はしっかりやっている、伊南はしっかりやっているというだけの問題ではこのことは済みませんので、是非、上伊那広域の中でその問題についてしっかりやっていただきたいということを主張していただきたいと、実はあの伊那の方たちからは飯島は、飯島というか、とてもあの分別をしていると、それで黒い袋もよくリサイクルをしてきちっとやっているというふうに言われましたので、黒い袋は私は廃プラとして埋め立てに行く認識をしておりましたので、どうしてリサイクルされるんだろうと思っておりましたところ、伊那の方ではその黒い袋の中には何でもかんでも入れるんです。そしてそれが届いた所で分別をされて、ですからリサイクルプラにはそこに入ったものは回らないで、缶とか瓶とかそういうものはリサイクルに回り、汚いものは埋め立てに回るというやり方をやっているようです。認識が全然違って話がかみ合いません、よ

く聞いてみましたらそういうことだそうですので、認識が違いますので是非上伊那広域に行きましたら分別の仕方もしっかり主張をしていただいで取り組んでいただきたいというふうに思います。まあ今回1つのテーマで2つの項目についてお聞きをしたところですけども、飯島町として子ども達に残せる環境をどう築いていくかということが本当に大切なことになっていくというふうに私は思っております。目先だけを見ないトータル的に考えていかなければならないというふうに思います。石油を原料に湯水のように石油製品が今まで産み出されてきました。オゾン層の破壊などその反動が地球規模で起こっております。次々と新しく産み出されるプラスチック容器製品にそろそろ私たちがノーを突き付けなければならぬ時が来ているのではないのでしょうか。行政が望まぬ負担を強いられないためにも容器リサイクル法の見直しを国に迫り、法律で製造元への排出責任を明確にするように是非求めていただきたい。それから健康被害に対し行政はもっと私は敏感になるべきというふうに思っております。プラスチックなどは製造する過程で原料はもとより、つなげたり固めたりするために健康や環境に影響があると指定をされております特定第Ⅰ種化学物質、これは発がん性物質と言われております、や第Ⅰ種化学物質が使われております。廃プラは燃やせば助燃材になり最終処分場の量が減らせるという、それだけでは将来に私は禍根を残すのではないかと心配をしております。大元を変える取り組みを併せて行うべきというふうに私は考えておまして、是非先ほども申しましたが、上伊那広域連合につなげてほしいというふうに提案をいたしますが町長の所見をお聞きいたします。

町長 まああの今度の施設改良に対しましては、いわゆるあの担当係長や課長クラスからずつといろいろと幅広く検討を積み重ねて、現在の姿にまあ一応なってきた経過でございまして、当然のことながらこれはあの排出原料、材料を少しでも減量することが施設のポリウム等、それからその後のコストにつながっていくということで、真剣にまあ取り組んでおるわけがございまして、いずれにいたしましてもこの環境問題で後世に禍根を残さないような形の中で、今度の処理施設も今お話があったようなことも全くあの同感でございしますので、飯島は比較的住民の皆さん方のご理解をいただいで分別が徹底しておるわけでありまして、同じ目線の中で広域連合がこのごみ処理に対応できるように私もその一員としてひとつ意見、ものを申し上げてまいりたいと思っておりますのでよろしく願います。

三浦議員 ただいま町長から所見をお聞きいたしました。心強い答弁でしたので是非これからしっかり主張をしていただいでお願いしたいと思います。まあ合成洗剤の成分は石油からできた第Ⅰ種化学物質が使用され、危険な使われ方がされているという状況です。またプラスチックの原料もそれが製品になるまでにたくさんの石油からできた第Ⅰ種化学物質、中には特定第Ⅰ種化学物質が使われているものもあるわけです。将来を見据えた環境づくりを今から始めていくべき、先ずは未来ある子ども達に、合成洗剤のような安全で安心が担保されない疑わしいものは使わない、使わせない取り組みを続けていくのが大切かと思えます。またせっかく続けてきたごみの分別が本来の目的から外れないように取り組んでいくことを、お互いに頑張っていくことを求めて質問を終わりたいと思います。

議長 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。  
(質問席 演台交換)

議長 それでは再開いたします。  
3番 浜田 稔 議員

3番  
浜田議員

それでは通告に従って質問を行います。最初の質問は行政評価書についてでありますけれども、行政評価書を成果主義ではなくPDCAの仕組みを用いることを求める質問であります。行政評価書が今年度から公表されることになりました。私は過去2回の一般質問で他の市町村の行政評価の例を参考に当町でも実施する提案やですね、また各事業のお金が飯島町の中にどの程度回るかといったことを行政評価書に盛り込むことなどを求めてきました。それに比べれば今回の行政評価書は極めて簡素なものでありますけれども、ともかくも町が行っている事業の自己評価が公開されたことを歓迎したいと思います。またそれぞれの事業施策の中で見えてきた課題や今後の改善について町職員の思いが伝わってくる記述も少なからずありました。大変結構なことだというふうに思っております。ただ9月の決算審査の場でこの事業結果の説明に評価書が使われたわけでありますけれども、その扱方には率直に言って少々疑問を感じました。その内容はですね、事業目的の期待をやや下回ったB評価、この説明だけに留まったという点であります。またその説明もどちらかというと釈明に近いような説明が多かったというふうに印象が残っております。で、当然のことながら目標を下回った場合にですねその課題を明確にするのはまあ必要なことだというふうに思います。しかしその一方、同じB評価の中でも、例えば介護予防事業のようにですね近隣市町村に比べても職員不足だと、担当者の努力では支えきれないというふうな当事者だけの問題ではないという課題を明らかにしたB評価の報告もありました。従いましてですねB評価というのが問題な事業であってA評価は良い仕事だという単純な運用でいいのかどうかということを、町長はどういうふうにお考えなのか、先ずその点についてお尋ねしたいと思います。

町長 それではあの今議会、一般質問の最後の質問者であります浜田議員の質問にお答えをしてみたいと思います。先ず最初はこの行政評価にかかってPDCA方式の仕組みの中で、町が実施をいたしましたA評価についての見解の問題でございまして。お話もございましたように平成23年度行政の評価書、事務事業評価につきましては本年全事業について内部評価を行ったところでございまして。事業担当職員が評価原案を作成し、所管課長における第1次評価を行い、庁議におきまして第2次評価を実施し評価書が出来上がったわけでありまして。この行政評価は職員がその事務事業はどうであったのか、今後どうすべきかについて検討をし、評価をし、効率よい行財政運営を目指すこと。そしてそのことを次年度以降の事業計画に反映することを目的として実施をしておるわけがございまして、今回行った評価につきましてもA、B、C、あるわけがございまして、このAのまあご指摘、期待通りの評価をした中にもですね、事業の今後の方向性あるいは拡大、縮小とまあいろいろその時々の方針・施策によってこの評価の見解は違うわけがございまして、当面まあ現時点での評価はAという形に位置付けたわけがございまして、今後こうしたことを拡大を図るといった場合にもこれは次の実施計画や事業計画への関与する当然余地はあるということがございまして、決してあのオールマイティではないというふうに今、職員一同認識をしておるわけがございまして、従って特にあのご指摘もございましたけれども、こうしたあの職員が事業評価をすることによりまして職務に対するこの意識評価と言いま

すか改革意識を持って事務事業を改善を心掛けるという1つの考え方で、このPDCAサイクルを身に着ける大変効率良い行政運営につながっていくのではないかとというふうに認識をいたしております。

浜田議員

まああのA評価が全て問題ないということではないというまあ町長の認識を伺いました。であればですねおさらその、ひたすらAを求めるといふ仕組みにならないような風土が必要なんではないかとというふうに私は思います。で先ずあの事業、各事業についてですね手際よく間違いなく実行して、結果もその通りだったということがA評価というのは非常にもっともだといふふうに思います。ただその一方で私、A評価の項目の幾つかを見ておりますとですね、元々予算枠が限られているからそれ以上その事業について本来必要とされていることについては目をつぶるといった種類の項目もいくつか見受けられました。これはあの担当職務についてですね改善の余地を自ら目をつぶってしまうというまあそんな内容になりかねないものであります。あるいは非常に志が低いというのもありますし、極めて事務的に淡々と評価をしていたという、そういう種類のA評価もありました。で、今回の行政評価書、全部で271事業、そのうち213事業がA評価ということになっております。それから拡充するか廃止するか改善するかという項目で見ますとですね、改善すべき事業は26項目という数字になっております。ちょっと皮肉な言い方をしますとですね、飯島町の行政は極めて優秀でありまして9割はほとんど問題がなくて、後の改善の余地は1割しか残されていない、こういう評価というふうに見えてしまうわけでありまして、これではですね実際にはPDCA、計画してチェックしてアクションを取るというサイクルは十分に回らないのではないかとという心配があります。で、特に前評価以外があの問題視されるような報告の仕組みになりますとですね、いろんな問題が起こるのではないかとというふうに懸念しております。トップの仕事の1つは悪い出来事や耳の痛い意見がですね速やかに報告されるシステムを作ることじゃないかと思っております。これが欠けますと問題が隠されて、で、気が付いたときにはあの取り返しのつかないような重大な事態になっていくと。成果主義というのはとかくこういう悪弊を生みやすいといふふうに私経験の中でも考えておりまして、そうならないような運用を是非求めるものであります。で、成果主義にならずにこの評価制度がですねPDCAをよく回すためのまあささやかな提案を2つほどしてみたいと思っております。その1つは2次評価ですね。で担当者の自己評価を庁議、つまり理事者と課長の2次評価で行うという仕組みは先程町長からも説明がありましたけれども、この時にA評価の比率にですね上限を求めてはどうかと、9割も全部いいよということではなくてですね、例えば7割、8割ぐらいにA評価をすることによって課題探しをもっと推進してはどうかということですね。で、この場合には当然のことながらB評価になるものはあるわけですが、これは満たせといふあのネガティブな評価だけではなくてですね、課題の発見を促す項目としてB評価も位置付ける、こんなようなことをしてですね、ひたすらAに向かってまい進するといふふうなことじゃなくて、問題を発見しながら、ただその到達度や課題の数に応じて評価をつけていくといふふうなそんな仕組みはどうかということをお考えしました。それからもう1つはですね、A、B、C、Dというのは直列の順位付けになりますけれども、そうではなくて事業の自己評価の中にですね課題発見や提案型の内容が記述されるものについてはですね、何らかのポイントを与えてそれを別枠として評価する、まあこんな言い方で持って課題発見、提案型の職務の遂行をですね

より活性化させるというふうなことを私自身ちょっと考えてみましたけれども、まあ思い付きと言われるかもしれませんが、このような考え方について町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町長

評価内容のご提案も含めて申し上げたいといふふうに思いますが、この行政評価に関しましてはあのかつては町ではこの事業ごとの詳細な評価シート、これによりましてあの評価を試行してきたわけでございますけれども、やはりあのその職員の手間暇が非常に膨大に掛かってしまって他の仕事が少しおろそかになる傾向もあるといふようなことの反省の中から、余りこの評価事態に時間が取られてしまうということではなくて、このあまり時間と経費を掛けずにできるだけ事務事業に影響を及ぼすことのないような形でこの評価制度、これを考えたのが今回のこのやり方でございまして、昨年からは制度改正して本年初年度で実施をしたということでございます。それで庁内のこの行政評価書において事業の課題や問題解決のための改善策について、評価書をご覧いただいて先ほどもお話がございましたように、あの大変分かりやすいと言えれば分かりやすいわけですが、簡潔にまあまとめられた記載内容であるわけでございます。まあこのことがあの果たして専門的に見てどうなのかということとはまたいろいろ議論のあるところかと思っておりますけれども、当面まあこうした考え方で進めていきたいといふことでございます。それからもう1つあの、今ご提案のあったことも含めてそれぞれ課題を発見し整理しながら、少しでもこの改善を誘発していくと取り組んでいくとこういう姿勢が大事でございまして、まあ今年度初年度でございますのでなかなか全部をこう理想的なという形にはまいりませんが、いずれにいたしましても担当者自らが意思を発して、それから係長や課長、それから最高の決定機関である庁議という形の中で多くの人を1つにこの職員を介しての、ある程度内部的ではありますが客観的なチェック体制の中でこの事がまとめられているということは評価をいただいているのではないかとこのように思います。ただあの専門的に見ればまだまだ未熟であろうということでもありますので、現時点で、いずれ将来は専門的な第三者機関といふようなことも描いてはおるわけでありまして、現段階ではやはり今現在でこうしたあの議会でのいろんな決算審査やなんかも含めてのチェックだとか、それからおられます監査委員の監査、いろんな監査の中でのチェックでありますとか評価というものをいただいておりますので、そうしたことを総合的に踏まえながら、それから今いただいた2つのことも大変あの私どもも有益な1つの考え方であろうといふふうに、また内部的にも十分検討しましてですね、更なるより良いまあ客観的にあの評価いただけるような実質的なこの評価制度に実施していくように取り組んでまいりたいといふことでございますのでよろしくお願いたします。

浜田議員

まああの1回目の施行ということですので当然課題も認識しておられると思っております。まああの繰り返になりますけれどもB評価だけが肩身の狭いといふふうな運用ですとですね、どうしても成果主義、成績主義に傾きがちなといふふうに思っておりますので、絶えざる業務改善の道具として活用されることを期待いたしましてですね次の質問に移りたいと思っております。

2番目の質問は地域の公共交通機関の将来構想についてであります。昨年の9月議会の一般質問で私はあのリニア新幹線に対する町長の所見をお尋ねいたしました。その時の町長の答弁はですねあの簡単にまとめますと、下伊那の中間駅に町の出費はないであろうと、

つまりこのことに対してあの町政、財政を圧迫するようなスタンスはとっていないというふうに私は理解いたしました。それからリニア新幹線のマイナス要素についても公開を求めてですね、地域が納得の上で開業を期待するそういう動きにしたい、それからまあそんな中で次世代の交通機関として夢を持ちながら進めていくと、まあこういう答弁だったというふうに思います。私は当時このリニアの多くの問題点を指摘いたしました。ここでは繰り返しませんけれども残念ながらそれから1年3カ月経った現在、その時の懸念が一層高まったというふうに認識しております。でこの今回のこの一般質問を提出した後にでもですね大変気になる2つの事件が起きました。1つは10日前の笹子トンネルの事故であります。で、この原因についてある論評がありまして、償還の終わった高速道路の収益を元に新しい道路を建設するというシステムが道路公団の中で根付いていて、それが逆にもう経費の掛からなくなった保守点検の方にですねお金を回さなかったのではないかと、まあそういうシステムが既に動いてしまっているというこんな指摘がありました。で、気になるのは前回の町長答弁なんですけれども、リニアは老朽化した新幹線の代わりだとまあこの種の発言がありまして、これではまったく道路公団の発想と同じではないかと、こういうことを危惧するわけでありまして。本来JRがやるべきはリニア新幹線に浮かれるより以前にですね、津波の危険のある海岸線を走り、年月の経過したトンネルや橋の多い東海道線の安全対策ではないかというふうに私は考えるわけでありまして。それから更に5日前には三陸沖の地震がありました。影響が北海道から九州の一部にまで及び地震でありまして、まあ当町でも震度3でしたか若干の揺れが感じられました。で、3.11の揺戻しとでもいうべき巨大地震の発生をですね多くの専門家が懸念している、地殻変動の時期に入ったその日本の現在の時代にですね、大進路長大トンネルが防災の迂回路だというふうな考え方は私はもってのほかだというふうに思っております。しかも通過地点は大地溝帯になるわけでありまして。で、もう1点、原発の存続が今非常に大きな国民的議論になっています。で、自然エネルギーの転換を掲げる町長がですね、その一方で新幹線の3倍の電力を浪費するリニアに夢を託すと、これは私は大変理解に苦しむところでありまして。最後に当時指摘した点の極めつけは飯田線の問題です。1、2年前私はこのように指摘しました。リニアの中間駅に併せて飯田線の充実を期待する意見もあるけれども、新幹線が通ると全国どこでも在来線は切り捨てられてきた、こういうことを申し上げました。で、最近浮上したのがご存じのような飯田線の駅の無人化です。この問題について信濃毎日新聞の記事はですね、見出しに「リニアを控えJR合理化」だという記事を見出しに掲げています。1年3カ月前に指摘したことが早くも現実のものになったというふうに私は思っております。で、町議会の大先輩議員も全員協議会の中でですね、JRは公共交通機関としての責任を果たすべきだという発言をしておられますけれども私も全くその通りだと思います。JRというのは単なる民間企業ではなくて、その前身である国鉄のですね、今既に、未だに19兆円の債務を国に、言い換えればですね国民の税金によっている。今の日本の国の財政悪化のですね大きな要因を残しながら、巨大な動く箱物事業に手を出そうとしている。その一方で公的な公共機関としての責任をですね次々に放棄しようとしている。この問題は正面から見据えるべきではないかというふうに私は思います。もちろん私は町長がJRの代弁者ではないということは十分に承知しています。しかしながらですねあの一方でこの箱物、動く箱物に夢を期待しながらその一方で目の前の公共交通機関がですね衰

町長

退していくのを見ているということは両立しないのではないかとというふうに考えておりますけれども、この考え方について、要するにリニアと飯田線が天秤にかかっている、このことについての町長の見解をお尋ねしたいと思います。

2つ目のご質問は公共機関、この将来構想の中でリニアの問題でございます。まあ電力と相反する2つのこの課題に対してどう見解をするかということでございます。あの現実を見据えたときに、また今お話のあった笹子トンネルの事故等も見まして、確かにこうしたことが公共事業全体への一石を投じたことはもう間違いないだろうというふうに思っておりますし、それから特にあの40年50年、社会資本の整備という名の下にまあ利便性を求めて道路なり河川なりまあいろいろ、これはあのインフラ整備という国民生活の向上のためにもやってきた事業もある、当然でありますけれども、それに一石を投じたことは事実でございます。新設から今これを如何にしてあのリニューアルして安全な施設に作り替えていくかということが、これから公共投資の大きなひとつの眼目になってくるのではないかとというふうに思っておりますが、まあそのことはそのことといたしまして、ちょっと前後いたしますけれども、このリニアに関して大きな電力を使うという、一方で原子力発電の問題が絡んでおるわけでありまして、この原発の見解につきましても今もお話ございましたように、化石燃料に過剰に依存してきたエネルギー政策を転換するための原子力発電の依存を下げていくということは今も前から申し上げておりますし、いずれは原発はゼロにしていくべきだというふうに思うわけでありまして、そこであのいろんな研究、手法を重ねながら未来に禍根を残さない再生可能エネルギーへの転換を段階的に図っていくべきだというのが私の基本的な考え方で、前にも申し上げた通りでございます。そこであのリニア中央新幹線につきましては町といたしましてはまああの私も含めてですが、議会でもご承認をいただいた町の将来像である第5次総合計画の中で、リニア中央新幹線の早期実現を主要施策に位置付けてですね、早期実現に向けて関係機関と連携して働きかけていくことや、県内の駅の設置に際しましては在来線との接続対策やアクセス道路、その他の関連施設整備を関係機関に働き掛けていくことを謳いながら、まあその実現を求めていくというようなまあ言い方をしておるわけでありまして、このことは是非ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。そこであのリニア中央新幹線に伴う地域振興やこの豊かな自然と雄大な景観を生かした交通交流型あるいは滞在型の交流促進等に対しましては、このリニアの果たす役割というものも少なからず期待を寄せていかなければならないというふうに、現実の問題として思っておるところでございます。しかしまああの今もお話ございましたし、前からも申し上げておりますように、いろいろなあの問題、課題がございます。電力の問題、それから在来線との問題、環境負荷への問題、それから磁場の問題等々もまあ言われておるわけでありまして、こうした諸課題、問題に対しましてはきちんとまあ専門的な立場からJR東海は十分な説明と情報公開をしっかりとやっていただくということの中で、もう既に後15年後、2027年というひとつの提示があるわけでございますけれども、計画と同時にこうしたことを地域住民に国家的な議論を重ねながら安全対策を講じて納得のいく上でのこの開業に向けて取り組んでいただくと、こういうことが前提条件であるというふうに思っております。あの決してこのリニアが幻想などというふうには思っておりません。ただ今この町長として若者や子ども達の夢の実現というものをまあひとつやっぱり考えていくことも必要であろうというふうに思ってお

りますし、現実の厳しいそうした諸課題に対しましてもこの両面からひとつよく考えて、その説明をしていただいて、このリニアの開通効果というものをしっかりと享受する中で、課題に向けて多くの問題に取り組んでいくということが必要であろうというふうに考えております。まあこうした内容が私の今の現在の認識でございます。以上です。

浜田議員

J Rに説明を十分に求めてというお話でありましたけれども、実は下伊那では何回か説明会が行われているというふうに聞いていまして、その内容もですね実はあの文書に出てくる程度のもを繰り返しているというふうに出席者から私は何回も聞いております。で、旧インフラの整備というお話も今、町長も同じ認識だということでもありますけれども、東海道新幹線全体が利用者が減少している中でですね、一方で東海道新幹線の維持補修を図り、一方で第1次9兆円のリニア幹線の投資を行い、ということがですねビジネス的に本当に成り立つんだろうかということは私は非常に疑問であります。お客の取り合いを両方でやるのか、そうすればですね当然巨額の投資をしたリニアの方に客を誘導する施策を取らざるを得ない。まあそういった中で飯田線はそれ以下で真っ先に切り捨てられる路線としてですね徹底的な合理化が推進されるだろうと、もうそれは既に新聞記事になっている通りであります。これだけ矛盾した状況の中でですね当町に一番影響のあるのは私は飯田線だと思います。あの無人化だけで留まるのかどうかということ、あるいは路線の補修やなんかについて手抜きがなされないのかどうかという、この問題から目を背けてリニアの新幹線の夢を追うというのは如何なものかというふうに私は思います。とりわけ現在危惧しているこの飯田線の今後の充実についてですね、片手でリニアの夢を掲げながら、片手で無人駅についてですね頭を抱えるというスタイルはもうあり得ないのではないかと、むしろ公共交通機関を維持することにですねJ Rは責任を果たせと、でその姿が見えないのであればリニア新幹線についてですね推進に賛同することはできないと、ここまで言い切るのが飯島町の立場ではないかというふうに私は思いますけれども町長はいかがお考えですか。

町 長

まあこのリニア新幹線の建設構想というものはもう既にここまで進んできておるこのJ R東海主体の事業でありますだけに、ストップをかけるとかいうような一私町長の力というわけにはなかなかいかないわけでありまして、今言ったこの既存在来線である飯田線との関わりという面では大変まあ重要な意味を持つものというふうに理解をしておるわけございまして、そこへ今度のまあ無人化というような考え方が出されてまいりました。これはあのこの間も関係受益団体もお願いしているいろいろと意見交換をいただき、またご意見もいただいておりますので、過日あの連絡活用協議会の中でJ R当局に当たりましたけれども、なかなかそのちょっと協議の場に乗っていただくというような今雰囲気でないというようなことの報告を受けておりますけれども、これは何としても一市町村単位、沿線単位でなくてですね、上伊那、下伊那、広域連合全体として沿線の受益者として協議の場に乗ってもらって必要なこの要望を何としても汲み吸い上げていただくということがあります、なかなかガードは固いというふうに認識をしておりますが、いずれにいたしましてもこの駅の一部無人化や、リニアのこのためにこの飯田線が、地域の主たる交通機関であります飯田線が存廃のことにつながっていつてはならないという議論につながってはならないということはきちっと釘を刺しておくべきだということで、私もそのことは強く申し上げて、今までも申し上げてまいりましたが、あの場面で、これからもその場面

浜田議員

がありましたら申し上げてまいりたいというふうに思っております。

私もあるJ Rの飯田線の路線管理のトラブルでですね弁護士を立てて争う直前まで行って、まあ最終的には解決したという経験を持っておりますけれども、飯田線は本当にJ R東海の中では何の力も持っていない組織だになっていくことをつくづく感じました。まあそういう状況の中ではですね、一方でリニアに夢を抱いてその一方で国鉄に強いことを言うということではですね、実はあんまり現実的ではないんじゃないかと、むしろ既存の交通網を維持すべきだということをですね地域を挙げて要求することの方がですね主張としては明確になるんじゃないかというふうに思います。またはこの件は蒸し返しになりますので私の思いを申し上げることに留めたいと思います。で、まあそういうことではありますけれども、まあともかくもJ Rの姿勢を正すのに相当の努力が必要であろうと、そういった中でですねその現在の公共交通機関の現実、まあバスとの連絡についても非協力的、高校生の登下校についても非協力的、まあこんな中でこの地域の公共交通機関の将来像を町としてはどのように考えているのかということについてですね、大括りなところの見解を伺いたいと思います。将来の構想ということでもあります。

町 長

町あるいは地域全体にまあ関わることだというふうに思いますけれども、地域としてのこの公共交通機関の維持、将来構想ということでございます。当然のことながらあの飯島町にとりましては近隣の市町村と同様にこのJ R飯田線という既存在来路線、それから中央自動車道の定期高速バス、これは現在も将来においても重要な幹線機能としての地域の公共交通機関の位置付けであるというふうに思っております。まあ取り分け飯田線は中学生や高校生の重要な通学手段であります。町民の皆さんにとっても他の市町村へ移動する手段として生活にはどうしても欠かせない公共交通機関というふうに認識をいたしておると、まあこれは当然のことだろうというふうに考えております。従ってあの過日も全員協議会でご報告申し上げましたように、先ほどとちょっとぶり返しになりますが、飯田線の飯島駅を含めた無人化という問題はひとつのこれは暴挙であるというふうに捉えておまして、この認識は各沿線市町村皆さん同じでございます。場合によっては議会の方からもその決議を求めるといような採択もあるようでございますけれども、ただなかなかそのハードルは高いというのが今の偽らざる心境でございます。で、何としてもこれは同じ共同の1つの場においてJ Rと必要な要望というものを汲み上げていただくようなその努力を、これは骨が折れますけれどもやっつけていかなきゃならんということで申し上げておるとおりでございます。そこで、どうしてもこうしたあのことが無人化に続いていくつかの停留所の廃止であるとか、それからその先にまた営業ベースだけの判断で廃線につながっていくような議論は決してあってはならないと、これは断固阻止していかねばならないという思いの中で、今後住民の皆さんとともにそのことは盛り上げていきたいというふうに思っておりますし、まあよもやそんなことはないというふうには思いますけれども、将来のことは予断が許せないということだというふうに思います。そこであのこれからの町を含めた地域の公共交通機関としましては、これはあのまありニア前後ということもあるかと思っておりますけれども、当然のことながら今申し上げたJ R飯田線の直接身近な足としての在来線の維持、それから車社会に関連しては中央自動車道の定期路線バスのこの運行の問題、これはあの中・長距離的にはそういう形になるわけでありまして、それに加えてまあ当然車社会でありますのでそれぞれのマイカーを含めた自動車の問題や、タクシーの維

持というものも求めていかなければならないというふうに思っております。それからごくまあこの近隣の近距離的な交通手段としては、当然あの飯田線も飯島町にも5つの駅があるわけでございますから、その維持存続は当然まあ確保していかなきゃなりませんし、それからそれぞれの車の自家用車を含めた対応、それから町の町内では循環バスという問題もございますので、そのまあひとつ利便性の確保を図った上での運行の継続といったようなものも入ってくると、当然あのタクシーもこれに入ってくるというようなことでございます。いずれにいたしましてもあのそうした交通公共機関の維持をしていくためにも、身近なインフラ整備というものもどうしても欠かせないわけでございますので、維持修復も含めながら今いくつかの道路計画もあるわけでございますけれども、そうしたことを兼ね合わせながら地域としての住民の足の確保、公共交通機関の確保というものを図っていかなきゃならないとこんな思いでございます。

浜田議員

今、大括りなお話を伺いましたけれども、町のあの県の様々な公共交通機関に対する検討資料をあさったのですけれども、まあ残念ながらこの上伊那地域についてはですねリニア期待と、あとは下伊那では三遠南信とまあそんな夢物語が書いてあるだけです、現実にその生活する人の立場に立った公共交通機関への記述は非常に貧弱だったというふうに認識しております。この件について何らかの文書とかですね、あるいは協議の進捗についてご存じであればひとつお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長

あの今現在、県は第5次の公共の交通網の整備機関の構想というものを今樹立して、いろんなあのヒアリングがなされておりまして、当然あのリニアの対応に関する部分多いわけでありまして、やはりあの既存の地域の足としての鉄道や道路、それから各地域の路線バスの問題等も含めながら今、成案が今練られておるという状況でございますので、私もいろんな懇談会でそのことが町村会あたりも出てまいります。地域のあのモニターさんのことも含めてですね今いろいろあの成案が練られておるようでございますので、いずれまたその中間的な報告があらうかと思っておりますけれども、町も一体となってそのことに思いを寄せてまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

私もこの5次総を眺めましたけれども、まあリニア1色と言うか大変失望した思いであります。いずれにしても飯田線を含めてですね地域の公共交通機関はJRに請願願うのではなくてですね、当然公共機関としての責任を果たさせる、そういう立場での主張を貫くべきだというふうに思いまして次の質問に移りたいと思います。

3番目は町所管の各種委員会の活性化と効率化に関する質問であります。既に同僚議員からも質問がありましたけれども、これは少なからぬ議員の共通認識だろうというふうに私は感じております。例えば年に1、2回しか開かれない会議、それから事務局が資料を当日配布してですね大変な内容の説明に終わって意見が少々というような会議、こういった会議ではですね行政の方針に軽く色付け、味付けをするだけで、それを単に追認するだけの会議に過ぎなくなってしまうというふうに感じます。それから委員の重複が問題にされましたけれども、まあ町内の主要組織の意見を反映させたいとそれが理由だというふうな説明でありました。で、こういったことについてですね私は改善のために2つほど提案をしたいというふうに思います。1つは徹底した委員会の統合を進めるということでありまして、数年前に山口県岩国市の元市長、あのオスプレイが陸揚げされた市でありますけれども、この井原勝介さんを囲んでですね上伊那で行政改革についての話を伺ったこと

があります。まあこの方は旧労働省のエリート官僚だったんですけれども、まあ脱藩官僚の先駆けの方ですね。で、岩国市というのは人口が14万、まあかなり大きな都会だというふうに思いますけれども、市長就任間もなくですね非常に数多くあった市所管の委員会を全部で12に統合したと、しかもその12の委員会については委員の重複はなかった、まあそういう改革を断行した方の方であります。もちろん当町についてもですね委員についてはそれぞれの町の条例で定められた委員会を開催しなければいけないというような種類の縛りも当然あらうかと思っておりますから、全廃はできないと思っておりますけれども、これだけ大きな市がやっていることでありますから本当にやる気になればできるのではないかとまあこんなふうに思うわけでありまして。それからもう1つはあの実質討議のための会議にするということを提案したいというふうに思います。で、よく会議についてはね、あの言われる格言というのがございますよね。「会して議せず、議して決せず、決して行わず、行って責を取らず」で、会議は行っただけでも議論はしない、あるいは議論は行っただけでも決定はしない、決定はするだけでも行わない、実行するだけでも責任は取らない、まあこれが悪い会議の典型だということになっておりますけれども、まああの行政ですの後ろの方はそこそこ進んでいるとしてですね、一番最初の会して議せずというのは実は残っているのではないかと私は感じております。で、会議には2つの種類があると個人的には経験の中で思っております。1つはあの本当の議論のための会議、おそらくこれは10人規模が上限じゃないかなというふうに思います。というのは1人が5分発言してもですねそれだけで50分掛かってしまう。一方で大学の講義なんかでも明らかのように人間の集中力っていうのはだいたいまあ1時間半くらいが上限ですから、その中で発言者を考えるとですねまあこんな規模じゃないかなと、で逆にこういう会議であればですね会議に出席して一言も発言しない人間は不要だというぐらいの厳しい態度をとってもいい、そういう種類の会議ですね。もう1つは情報や方針伝達のための会議、これは10人を超えて大きな規模の会議というのはいらうと思っております。ただあの非常に密度の高い会議は不可能ですので、どちらかという冒頭にお話したようにですね、多くの代表者を集めて大きな方針を徹底して若干の意見を求めるとまあこんな会議の形式になってしまうんじゃないかと、でこういう会議ですと実は参加者の方もあまり密度の高い議論ができないもんですから、単に追認をするだけなら委員になっても仕方ないということですね応募が少ない。こういう悪循環が現実には起こっているのではないかとこのように私は感じております。でそうではない会議というのも幾つかこの町で参加しました。直近の例で言いますとですね本郷で防災の図上演習というのを県の出前講座でやりました。マップを使ってですね助けの必要な人、あるいは医療の経験者、あるいは消火栓の位置、まあこんなものを地図の上書き込んでですね皆でわいわいがやがや議論をする、まあその結果、欠けていること、やらなければいけないことが具体的に見えてくる、まあこんなやり方でもってですねそれぞれの課題をですね具体的に解決し、その中で参加者には参加意識を持っていただく、こんなような会議が行われるのであれば形式的な会議とはかけ離れた内容の濃い会議になるんじゃないか、まあこんなふうに思っております。そういう手法というのは既に様々世の中には存在しているわけですね。この町でよくワークショップといわれますけれども、これはあのいわゆるQC手法といえますか品質管理の手法の1つでありまして、川喜田二郎さんという文化人類学者、東海大の名誉教授が編み出したKJ法という法が方

式の別名だと思っています。親和図法とも呼ばれますけれども、ですとか連関図法、アローダイヤグラムなどがあるものですからですね、会議の中を単なる無味乾燥な会議にするのではなくて、参加者の様々な認識を引き出したり、その中から問題点を探したり、あるいは方向性をまとめたり、というふうなそういう手法は様々あると思います。行政であるから堅苦しい会議をしなければいけないという理由もないと思いますので、もう一方ではこういう会議の運用の改善というのもですね大いに検討の余地があるのではないかと、こんなふうな2つの提案をしたいと思っておりますけれども町長の見解をお伺いします。

町長

町のまあ各種の委員会や審議会ということについての質問でございまして、昨日も堀内議員にご質問いただいて一部まあ重複しておる部分があるわけでございますけれども、あの常にこの委員会や審議会というものは、町のまあ考え方といたしましては、これはどこもそうだと思いますけれども、できるだけ開かれた議論の中で物事を決めていく、あるいは情報をいただくご意見をいただく、それからできるだけ多くの町民の皆さん方に行政に参加をいただくということの、まあひとつはこれはあの民主主義の1つの原点的な部分もあるわけでございます。そうした中であのおずとかつて飯島町は行政改革というひとつの考え方の中で、今お話にございましたように、見直しそれから統廃合、整備というようなことを繰り返してまいりました。今最近のこの姿は一番新しいこの集中改革プランの中での、まあいろんなあの事務事業の見直しも含めて、この委員会の数とそれから位置付けが決まっておるわけでございます、それぞれ条例によるもの、それから規則によるもの、要綱によるもの、まあ様々な考え方があるわけでございます。そこであのまあ浜田議員いろいろご提案をいただいておりますが、あのその通りだというふうに思います。これはあの1つには常に見直しをかけながら統廃合、徹底したひとつのスリム的な部分でやっていくことも大事だというふうに思いますし、1年を通して形骸化しておるただひとつの会議を開いてご報告をして確認いただく程度のもの中にはあるわけでございます、これはやはりあのその都度また報酬も関わっておるわけでございますので、そういう面からも含めてやはり見直しは常に必要という形でございますが、中にはあの法律的、あるいはまた基本的にこの年に1回、あるいはこちらから必要に応じて招集をする場合の2年に1回くらいであっても置かなければならないという、根拠を持つ委員会や審議会もあることは事実でございます、あの具体的に委員会の名前を挙げてこうずうっと40幾つあるかと思っておりますけれども、あの噛み合ったあれをしていけば一番具体的にいいと思うんですがまあこうした場でございますのでそのことは出来ませんけれども、常に見直しをしてまいりたいと。であの昨日も申し上げましたように、これはあの今度予算編成が始まってまいりますのでそこの兼ね合いの中でよく所管課と十分精通をしましてですね、25年度の体制の中でちょうどあの多くの委員の皆さん方がこの3月で任期満了になるというのが多いわけでありまして。そこらを十分斟酌しながらこの限られた時間の中でありまして、今までのいろんなあの取り組みの過程がわかっておりますから、できるだけそうした精査をして必要なものは手をつけてまいりたい。あの一気にできるかどうかということもまたあの課題であるわけでありまして、できるだけそうした姿勢の中で今内部でそのように検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

浜田議員

まあ確かに条例等で定められたものも、まあしかし考え方によってはですね全体を1つ

の委員会にまとめてしまっても条例違反にはならないような気もいたしますし、それからあの広く参加を求めるということは大勢集めるということとはイコールではなくてですね、例えば中心的に審議するメンバーは決めておいて情報が必要な方をオブザーバーとして参加するというやり方で委員の数を減らすことも可能じゃないかというふうに私は思う次第でありますけれども、まあ時間も押してまいりましたので、最後の質問の方に移りたいと思います。

実は種明かしをしますとですね今回たくさんあの質問項目を並べたのは、もうそろそろ任期も終わりますので過去の一般質問の中で積み残したり、その中で変化のあった項目についてですね一回総ざらいをしておきたいと、まあそんな動機も実はございます。4番目の項目はあの企業誘致依存からの脱却をということで、実は2年前に誘致企業の経済効果はどうだったのか、あるいはその雇用増がどのくらい見込まれたのか、まあこんなことを質問いたしました。それから最近、企業誘致に関連してですね、あの全国的にでもありますけれども水資源が何の規制もないということも問題にされていますので、一括してお尋ねしたいと思いますけれども、先ず現在予定されています企業誘致の雇用見込みはどうなのか。だいたい前には30人というふうな数字もどこかで伺ったような気がしますし、この企業最近調べてみましたら、あのこの経済環境の中でも増資、増益ということのようでもありますけれども、今の感触としてはどうなのか。それから経済効果の検証については以前1回お答えをいただいておりますので、それから2年経った後の状況についてご説明をいただきたい。それから水資源について何らかの動きを検討しておられるのであればその点もお伺いしたいということで質問して、私の質問を閉じたいと思います。

町長

最後の質問残りまあ3分の中でのこととありますが、あのこちらからは時間をオーバーしても構わないということだというふうに思いますので、一応あの通告をいただいております内容を少しあの予定よりも端折ることになるかと思っておりますけれども、またあの担当課長も含めてご報告申し上げたいと思います。まああの常にあの浜田議員の考え方の中に、このいつまでも企業誘致に頼るのではなくてということの中と同時に、雇用をまあ確保という問題があるわけでありまして、ちょっと少し私どもも当然あの誘致企業優先でこの政策をやっておるわけでは決してございません。当然のことながらこれは今までのこの既存企業を育成をして、是非ひとつ充実拡大をしていってほしいということの中で、更なる雇用の促進を目指して企業誘致ということも力を入れていかなきゃならんと、そのことが町の活性化に必ずつながると雇用につながるという考え方の下に進めておるわけでございますので、誤解のないようお願いしたいというふうに思います。で、少しあのオーバーするかと思っておりますけれども、雇用の問題でございますけれども、これはあの大変今厳しい状況の中で2年後ぐらいかまあ質問をされた経過もございまして、あのお陰様で飯島町の企業はひとつのあの大きい七久保の企業が、派遣社員、外国人従業員というようなことの中でありましたけれども、リーマンショック以来非常にあの厳しくなってほとんどの外国の方が2〜300人お帰りになったということ以外は、若干あの浮き沈みはありますけれども、なんとか歯を食いしばって雇用だけは維持しとっていただくということが、いろいろ企業訪問や聞き取り調査をしても現実の姿であるということをお伺いしたいというふうに思うわけでありまして、それで当然のことながらこれはあの町の工業団地4カ所あるわけでございますけれども、数十年来やってまいりまして、今多くの

町の町内に努める企業の従業員っていうのはその誘致企業に抛り所が非常に大きいという形でございまして、必要に応じてまたその辺は、前にも申し上げましたけれども申し上げます。と同時にあの最近また幾つかの企業誘致的な部分も入ってまいりまして、1つにはあのこの間お願いした宮沢フルートさんがこれも30人ぐらいまあ雇用をすると、それから災害関係では大村技研さんがやはり30人ぐらいというような雇用が確保されておるといようなこと。それから更にあの一旦今縮めました七久保のセラミック工場がですね新しい進出分野との取引成立があったというやに聞いておりまして、100人ぐらいここへきて募集に向けて増員していくというような、ありがたい雇用関係ではニュースを聞いておりますし、それから次のまあ七久保に展開する企業もこれもまあ30人ぐらいから将来100人ぐらいということの中で、やはりあのこうした厳しい状況の中で高齢化社会が進む中でやっぱり支える人と支えられる人がやっぱり確保していないとこれからの社会は成り立たないという考え方でございまして、飯島町でも規模は小さいんですけどもそれなりに雇用だけは確保してまいりたいというふうに思っております。

それから水資源の問題でございまして、これもまあいろいろ今社会で取りざたされております。基本的にはあのこうした深さであっても基本的にはその土地所有者の財産・権利であるというのが一般的な法律の見解でありますけれども、やはりこの限られた水というものを地表水も含めて皆で大切にしていこうというこの水資源の問題があるわけでありまして、ただあのこれを一貫した条例なり法律でというのは県もまだございませぬし、国もございませぬ。是非ひとつあの統一的な見解の中で条例なり法律をということで、地方の各7団体はそれを国に求めておりまして、今若干国もその腰を上げてですね、そのきっかけになったのはあの中国の山の買い占め問題があるわけでありまして、その水源を何としても確保していこうということから始まって、今の水源の問題になってきて水使用の問題になってきておるわけでございますので、そうしたことの踏まえる中で上伊那全体としてはあの水確保に関する共同宣言というものを発表しまして、それを現在のところ上伊那の各市町村は共通した認識の中でひとつ、当然あの山の安易な売却はしないように、水源確保ということですが、本来のその水の大切さというものを共有する中でまあ取り組んでいこうということが今の状況でございます。当然のことながらこれはあの企業ばかりではなくて、個人のいろんな深井戸、横井戸もあるわけでありまして、そうしたこともやっぱりこうしたひとつの法整備なりというときには、安曇野市がひとつその先例として今検討進めておるようではありますが、そうしたそこに生活する者、事業を営む者、それぞれがこの水に寄せる想いというものをひとつ客観的な立場からひとつ捉えていこうという動きの中でありまして、飯島町も今後必要に応じてまたその辺のところを、国の法律はあたりの動きが出てまいりましたらそれに合わせた形の中で考えていく必要があるということで、課題とさせていただきますというふうに思っております。若干雇用のことを補足して申し上げます。

産業振興課長

議員のご質問の2番目でございますけれども、経済的効果の検証ということで説明をさせていただきます。前回もあの23年の9月のご質問の中でお答えしましたけれども、15年から22年まではだいたい16%程度の工場団地の経済的なまあ効果があったということでご説明させていただきました。その後あの22年、23年、24年ということでございまして、一応あの22年につきましては19%、23年につきましてはあのま

議長

ありーマンショックの関係で繰越欠損金がまあ損期に算入できるというのが7年ということで法人税も改正されまして、非常にあのそういったことで法人町民税が減少しております。そういった影響も受けて23年につきましては17.4%ということでありまして、ただあの町ではあの経営規模拡大等につきまして生産設備の固定資産の関係を補助金として交付しておりますので、そういったものを勘案しますと約16.3%になります。23年度につきましては16.3%ということで企業団地分の経済的効果ということでございまして、それから24年につきましてはこれ今予算の中での数字になってしまいますけれども、一応全体的には19%程度、この補助金を抜いた段階で19%くらいということで経済的効果があるんじゃないかということで試算しております。いずれにしてもあのこれからの経済変動ですとかいろいろの問題がありますけれども、町内企業は非常にあの技術的にも高い技術を持っておりまして、先ほど町長も申し上げましたように雇用もこれから100人規模で増えていくというような設備投資等もあるということでお聞きしておりますので、まあ19~20くらいの中で推移していくんじゃないかというふうに考えております。

以上で本日の日程は終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前10時58分 散会

平成24年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成24年12月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 請願・陳情等の処理について

日程第 3 議会閉会中の委員会継続審査について

平成24年度12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成24年12月17日

追加日程第1 発議第11号 「安心できる介護保険制度の実現を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第12号 「原子力発電所の安易な前倒し再稼働の絶対反対と廃炉に向けた取り組みを求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖	2番 宮下 寿
3番 浜田 稔	4番 三浦寿美子
5番 竹沢秀幸	6番 北沢正文
7番 倉田晋司	8番 中村明美
9番 坂本紀子	10番 堀内克美
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	浜田幸雄
議会事務局書記	市村晶子

## 本会議再会

開 議 平成24年12月17日 午前9時10分  
議 長 ただいま時間になっておりますけれども、竹沢議員がまだ見えておりませんので会議を開会するのをちょっと遅延をしたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 (承諾の声)  
それじゃあよろしくお願ひします。  
(午前9時16分開議)

議 長 おはようございます。  
町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまです。  
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において、提出されました案件また付託されました案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。  
去る7日の本会議において付託いたしました請願・陳情等の案件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いを申し上げます。  
それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告はありません。

議 長 ここで暫時休憩といたします。休憩。  
事務局長 すみません。ご連絡申し上げます。ちょっと議員の皆さん打ち合わせございますので、議員控室の方へ移動していただけますか。お願ひいたします。  
(暫時休憩)

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

議 長 日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。  
先ほど申し上げましたとおり、去る7日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配布のとおり各常任委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。  
ここで議事進行についてお諮りします。各請願・陳情の審議につきましては各委員長よりそれぞれ委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。初めに総務産業委員長の報告を求めます。竹沢総務産業委員長。

総務産業  
委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件

を審議するため、12月13日本委員会を開催しました。去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました24陳情第12号、「すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」について、上伊那医療生活協同組合、安心まちづくり委員会委員長百瀬深氏から提出がありました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、先ず陳情反対の立場で、今年の夏、関西で電力が足りないとは大きな間違いである。中小及び大企業が節電し一般住宅も冷蔵庫、エアコンなど節電し乗り切った。これから以後も節電を強要されるのは忍び難い。また北海道はこの冬7%節電でお年寄りなどの命を脅かすものである。意見書文の原発再稼働を直ちに中止はいかなものか。除々にすべきであり、そうしないと国民の生活が成り立たないので陳情に反対。また直ちに中止は疑問がある。原発の是非は信濃毎日新聞の引用でも、1、福島原発事故をどう考えるのか。2、地盤の問題。3、代替エネルギーの上達と見通し。4、使用済み核燃料の最終処分がある。電力量のパイは決まっている。国民レベルでどう考えるかが課題。電力量はいろいろなデータが氾濫し飛び交っているが原発ゼロはだれもが願っておる課題であり、直ちに中止は賛成できない。また原発ゼロは国民の願ひである。社会経済活動のためにエネルギー電力の確保は必要だが原子力に依存しない代替エネルギーが必要であり、直ちに原発再稼働中止には反対である。

一方、陳情賛成の意見として、電力不足を言うが脅かしであり関西電力も8月も十分な余裕があった。他の電力会社の協力もあり不足していない。わが国は地震国であり原子力発電所の再稼働は危険でマイナスである。日本企業は原子力からエネルギー転換すべきであり、国家的に新エネルギーに取り組むべきである。よって直ちに中止の陳情に賛成。

なお、陳情審査の結果は以上のとおりであります。当面する課題について飯島町議会として国へ働きかける意見書を後刻議員発議により提出するよう委員会で審議いたしました。その意見書は原子力発電所の安易な前倒し再稼働の絶対反対と、廃炉に向けた取り組みを求める意見書案であります。議案提出の暁には議員各位の賛同をお願ひし委員長報告といたします。

議 長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。竹沢総務産業委員長自席へお戻り下さい。次に社会文教委員長からの報告を求めます。

三浦社会文教委員長。

社会文教  
委員長

それでは社会文教委員会委員会報告を行います。12月7日の本会議で付託されました24陳情第11号「安心できる介護保険制度の実現を求める陳情」について12月13日に委員会を開催し、提出者である長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子氏の代理人である上伊那民主医療労働組合執行委員長、山本慎吾氏に参考人として出席を求め慎重審議をいたしました。参考人による陳情内容の説明、質疑、応答を経て討論、採決を行いました。討論では反対意見として内容・趣旨はわかるが現在社会保障と税の一体改革が進められており、その中の検討項目となっている。今議会で採択し意見書を上げるのは拙速である。賛成意見としては陳情内容は理解できるとの意見。また陳情項目の1、介護現場の実態を踏まえ介護報酬の緊急再改定を行うこと。は、項目の2、3、4、と重複する

内容と思うので陳情項目1を除いて一部採択することが良いと考える。との意見が出されました。全委員の総意により陳情項目の1、の実態を踏まえ介護報酬の緊急再改定を行うことを除いた3項目を一部採択すべきものとしたしました。よって24陳情第11号「安心できる介護保険制度の実現を求める陳情」は一部採択すべきものと決定いたしました。以上報告いたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。三浦社会文教委員長自席へお戻り下さい。

以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これより案件ごとに討論・採決を行います。

第24陳情第11号「安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

24陳情第11号「安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書」について採決します。

お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は一部採択です。本陳情を委員長報告のとおり一部採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって24陳情第11号は一部採択とすることに決定しました。

議長 次に24陳情第12号「すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

1番

久保島議員

私は「すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」は不採択すべきと討論いたします。原子力発電所に依存しない日本への移行は3.11以来、国民の誰もが願うものであります。しかし再稼働を直ちに中止することは多くの不安と懸念がございます。先ず今年の夏、関西地区で電力不足は生じせず、大飯原発の再稼働は不要であったという議論がございます。それは中小企業を中心に作業時間の短縮や夜間作業、また休日変更など実施し、また民間では熱中症も顧みない無謀な節電対策とでも言いましょうか、それにより達成されたものでございます。またこの冬、寒波襲来の中、北海道地区で7%の節電要求要請がされております。住民の生命安全安心に大きな不安をもたらすものと考えております。特にお年寄りが一人である昼間、正直にストーブを消して節電をしているという話も入ってきております。もっての他だというふうに思っております。電気に依存している現在において電力不足や停電の心配による節電は生活を破壊し生命の危険を伴うものでございます。不要不急のものまた危険が懸念されるものについて再稼働しようということは申しませんが、緊急の場合や電力需要期には全国の電力会社の融通はもちろんです、規制委員会の安全とした原発は稼働させることを最小限に残しておきたいと思うところでございます。再生可能エネルギーによる発電や代替エネルギーの確保などを踏まえて段階的に徐々に廃炉を図っていくということが必要だと思っているわけでござ

います。従いまして再稼働直ちに中止には賛同できません。以上をもちましてこの陳情は不採択とすべきと討論いたします。

議長

9番

坂本議員

他に。

私はこの意見書に対して賛成の立場で討論いたします。3.11の地震以来、未だ多くの16万人の人々が故郷に帰れない状態が続いております。私も福島県飯舘村へ2回行き現場を見てきました。今年11月15・16日と支援物資も持って行ったとき放射能に汚染された町や村はゴーストタウンとなり、静まり返った道路には猿の集団がおり、車を走らせても恐れる様子もなくたたずんでいます。また畑や田んぼには1メートルもの雑草が覆われ、それらが広い面積で広がっています。除線の実態も見学しましたがマスクはしていましたが作業員は手軽な服装で作業し、線量計は胸に入れていましたが大丈夫なのかと私は不安を感じました。またこの広い面積を一体どうやって除線するのか、それにはお金も人手も莫大に掛かります。それが果たして可能なのかと疑問を持たざるを得ません。飯舘村の避難住宅は狭く、大家族では住めず家族がバラバラに住んでおり、多くは農業者であったため耕す土地を奪われ、高齢者の方々は白い壁を見つめながら希望を失い、病気になる方が増えています。地震でも安全だといった政府と電力会社の責任は重く、深く反省すべきであります。私たち国民も原子力発電所での危険に対して知識を深めず、安易に便利な生活手段として電気消費に加担してきた責任もあります。この夏の電気消費量を見ても原子力発電のエネルギーがなくても経済や生活にはあまり影響が見られませんでした。私たちはもう一度立ち止まり日本の未来のために原子力発電所に頼らない安全なエネルギーのあり方を研究実行すべきです。また地球の未来にツケを回すような原子力発電に頼ったエネルギー政策を変換すべきです。よって私は賛成といたします。

議長

6番

北沢議員

他に反対討論ありませんか。

あ、すいません。あのこの採択すべきものに賛成の意見でいいわけですか。不採択すべきものに賛成の意見でよろしいでしょうか。

議長

6番

北沢議員

はい。

私はあのまあ今回ちょうど折しも選挙が行われたわけでございますけれども、国民の願いの第一を分析してみますと、今日本に必要な一番の最大の課題は雇用の確保、それから景気浮揚、これが国民の願いの第一だというふうに考えているところであります。そうでもです、ね、日中関係だとかいろんなことがありまして、非常にあの景気に影が陰りが差すような事柄が国内国外を通じてあるわけでございます。で、電力の確保というのは日本の産業にとっても絶対必要でございますし、われわれの生活も今それぞれの発言がありましたとおり、もう電気なしでは生活できないとこういつたことがあるわけでございます。一方で重大な事故が起きて、そのことは国民等しく理解をしているところでありまして、そういったものを今後代替エネルギーに切り替えていくと、こういったことは国民の願いであるということは十分承知しているわけでございますが、東京都の今度当選されました猪瀬さんも言うておりますけれども、東京都も古い火力発電所が稼働してやっとな電力を賄っているとこんなことでありまして、電力の安定供給については今後大きな課題であるというふうに捉えているわけでございます。従って私はこの陳情書の中で直ちに

全面中止を求めると、こういったことにはちょっと賛成しかねるところでありまして、まあ例えば燃料をほとんどが外国に依存をしているわけでございまして、もうそういう政策そのものがもう燃料の高騰を産む要因になるわけでございまして、まあそういった状況を総合的に判断しながら、なるべく速やかにこの原子力発電を中止の方向で向いてもらうのがいいのではないかとということでありまして、直ちに中止を求めるとこの部分には賛同しかねますので不採択すべきものという内容で賛成をするものであります。

議長  
3番  
浜田議員

他にありませんか。

委員長の報告と違ひまして、この陳情を採択すべきという立場から意見を申し上げます。論点を3つほどにまとめてお話したいと思っておりますけれども、先ず第1番目に核エネルギーに対してどう考えるか、これが一番基本的な議論・論点ではないかというふうに思います。で、まあ既に今回の3.11の事故で明らかになったように、一旦事故が起こった場合にその拡散した放射能を取り除くことは現代の人類はその技術を持っておりません。その影響は地域を超え時間を超え、非常に長い時間地上に留まり続け、しかも拡散を続けていくとこういう極めて危険極まる事件が未だに続いているわけでありまして。現在、核の被害を恐れて生まれ故郷から去っていった人たちは、この上伊那全域に相当する人口であります。こんなことが繰り返されていいのかということでありまして。それと同時に原子炉が生み出す核廃棄物、これをどのように処理するかということに対する技術も人類は持ち合わせておりません。どこの国もこれに対する解決策を持っていない。これほど危険な技術を、しかも3.11の事故の検証もなされないままに再稼働の道を開くようなことは世界に恥ずべき判断になろうというふうに私は思います。そういう意味でこの意見書は非常に明確に再稼働の禁止を求めているわけでありまして、この明確な意思決定が必要な時期ではないかというふうに思います。

それから2番目、電力不足あるいは電力供給不足に対する議論であります。これについては様々な議論が戦わされていますけれども、私は1つの資料を根拠に電力は足りているということをお願いしたいと思います。これは原発に反対している人の意見ではありません。私が紹介するのは政府の電力供給に対する需給検証委員会が行った報告であります。これによれば、電力各社別にこの夏の最大需要日における需給状況がまとめられていますけれども、もっともひっ迫した九州電力においても予備電力は6.9%が確保されており、一般的に必要とされる予備力8～10%には届かないものの、ほぼ余裕のある状態だったというのが政府の機関の報告であります。で、この冬の懸念というお話もございまして。しかし同じ政府報告によればこの冬の需給状況においても各社とも予備率3%を確保できる見通しとしており、数値目標を持った節電の呼びかけは回避できる見通しとなっている。ただし北海道電力においては夏よりも冬の需要が大きいことや、本州から送電される連携線の容量が60万キロワットに限られており、これは故障した場合のリスクがあるとまあこういう条件付きの文書でありますけれども、このような報告になっております。で、この北海道に対する問題というのはですね、実は電力不足なのではなくて3.11から1年半にも経った今日でもですね、それに対する対策を行わなかった。その怠慢を説明しているにすぎないと私は思っております。従って電力不足ということですね政府の認定においても行われていない。それから様々な脅し文句に近いような不安がまき散らされましたけれども、それが社会的なニュースになったというふうに私は認識しておりません。それ

ともう1つは燃料の高騰でありますけれども、これは日本の液化天然ガスの買入れ価格がですね、国際相場から見れば9倍にも上っているということで、この取引所を作るという議論が数カ月前でしたか新聞に載っております。そのくらい燃料の確保に対する日本の体制は非常に甘かったということが原因でありましてですね、これを価格高騰の理由にするということですね、実は怠慢の言い訳に他ならないというふうに考えております。

3番目に日本の自然エネルギーの転換が大変であるかどうかということでありまして。これはドイツと日本を比較してみれば明らかだと思いますけれども、ドイツは明確に原発依存からの脱却を決定しました。でこれによって現在ドイツで生み出されている雇用は35万人と言われております。で今日本の少なからぬ企業ですね、原発に依存しない企業の中にはむしろ日本が原子力に依存し続けていることに対する産業の衰退を懸念している声もあります。これはどういう意味かと言いますと、相変わらず原子力にしがみ付いているが故に、例えば風力ですとか潮力ですとかそういった技術がヨーロッパを中心に発展していて、日本は技術的に遅れてしまうのではないかと、こういう危機感を抱いている先進的な企業もあります。で、これは昔の公害事件を思い起こせば明らかでありますけれども、日本の企業は国民の公害反対運動に対して、公害防止対策を行えば企業は採算が合わなくなって倒産すると、こんな議論が繰り返されました。しかし現実には国民の力の前に公害対策を行い、現在は逆に中国やその他の国に対して日本の優れた公害技術を活用せよというふうに迫る状態になっています。つまり社会が要求していることを企業が積極的に取り組むことによって実は産業の再興が図れると、これが現実の姿ではないかというふうに思います。私はもう限界の見えた、しかも対策の見えない原子力にしがみつくとではなくて、日本の産業は自らの退路を断ってヨーロッパの各国と同じように、次のエネルギーに向かってですね、エネルギー政策、エネルギー技術の転換を図ると、これによってこそ日本の雇用と産業の大きな発展が見込まれるのではないかと思います。

以上3点をもってこの意見書を採択すべきだというふうに意見いたします。

議長  
11番  
平沢議員

他にありませんか。

私は24陳情第12号「すべての原子力発電所再稼働中止を求める意見書の提出を求める陳情書」に不採択の立場で討論を行います。この陳情書の趣旨はまあ理解するところもありますが、まあ要はこのすべての原発、原子力発電所再稼働を直ちに中止するを求めるものであって、請願の趣旨からちょっと逸脱している部分もかなりあると思います。まあこの問題はイデオロギーで語る問題ではありません。いかなる事態、状況においても社会、経済活動が支障がないようにエネルギー需給の安定を万全に期さなければなりません。例えば全てのエネルギーの可能性を徹底的に掘り起こして、社会、経済活動を維持するための電力は確実に確保しなければなりません。従ってこのすべての原発を直ちに停止することは、これは私たちの生活、電気料の値上げなど社会生活や企業活動に大きな影響が出るものと考えられます。よって私はこの陳情書を「直ちに」という文言がある限り不採択するものであると私は思います。以上です。

議長

他にございませんか。

議長

(なしの声)

議長

それでは討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

24陳情第12号「すべての原子力発電所再稼働の中止を求める意見書の提出を求める

陳情書」についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立下さい。

議長 [賛成者起立]  
お座りください。  
起立多数です。従って24陳情第12号は不採択とすることに決定しました。

議長 日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。  
会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の案件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

議長 ここで休憩といたします。再開時刻を午前10時15分といたします。休憩。

午前 9時57分 休憩  
午前10時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。  
只今お手元に配布いたしましたとおり、坂本紀子議員、宮下寿議員から計2件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第2として議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。よって議案2件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第11号「安心できる介護保険制度の実現を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)  
議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
9番 坂本紀子議員

9番 坂本議員 「安心できる介護保険制度の実現を求める意見書」の趣旨説明を行います。介護保険制度は2000年に始まり10年以上が経過しました。社会が公的に要介護高齢者等の介護生活支援を行うとして介護の社会化を目指したのが介護保険制度でありました。制度が出来上がった頃の受給者は厚労省のデータで全国で184万人でしたが、2008年度は377万人と倍増しております。またそれを支える保険者が負担する保険料は制度スタート時から約2倍近くも上昇し、2025年団塊の世代が後期高齢者となると介護保険制度が崩壊すると言われております。当町でも今年4月から第1号介護保険料が改定され基準月額4,980円となり、1,180円の上乗せとなりました。現在の社会情勢からして高齢者にと

っては重い負担となってきています。訪問介護の報酬改定がされヘルパーの生活援助の時間区分が1時間から45分にされ、細切れ、駆け足の介護を強いられることとなり、サービスの低下や事業所の経営悪化が報じられています。介護保険制度発足当初から低い介護報酬により施設、在宅の介護労働者は低賃金と過酷な労働環境で推移してきており、制度全体の見直しを求めるものです。以上の理由によりまして記以下3点を国に強く求めるものです。多くの方のご賛同をいただきたいと思います。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
8番 中村明美議員。

8番 中村議員 賛成討論をいたします。国は少子高齢化社会が益々深刻化するに当たり、社会保障の充実を図るため社会保障と税の一体改革制度を定めました。その中には地域の充実に応じたサービスの提供体制の効率化と機能強化を図る。そのため診療報酬、介護報酬の体系的見直しと基準整備のため一括的な法整備を行う。また介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化、と定められております。本意見書の内容も含まれております。新政権において制度内容を曲げることなく実現するために、安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の提出に賛成いたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありますか。

3番 浜田議員 この意見書を採択すべきという立場から意見を申し上げます。2点申し上げます。1つは介護はやはり社会が支えるべきだということの重要性です。個人的な体験からしましても素人である家族がすべてを見ることはできません。むしろ専門家も入った介護のシステムが病状をどう回復したという事例を身内でも知っております。この制度がより強化されるべきではないかというふうに考えます。2つ目は介護は社会的な負担かどうかという話であります。とかくお荷物であるような意見が見受けられますけれども、私はそうではなくて重要な産業分野であるというふうに考えています。これは先般、上伊那の議員研修の場で岩間会長のお話の中にもありました。今後の重要な産業としては農林漁業、それから自然エネルギー、そしてもう1つが介護医療等の社会保障だということでありました。社会保障というのはある意味ではサービス業であります。しかもとりわけ人手を必要とするサービスであります。そこに多くの雇用が生まれればそれは地域への様々な経済的な循環を産み出し、それによって活性化が行われるという意味では極めて重要な産業分野であり、それによって成り立っている国家も北欧の方ではあります。そういう意味で介護の仕組みというのをむしろ前向きに捉えるべきだということで、この強化を推進すべきということで意見表明としたいと思います。

議長 他にありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
発議第11号「安心できる介護保険制度の実現を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。従って発議第11号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第12号「原子力発電所の安易な前倒し再稼働の絶対反対と廃炉に向けた取り組みを求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)  
議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
2番 宮下寿議員。

2番 宮下議員 それでは「原子力発電所の安易な前倒し再稼働の絶対反対と廃炉に向けた取り組みを求める意見書」について提案理由の説明をさせていただきます。昨日の新聞報道に福島第1原発事故で野田首相が原子炉の冷温停止状態を達したとして事故終息を宣言してから16日で丸1年になる。30年から40年掛かる廃炉作業には1日約3,000人の作業員が従事している。ただ高い放射線量の影響で炉内の正確な把握は未だ困難な状況で、冷温停止を維持するために増える汚染水との戦いが続いている。1号機から3号機から出る放射性物質の量は事故直後から約8,000万分の1に激減した。ただ原子炉建屋の中は高線量の場所が多数あり、損傷状況も明確に分かっていない。特に危険性が指摘されている4号機の燃料貯蔵プールで今年7月に2体の未使用燃料の試験的な取り出しに成功した。ただ1号機から4号機のプールには新燃料も含め約3,100体の燃料がある。1号機、3号機のプールには今なお多くの瓦礫が積もっており、クレーンでの遠隔作業による作業は困難が予想される。国会事故調委員長だった政策研究大学院大学の黒川清教授は事故は今も継続しているという認識を持ち、独立した第三者によって厳しく監視されるべきであると指摘している。という記事が掲載されていました。福島県全体で16万人が避難生活を強いられている現実、いかに原発事故が際限のない後始末に追われる悲惨なものかを物語っています。にもかかわらず前後しますが、12月7日の新聞報道では原子力規制庁が原発の新たな安全基準が来年7月までに決まるのを待たず、来春に骨子がまとまった段階で既存原発が新基準に適合するかどうか事前調査に入る方向で検討していることが6日分かった。再稼働に向けた事実上の手続き前倒しで、一部の原発で来年夏の再稼働が現実味を帯びてくる。規制庁は新基準決定後の正式な審査手続きの効率化を目的として挙げている。しかし早期の再稼働を望む電力会社や立地自治体への配慮もあるとみられ、再稼働スケジュールありきの印象を受ける。と規制庁の姿勢を疑問視する声もある。とありました。規制庁が取るべき姿勢の原点がどこにあるのでしょうか。国そして規制庁の関係する職員幹部は今こそ世界中から日本という国がどのような姿勢で原発事故の対応をしていくのかを見られていることを忘れてはいけません。決してただ経済上の理由あるいは既存の会社、立地自治体などを優先するだけの対応をとることは許されません。誰のために何のために新基準を策定し、そのための調査をし、どうしたらよいかを熟慮し判断を下すのか。ここで私は非常に残念なことがあります。15日に政府がIAEAと共催する原子力安全に関する福島閣僚会議が開幕し、その中で新興国などから原発推進を目指す声が相次いだとのこと。戦後の日本のように経済成長や人口増による電力需要拡大を背景に、また温室効果ガスの排出抑制圧力の中で原発が最適な解決策とするなどの意見が多く出たということで

す。人間の欲望に際限はなく、その欲望を満たすためにどれほどの犠牲を払うのか、未だに人類に反省がない。はたまた温暖化を防ぐのに本当に原発しかないのか、他に方法はないのか。日本という国は戦争とはいえ世界唯一原爆という核兵器の投下を受け、そして現代で自然災害によって起きた事故で人間の英知、想定を超え、今度は日本が放射能をばらまいてしまいました。その結果として今、私たち日本は核という兵器にもなりエネルギーともなる原子力に世界で1番敏感で慎重でなければならないはずで。絶対にフライングは許されません。核燃料の最終処分も未だ解決できないものを増産することが許されるのでしょうか。直ちにすべての原発の廃炉はできないとしても、決して安易な再稼働を容認することは絶対にしてはいけません。どうか議員全員の皆様のご賛同をいただき、多分全国初になると思いますが、この意見書を国に提出したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
1番 久保島巖議員。

1番 久保島議員 本案に賛成の意見を申し上げます。原子力規制委員会が結論を出す前に規制庁が再稼働を急ぐ、猪突猛進、これは不安と不信のみを増進させる愚かな選択と言えます。基準の確立を待つべきでしょう。あわてずに規制委員会の方向に踏まえて、政治的判断を加えて、まさに必要不可欠の場合のみ稼働させるという体制をとるべきだと考えます。また再生可能エネルギー発電の早急な確立と火力発電燃料の低価格化、また量の確保など、新燃料や新用途の開発などに全力に取り組むべきだと考えます。なるべく早い時期に全原子力発電所の廃炉ができるように取り組む必要があろうと考えます。そこで国会及び政府機関に働きかけるべきと考えております。従いまして本意見書に賛成をいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。これから討論を行います。反対討論はありませんか。  
賛成討論はありませんか。

3番 浜田議員 本意見書に賛成する立場から討論を行います。先ほどの原発即時廃止の意見書が不採択に終わったことは大変残念であります。しかしながら今提出されました意見書は再稼働のための条件づくり、あるいは緩和を求めるものではなく、やはりその基本的な考え方には原発の全面的な廃止に向かったの努力を求める内容が盛り込まれています。そういう意味でこの意見書を採択すべきというふうに考えます。以上です。

議長 他にございませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
発議第12号「原子力発電所の安易な前倒し再稼働の絶対反対と廃炉に向けた取り組みを求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第12号は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町 長

それでは12月議会定例会の閉会にあたりましてごあいさつを申し上げます。去る7日から本日まで11日間の会期をもって開催をされました12月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件の全てを原案のとおり議決をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。併せて議案審議や一般質問を通じていただきました貴重なご意見やご提案等を胸に留め置きまして、今後の町政運営に全力で努めてまいりたいと思います。また今議会におきましては議員発議によります飯島町議会基本条例も全会一致で議決をされました。議会と議員のより一層の使命感と活性化が図られ、町政の発展と町民福祉の向上に寄与し、豊かで明るく住みよい安心安全な飯島町の実現が図られますようご期待を申し上げますとともに、共に努力をしてみたいと考えております。

さて3年前、長期政権を維持してきました自民党中心の政権に代わって民主党中心の政権に移ったわけでありましたが、昨日投票日の第46回衆議院選挙におきまして、多党林立の中、冬の寒さとは対照的に熱い選挙戦が戦われたところであります。結果につきましてはご承知の通り自民党の圧倒的な勝利となり、再び政権が交代することとなりました。これからの町政運営とも直結をしてみたいと思いますが、このことから国政がどのように変わっていくか予算編成とも重なっておりますので特に注意をしてみたいと考えておりますが、いずれにいたしましても景気回復をはじめ今度こそ国民本位の明るい展望の開ける政治を切に期待をしてやみません。一方、先週12日には世界中の中止申し入れにもかかわらず北朝鮮が人工衛星と称してミサイル打ち上げを強行をいたしました。幸い日本をはじめ落下物等の影響はありませんでしたが、誠に遺憾、怒り千万であります。度重なるこうした事態に国連をはじめ厳しい対応が望まれます。

さてこのような中でありますが、昨日の町道堂前線の正式開通とともに飯島町の活性化に向けて期待をされております伊南バイパスも、この22日には本郷、石曾根間が開通を迎えることができます。市街地とのアクセスも容易となり、そこから遠望する2つのアルプスの景観の美しさから沿線のこれからの都市空間形成に対する期待が益々高まっております。地域また多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも魅力あるまちづくりを目指して、町民の皆様とともにまちづくりに邁進をしてみたいと考えております。またこの後開催をされます議会全員協議会におきまして報告を予定をさせていただいております実施計画をベースにして、これから平成25年度に向けた予算編成作業を進めてまいります。国におきましては継続して東日本大震災の復興、年金、医療、介護等増え続ける社会保障費などの財源確保、景気回復とともに3党合意の消費税増税問題、原子力発電所の問題、TPPや領土問題、少子高齢化対策等々、まさに課題山積の諸問題が論議をされることになるわけであり。現段階では国政においては明確な点が多いわけでありますが、町におきましては行財政改革を進めながら予算編成にあたりましては限られた財源を大切に、基本構想に基づくまちづくりを進め、町民の皆様への負託に応えるべく努力をしてみたいと考えております。なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて今年も余すところ2週間となりました。先日も東日本大震災の余震とも言われてお

議 長

ります三陸沖を震源といたします大きな地震の発生とともに、津波も観測をされ、今後まだまだ心配をされるところでございます。このような状況の中、東日本大震災や栄村の震災被災地におきましては未だに多くの方が仮設住宅等で2回目の冬を迎え、雪や厳しい寒さとの戦いが始まっているかと思えます。どうか国による十分な支援、対策がなされて、一刻も早い復興復旧を心から願っておる次第でございます。ところで今年一年の世相を一字で表す今年の漢字に「金」という字が選ばれました。混沌混迷した厳しい一年の中にも金環日食の天体ショーやロンドンオリンピックでのメダルラッシュ、山中伸也教授のノーベル賞受賞、更には高さ世界一の金字塔となった東京スカイツリーの完成などが反映をされたと言われております。この漢字を揮毫した清水寺の森清範貫主は、震災で大変つらい思いの中で一筋の光明を見つけて頑張っていこうという多くの人々の気概を感じたと言っておられます。被災地の皆様が元気で新しい年を迎えられますように、また新年こそ幾多の試練を乗り越えて日本中が明るい年となりますように切に願っているところでございます。

最後になりましたが、議員各位にはこの1年間のご苦勞とご協力に対しまして心からお礼を申し上げますとともに、いよいよご健勝で良い年を迎えられ、飯島町の発展のため一層のご活躍を心からお祈りを申し上げます。12月議会定例会のごあいさつとさせていただきます。誠に苦勞様でございました。ありがとうございました。

以上をもって、平成24年12月飯島町議会定例会を閉会といたします。  
ご苦勞様でした。

午前10時48分 閉会

上記の議事録は、事務局長 浜田幸雄の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員